

## V. 標準積算システムコード表 (宮城県独自)

## V. 標準積算システムコード表（宮城県独自）

1. 工事価格の算定に適用する積算体系（率体系）及び工事工種体系	V - 1
(1) 標準ツリー	V - 1
(2) 用語の説明	V - 2
(3) 工事工種体系の種類	V - 2
(4) 工事工種体系の基本構成（例：【一般土木工事】）	V - 3
(5) 工事工種体系（県独自）の構成	V - 4
2. 施工単価コード一覧表	V - 2 3
宮城県農業農村整備事業等標準積算基準優先施工単価早見表	V - 2 4
施工単価コード一覧表（土木工事，東北独自）	V - 2 5
施工単価コード一覧表（調査・測量・設計）	V - 5 0
施工単価コード一覧表（用地測量・用地調査）	V - 5 7
施工単価コード一覧表（施設機械）	V - 6 7
3. 施工単価条件表（宮城県独自）	V - 7 4
4. 東日本大震災で適用する土地改良事業等請負工事の歩掛	V - 9 4

# 1. 工事価格の算定に適用する積算体系(率体系)及び工事工種体系

## (1) 標準ツリー

標準積算システム標準ツリーを以下に示す。

### 標準ツリー

積算体系(率体系)	工種区分	工事工種体系
【一般土木工事】(単価型)	ほ場整備工事	ほ場整備工事
		区画整理工事(県独自)
		暗渠排水工事(県独自)
	農用地造成工事	農用地造成工事
	農道工事	農道工事
	水路トンネル工事	水路トンネル工事
	水路工事	水路工事
	河川及び排水路工事	河川及び排水路工事
	管水路工事	管水路工事
	畑かん施設工事	畑かん施設工事
	海岸工事	海岸工事
	コンクリート補修工事	コンクリート補修工事
	その他土木工事(1)	PC橋工事
		橋梁下部工事
機場下部工事		
その他土木工事(1)		
その他土木工事(2)	地すべり防止工事	
	その他土木工事(2)	
【ダム工事】(単価型)	フィルダム工事	フィルダム工事
	コンクリートダム工事	コンクリートダム工事
【施設機械設備製作据付工事】 (明細型)	用排水機設備製作据付工事	用排水機設備製作据付工事 小口径ポンプ設備工事
	河川用水門設備製作据付工事	河川用水門設備製作据付工事
	小形水門設備製作据付工事	小形水門設備製作据付工事
	ゴム引布製起伏堰製作据付工事	ゴム引布製起伏堰製作据付工事
	鋼製付属設備製作据付工事	鋼製付属設備製作据付工事
	除塵機設備製作据付工事	除塵機設備製作据付工事
【ダム用施設機械設備製作据付工事】 (明細型)	ダム用水門設備製作据付工事	ダム用水門設備製作据付工事
	ダム管理設備製作据付工事	ダム管理設備製作据付工事
【鋼橋製作架設工事】(明細型)	鋼橋製作架設工事	鋼橋製作架設工事
【電気通信設備製作据付工事】 (明細型)	電気通信設備製作据付工事	電気通信設備製作据付工事
	水管理設備製作据付工事	水管理設備製作据付工事
【委託業務(県独自)】(明細型)	調査・測量・設計業務(県独自)	調査・測量・設計業務(県独自)
業務積算(明細型)	【調査業務】	業務積算(調査)
	【測量業務】	業務積算(測量)
	【設計業務】	業務積算(設計)

積算体系（率体系）	工 種 区 分	工 事 工 種 体 系
業務積算（明細型）	【積算業務】	業務積算（積算）
	【施設機械設備設計業務】	施設機械設備設計業務
	【現場技術業務】	業務積算（現場技術）
	【調査業務（解析）】	業務積算（調査（解析））
用地調査等業務積算（明細型）	【用地測量業務】	用地測量業務
	【用地調査業務】	用地調査業務
公共嘱託登記業務	公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務	公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務
	公共嘱託登記（司法書士）業務	公共嘱託登記（司法書士）業務

## (2) 用語の説明

工事工種体系化で使用している主な用語については以下のとおりである。

- ①. Aレベル  
積算体系へ金額を引き渡すための明細である。
- ②. B1、B2レベル  
工事工種毎に定義された明細構造の雛形である。
- ③. B3レベル（明細ブロック）  
B2レベルを構成する単価群であり、施工（未成）単価、基礎単価が張り付けられた単価条件や数量、算出数量を入力する。  
明細ブロックは明細内訳（単価）として使用する「単価型明細ブロック」と明細として使用する「明細型明細ブロック」の2種類が存在し、これらの使い分けは積算体系により決定される。
- ④. 体系単価名称  
本来単価が持っている名称とは別に工事工種体系用の名称がつけられているものもある。

## (3) 工事工種体系の種類

- ①. 単価型明細ブロックを使用する工事工種体系  
明細ブロックを明細内訳（単価）として使用するものであり、「1. (1). 工事工種体系」に示している積算体系のうち、【一般土木工事】に属する工事工種体系がこれに区分される。  
本工事工種体系の中には、各工種に対応してBレベルのツリー構造が設定されたものと、ツリー構造を特に設定していない「その他土木工事(1), (2)」の工事工種体系がある。  
県独自の工事工種体系はB2レベルまで設定しており、B3レベル以下は積算者が設定する工事工種体系である。

②. 明細型明細ブロックを使用する工事工種体系

明細ブロックを明細として使用するものであり、「1. (1). 工事工種体系」に示している積算体系のうち、【一般土木工事】以外に属する工事工種体系がこれに区分される。

なお、【ダム工事】(フィルダム工事、コンクリートダム工事)及びコンクリート補修工事の工事工種体系は、Bレベルのツリー構造を特に設定していない。

(4) 工事工種体系の基本構成(例:【一般土木工事】)

階層(レベル)	名称	内容	備考
A-1	工種区分	現在下記の18工種について体系化を図っている。 区画整理工事(県独自) 畑かん施設工事 暗渠排水工事(県独自) PC橋工事 ほ場整備工事 橋梁下部工事 農用地造成工事 機場下部工事 農道工事 地すべり防止工事 水路トンネル工事 海岸工事 水路工事 コンクリート補修工事 河川及び排水路工事 その他土木工事(1) 管水路工事 その他土木工事(2)	
A-2	費目区分	直接工事費又は共通仮設費の費目	
B-1	工種	A-2レベルを構成するもののうち作業単位名、構造物名等の総称	明細補助文の欄 ・○○○
B-2	細別	B-1レベルを細別した作業単位名、構造物名等	明細補助文の欄 ・・○○○
B-3 (明細ブロック)	細別	工事施工上の作業単位、材料単位名等、契約に用いる工事数量表に数量を表示すべき区分	明細補助文の欄 ・・・○○○
	規格	B-3レベルを構成する作業単位、材料単位等の材質、規格並びに契約上明示する条件等	
	積算単位	積算を行う際に用いる単位	
	工事数量表示単位	工事数量表に記載する単位であり、契約上の単位	

(5) 工事工種体系（県独自）の構成

宮城県独自で作成している，工事工種体系は下記のとおりであり，その構成については別紙のとおりである。

- 区画整理工事（県独自）
- 暗渠排水工事（県独自）
- 調査・測量・設計業務（県独自）
- 小口径ポンプ設備工事

工事工種体系名称	区画整理工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	1/4
----------	--------------	--------	----------	--------	-----	-----

数位設定情報

Aレベル 整数3桁 四捨五入10基数	B0レベル 整数3桁 四捨五入10基数	B1レベル 整数3桁 四捨五入10基数	B2レベル 整数3桁 四捨五入10基数	B3レベル単価 小数第1位 四捨五入10基数	B3レベル金額 小数第1位 四捨五入10基数
--------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------------	------------------------------

明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
直接工事費 (仮設工を除く)			式	○		
・・・整地工			式	○	○	
・・・ほ場整地工			式	○	○	
・・・畦畔工			式	○	○	
・・・整地付帯工			式	○	○	
・・・道路工			式	○	○	
・・・幹線道路工			式	○	○	
・・・支線道路工			式	○	○	
・・・耕作道路工			式	○	○	
・・・道路敷砂利工			式	○	○	
・・・道路付帯工			式	○	○	
・・・用水路工			式	○	○	
・・・幹線用水路工			式	○	○	
・・・支線用水路工			式	○	○	
・・・小用水路工			式	○	○	

工事工種体系名称	区画整理工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	2/4
明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・・・パイプライン工			式	○	○	
・・・用水路付帯工			式	○	○	
・・・排水路工			式	○	○	
・・・幹線排水路工			式	○	○	
・・・支線排水路工			式	○	○	
・・・小排水路工			式	○	○	
・・・承排水路工			式	○	○	
・・・管排水路工			式	○	○	
・・・排水路付帯工			式	○	○	
・・・暗渠排水工			式	○	○	
・・・吸水渠工			式	○	○	
・・・集水渠工			式	○	○	
・・・水閘工			式	○	○	
・・・補助暗渠工			式	○	○	
・・・客土工			式	○	○	
・・・客土工			式	○	○	
直接工事費 (仮設工)			式	○	○	
・・・仮設工			式	○	○	



工事工種体系名称	区画整理工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	3/4
明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・・・旧構造物撤去工			式	○	○	
・・・雑物除去工			式	○	○	
・・・処分場処理費			式	○	○	
・・・仮道路工			式	○	○	
・・・仮水路工			式	○	○	
・・・仮土留工			式	○	○	
・・・水替工			式	○	○	
・・・安全費			式	○	○	
・・・交通誘導警備員	B19021		人	○	○	
事業損失防止施設費	S02115	[労務単価(一般労務)]	人			
運搬費			式	○	○	
準備費			式	○	○	
安全費			式	○	○	
・・・安全費 (交通誘導警備員を除く)			式	○	○	
・・・安全費 (交通誘導警備員を除く)			式	○	○	
役務費			式	○	○	
技術管理費			式	○	○	

工事工種体系名称	区画整理工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	4/4	
	明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
	営繕費等			式	○	○	
	官貸額 (直工・事業損失防止)			式	○	○	
	官貸額 (直工・事業損失防止除く)			式	○	○	
	一括計上価格			式	○	○	

工事工種体系名称	暗渠排水工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	1/4
----------	--------------	--------	----------	--------	-----	-----

数位設定情報						
Aレベル	B0レベル	B1レベル	B2レベル	B3レベル単価	B3レベル金額	
整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	小数第1位 四捨五入10基数	小数第1位 四捨五入10基数	

明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
直接工事費 (仮設工を除く)			式	○		
・・・暗渠排水工			式	○	○	
・・・吸水渠工			式	○	○	
・・・集水渠工			式	○	○	
・・・水閘工			式	○	○	
・・・補助暗渠工			式	○	○	
・・・整地工			式	○	○	
・・・ほ場整地工			式	○	○	
・・・畦畔工			式	○	○	
・・・整地付帯工			式	○	○	
・・・道路工			式	○	○	
・・・幹線道路工			式	○	○	
・・・支線道路工			式	○	○	
・・・耕作道路工			式	○	○	
・・・道路敷砂利工			式	○	○	

工事工種体系名称	暗渠排水工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	2/4
明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・・・道路付帯工			式	○	○	
・・・用水路工			式	○	○	
・・・幹線用水路工			式	○	○	
・・・支線用水路工			式	○	○	
・・・小用水路工			式	○	○	
・・・パイプライン工			式	○	○	
・・・用水路付帯工			式	○	○	
・・・排水路工			式	○	○	
・・・幹線排水路工			式	○	○	
・・・支線排水路工			式	○	○	
・・・小排水路工			式	○	○	
・・・承排水路工			式	○	○	
・・・管排水路工			式	○	○	
・・・排水路付帯工			式	○	○	
直接工事費 (仮設工)			式	○		
・・・仮設工			式	○	○	
・・・旧構造物撤去工			式	○	○	
・・・雑物除去工			式	○	○	

工事工種体系名称	暗渠排水工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	3/4
明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・・・処分場処理費			式	○	○	
・・・仮設道路工			式	○	○	
・・・仮設水路工			式	○	○	
・・・仮設土留工			式	○	○	
・・・水替工			式	○	○	
・・・安全費			式	○	○	
・・・交通誘導警備員	B19021		人	○	○	
事業損失防止施設費	S02115	[労務単価(一般労務)]	人			
運搬費			式	○	○	
準備費			式	○	○	
安全費			式	○	○	
・・・安全費 (交通誘導警備員を除く)			式	○	○	
・・・安全費 (交通誘導警備員を除く)			式	○	○	
役務費			式	○	○	
技術管理費			式	○	○	
営繕費等			式	○	○	
官貸額 (直工・事業損失防止)			式	○	○	

工事工種体系名称	暗渠排水工事 (県独自)	積算体系名称	【一般土木工事】	積算体系種別	単価型	4/4
明細名称/補助文		コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表
官貸額 (直工・事業損失防止除く)				式	○	○
一括計上価格				式	○	○
						削除不可

工事工種体系名称	調査・測量・設計業務（県独自）	積算体系名称	【委託業務（県独自）】	積算体系種別	明細型	1/5
----------	-----------------	--------	-------------	--------	-----	-----

數位設定情報						
Aレベル	B0レベル	B1レベル	B2レベル	B3レベル単価	B3レベル金額	
整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数	整数3桁 四捨五入10基数

明細名称／補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
[測量]直接人件費・材料費・機械経費			式	○	○	
・・・直接人件費・材料費・機械経費			式			
[測量]直接経費			式	○	○	
・・・直接経費			式			
・・・旅費交通費（測量）	B72001		式			
・・・旅費交通費（測量・外業日帰用）	S63012 B72002	打合せ（測量旅費・交通費）	回 式			
・・・旅費交通費（測量・外業宿泊用）	Y70005 Y70006 Y70007 Y70008 X63004 B72003	測量業務技師外業数量集計 測量業務技師補外業数量集計 測量業務助手外業数量集計 測量業務補助員外業数量集計 旅費交通費（測量・外業日帰用）	式 式			
・・・安全費	Y70005 Y70006 Y70007 Y70008 X63003	測量業務技師外業数量集計 測量業務技師補外業数量集計 測量業務助手外業数量集計 測量業務補助員外業数量集計 旅費交通費（測量・外業宿泊用）	式			

工事工種体系名称	調査・測量・設計業務(県独自)	積算体系名称	【委託業務(県独自)】	積算体系種別	明細型	2/5	
明細名称/補助文		コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
・・・電子成果品作成費(測量)		BQ8001					
		Y80001	電子成果品作成費(測量業務)金額集計(県独自)	式			
		XQ8001	電子成果品作成費(測量業務)(県独自)	式			
		S63023	電子納品版業務報告書作成	式			
・・・その他							
[測量]技術管理費(精度管理費)				式	○	○	
・・・精度管理費				式			
・・・精度管理費				式			
・・・精度管理費		B72021		式			
		Y70012	精度管理費金額集計	式			
		X63002	精度管理費集計	式	○	○	
[測量]技術管理費(成果検定費)				式	○	○	
[測量]測量調査費				式	○	○	
[設計]直接人件費				式	○	○	
・・・直接人件費				式		○	
・・・直接人件費				式		○	
・・・設計作業費				式		○	
・・・打合せ(設計)		B71001		式			
[設計]直接経費		S63010	打合せ(設計業務基準日額)	回			
・・・直接経費				式	○	○	
・・・直接経費				式			



工事工種体系名称	調査・測量・設計業務(県独自)	積算体系名称	【委託業務(県独自)】	積算体系種別	明細型	3/5	
明細名称/補助文		コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
・・・直接経費				式			
・・・旅費交通費(設計)		B71021					
・・・その他		S63011	打合せ(設計旅費・交通費)	回			
		BQ8003					
		SQ6201	電子成果品作成費(設計業務)	式			
		S63023	電子納品版業務報告書作成	式			
		Y70002	図工数量集計	式			
		X63001	図工集計	式	○	○	
[調査]直接調査費							
・・・直接調査費(電子成果品作成費除く)				式			
・・・直接調査費(電子成果品作成費除く)				式			
・・・直接調査費(電子成果品作成費除く)				式			
・・・直接経費				式			
・・・直接経費				式			
・・・電子成果品作成費		BQ8002					
		SQ6202	電子成果品作成費(地質調査業務)	式			
		S63023	電子納品版業務報告書作成	式			
[調査]間接調査費(施工管理費以外)				式	○	○	
・・・旅費交通費				式			
・・・旅費交通費				式			
・・・旅費交通費(調査)		B73001		式			
		S63013	打合せ(調査旅費・交通費)	回			

工事工種体系名称	調査・測量・設計業務（県独自）	積算体系名称	【委託業務（県独自）】	積算体系種別	明細型	4/5
明細名称／補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・・・旅費交通費（調査外業日帰用）	B73002		式			
	Y70009	地質調査技師外業数量集計				
	Y70010	主任地質調査員外業数量集計				
	Y70011	地質調査員外業数量集計				
	X63006	旅費交通費（調査外業日帰用）	式			
・・・旅費交通費（調査外業宿泊用）	B73003		式			
	Y70009	地質調査技師外業数量集計				
	Y70010	主任地質調査員外業数量集計				
	Y70011	地質調査員外業数量集計				
	X63005	旅費交通費（調査外業宿泊用）	式	○	○	
[解析] 直接人件費			式			
・・・直接人件費			式		○	
・・・直接人件費			式		○	
・・・解析作業費			式		○	
・・・打合せ（調査解析）	B71002		式			
[解析] 直接経費	S62046	打合せ（地質調査用）	回			
・・・直接経費			式	○	○	
・・・直接経費			式			
・・・旅費交通費（調査解析）	B71021		式			
・・・その他	S63011	打合せ（設計旅費・交通費）	回			
	B71023					
	S63023	電子納品版業務報告書作成	式			
【一括計上価格】			式	○	○	

工事工種体系名称	調査・測量・設計業務（県独自）	積算体系名称	【委託業務（県独自）】	積算体系種別	明細型	5/5	
明細名称／補助文		コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・一	一括計上価格【測量】			式			
・・	一括計上価格（測量）			式			
・・一	一括計上価格【設計】			式			
・・・	一括計上価格（設計）			式			
・・一	一括計上価格【調査】			式			
・・・	一括計上価格（調査）			式			
・一	一括計上価格【解析】			式			
・・	一括計上価格（解析）			式			

工事工種体系名称	小口径ポンプ設備工事	積算体系名称	【施設機械設備製作据付工事】	積算体系種別	明細型	1/5
----------	------------	--------	----------------	--------	-----	-----

数位設定情報						
Aレベル 整数3桁 四捨五入10基数	B0レベル 整数3桁 四捨五入10基数	B1レベル 整数3桁 四捨五入10基数	B2レベル 整数3桁 四捨五入10基数	B3レベル単価 整数3桁 四捨五入10基数	B3レベル金額 整数3桁 四捨五入10基数	

明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
直接製作費			式	○	○	
・・・小口径ポンプ設備工			式	○	○	
・・・小口径ポンプ設備工			式	○	○	
・・・標準用排水機工 (機器単体費)	B51002		式	○	○	
直接工事費	S40006	[機器単体費]	[各単位] 式	○	○	
・・・小口径ポンプ据付工			式	○	○	
・・・据付材料・労務費			式	○	○	
・・・用排水機据付工	B51132		式	○	○	
	S41003	用排水ポンプ据付工	台			
	Y42002	据付工金額小計				
	X41006	据付間接費	式			
	Y42006	据付材料費対象金額小計	式			
	X41003	据付材料費	式			
	Y42006	据付材料費対象金額小計	式			
	X41002	補助材料費(据付)	式			

工事工種体系名称	小口径ポンプ設備工事	積算体系名称	【施設機械設備製作据付工事】	積算体系種別	明細型	2/5
----------	------------	--------	----------------	--------	-----	-----

明細名称／補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
・・・用排水機付帯設備（受配電盤）据付工	B51134		式	○	○	
	S41006	用排水ポンプ受配電盤据付工	式			
	Y42002	据付工金額小計				
	X41006	据付工間接費	式			
	Y42006	据付材料費対象金額小計	式			
	X41003	据付材料費	式			
	Y42006	据付材料費対象金額小計	式			
	X41002	補助材料費(据付)	式	○	○	
・・・直接経費			式			
・・・用排水機据付工（直接経費）	B51133		式	○	○	
	S16002	[日損料機械の機械経費]	[各単位]			
	S16004	[賃料機械の機械経費]	日			
	Y42007	雑器具損料対象金額小計	式			
	X41005	雑器具損料	式			
	S18031	足場工	掛㎡			
・・・試運転調整工	B51171		式		○	
	S41018	総合試運転調整労務	式			
	Y42002	据付工金額小計	式			
	X41006	据付工間接費	式	○	○	
・・・土木工事費			式			
運搬費			式	○	○	
・・・運搬費			式			
・・・運搬費			式			
・・・運搬費			式			
・・・運搬費			式			

工事工種体系名称	小口径ポンプ設備工事	積算体系名称	【施設機械設備製作据付工事】	積算体系種別	明細型	3/5
----------	------------	--------	----------------	--------	-----	-----

明細名称／補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
準備費			式	○	○	
・・・準備費			式		○	
・・・準備費			式		○	
・・・準備費					○	
事業損失防止施設費			式	○	○	
・・・事業損失防止施設費			式		○	
・・・事業損失防止施設費			式		○	
・・・事業損失防止施設費			式		○	
安全費			式	○	○	
・・・安全費			式		○	
・・・安全費			式		○	
・・・安全費					○	
役務費			式	○	○	
・・・その他			式		○	
・・・その他			式		○	
・・・その他					○	

工事工種体系名称	小口径ポンプ設備工事	積算体系名称	【施設機械設備製作据付工事】	積算体系種別	明細型	4/5
----------	------------	--------	----------------	--------	-----	-----

明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事 数量表	削除不可
技術管理費			式	○	○	
・・・技術管理費			式		○	
・・・技術管理費			式		○	
・・・技術管理費					○	
営繕費			式	○	○	
・・・営繕費			式		○	
・・・営繕費			式		○	
・・・営繕費			式		○	
無償貸付機械等評価額			式	○	○	
・・・その他			式		○	
・・・その他			式		○	
・・・その他					○	

工事工種体系名称	小口径ポンプ設備工事	積算体系名称	【施設機械設備製作据付工事】	積算体系種別	明細型	5/5
----------	------------	--------	----------------	--------	-----	-----

明細名称/補助文	コード	構成単価	単位	標準明細	工事数量表	削除不可
一括計上価格			式	○	○	
・・・小口径ポンプ設備工			式	○	○	
・・・機械設備			式	○	○	
・・・電気設備			式	○	○	
・・・主配管材料			式	○	○	
・・・据付工			式		○	
・・・据付工			式		○	
・・・据付工					○	



## 2. 施工単価コード一覧表



1. 土 工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	機械土工(超ロングアームバックホウ掘削)	m <sup>3</sup>	
	【被災地】機械土工(超ロングアームバックホウ掘削)	m <sup>3</sup>	
	ダンプトラック運搬(特殊)	m <sup>3</sup>	
	ダンプトラック運搬(超ロングアームバックホウ積込)	m <sup>3</sup>	
	不整地運搬	m <sup>3</sup>	
	人力土工(盛土・埋戻)	m <sup>3</sup>	
	整形工(人力荒仕上げ)	m <sup>2</sup>	
	管水路基礎岩盤整形工(基面)	m <sup>2</sup>	
	管水路基礎岩盤整形工(法面)	m <sup>2</sup>	
	締固工(振動ロー締固め2.5m未満)	m <sup>3</sup>	
	【被災地】締固工(振動ロー締固め2.5m未満)	m <sup>3</sup>	
	SP 掘削	m <sup>3</sup>	
	SP【被災地】掘削	m <sup>3</sup>	
	SP 積込(ルーズ)	m <sup>3</sup>	
	SP【被災地】積込(ルーズ)	m <sup>3</sup>	
	SP 床掘り	m <sup>3</sup>	
	SP 舗装版破碎積込(小規模土工)	m <sup>2</sup>	
	SP 押土(ルーズ)	m <sup>3</sup>	
	SP 人力積込	m <sup>3</sup>	
	SP 掘削補助機械搬入搬出	回	
	SP 土砂等運搬	m <sup>3</sup>	
	SP 路体(築堤)盛土・埋戻	m <sup>3</sup>	
	SP【被災地】路体(築堤)盛土・埋戻	m <sup>3</sup>	
	SP 路床盛土	m <sup>3</sup>	
	SP【被災地】路床盛土	m <sup>3</sup>	
	SP 基面整正	m <sup>2</sup>	
	SP 法面整形	m <sup>2</sup>	
	SP 整地	m <sup>3</sup>	
	SP【被災地】整地	m <sup>3</sup>	

※【被災地】が優先されるため  は使用しない。

2. 共通工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	ネットフェンス工(本体)	m	
	ネットフェンス工(扉)	組	
	防護柵等支柱削孔工	本	
	柵工	m	
	アンカー式自然石空積工	m <sup>2</sup>	
	ネットフェンス撤去工(本体)	m	
	ネットフェンス撤去工(扉)	組	
	石積工(現場発生材)	m <sup>2</sup>	
	張ブロック工(空張)	m <sup>2</sup>	
	積ブロック工(大型ブロック)	m <sup>2</sup>	
	張ブロック工(大型ブロック)	m <sup>2</sup>	
	張ブロック工(連節ブロック)	m <sup>2</sup>	
	張ブロック工(連結ブロック)	m <sup>2</sup>	
	積ブロック工(空洞ブロック)	m <sup>2</sup>	
	裏込工(ブロック積・ブロック張)	m <sup>3</sup>	
	裏込工(石積)	m <sup>3</sup>	
	平石張工	m <sup>2</sup>	
	帯鋼補強土壁工・アンカー補強土壁工(壁面材組立・設置)	m <sup>2</sup>	
	帯鋼補強土壁工・アンカー補強土壁工(補強材取付け工)	m	
	帯鋼補強土壁工・アンカー補強土壁工(敷均し・締固め工)	m <sup>3</sup>	
	胴込・裏込コンクリート工(大型ブロック積(張)工)	m <sup>3</sup>	
	【被災地】胴込・裏込コンクリート工(大型ブロック積(張)工)	m <sup>3</sup>	
	胴込・裏込工(大型ブロック積(張)工)	m <sup>3</sup>	
	人力小運搬(手車運搬)	[各単位]	
	人力小運搬(人肩運搬)	ton	
	機械小運搬(土砂類、生コン)	m <sup>3</sup>	
	機械小運搬(二次製品、管類、セメント類)	ton	
	石積類とりこわし	m <sup>2</sup>	
	コンクリート境界杭設置	本	
	骨材再生工(自走式)	m <sup>3</sup>	
	自走式破砕機設置・撤去工	回	
	自走式土質改良機設置・撤去工	回	
	安定処理工(自走式土質改良工)	m <sup>3</sup>	
	ハンマー工(コンクリート矢板)	枚	
	ハンマー工WJ併用(コンクリート矢板)	枚	
	芝付工	m <sup>2</sup>	
	法面清掃(現場吹付法枠)	m <sup>2</sup>	
	中詰工(中詰ブロック)	m <sup>2</sup>	
	中詰工(客土)	m <sup>3</sup>	
	中詰工(植生土のう)	袋	
	中詰工(割石又は栗石)	m <sup>3</sup>	
	中詰工(碎石)	m <sup>3</sup>	
	プレキャスト法枠工	m <sup>2</sup>	
	電気溶接	m	
	開先加工	m	
	ガス切断	m	
	[機械器具損料]	[各単位]	
	[機械器具賃料]	[各単位]	
	[仮設材損料]	[各単位]	
	[仮設材賃料]	[各単位]	
	[労務単価(一般労務)]	人	
	[資材単価(直接入力用)]	[各単位]	
	[地域資材単価(単価修正用)]	[各単位]	
	[地区資材単価(単価修正用)]	[各単位]	
	[施設機械資材単価(単価修正用)]	[各単位]	
	[市場単価(単価修正用)]	[各単位]	
	[地域資材単価(産業廃棄物処分費等)]	[各単位]	
	[労務単価(運転手労務)]	人	
	SP 施工パッケージ(直接入力用)	[各単位]	
	[市場単価(直接入力用)]	[各単位]	

2. 共通工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	[地域資材単価(有価物処分費)]	[各単位]	
	【法面工（法面芝付工）】	m <sup>2</sup>	
	【法面工（種子散布工）】	m <sup>2</sup>	
	【法面工（植生ネット工）】	m <sup>2</sup>	
	【法面工（客土吹付工）】	m <sup>2</sup>	
	【法面工（植生基材吹付工）】	m <sup>2</sup>	
	【法面工（珪砂・コンクリート吹付工）】	m <sup>2</sup>	
	【ラス張工】	m <sup>2</sup>	
	【現場吹付法枠】	m	
	【コンクリートブロック積工】	m <sup>2</sup>	
	【構造物取壊し】	m <sup>3</sup>	
	SP 殻運搬	m <sup>3</sup>	
	SP 舗装版破碎	m <sup>2</sup>	
	SP 舗装版切断	m	
	SP じゃかご	m	
	SP 止杭打込	本	
	SP ふとんかご	m	
	SP ジオテキスタイル壁面材組立・設置	m <sup>2</sup>	
	SP ジオテキスタイル敷設	m <sup>2</sup>	
	SP ジオテキスタイルまき出し・敷均し、締固め	m <sup>3</sup>	
	SP プレキャスト擁壁設置	m	
	SP 吹付法面取壊し	m <sup>2</sup>	
	SP 削孔（アンカー）	m	
	SP 鋼材加工・組立・挿入・緊張・定着・頭部処理（アンカー）	本	
	SP グラウト注入（アンカー）	m <sup>3</sup>	
	SP ボーリングマシン移設（アンカー）	回	
	SP 足場工（アンカー）	空m <sup>3</sup>	

※【被災地】が優先されるため  は使用しない。

### 3. コンクリート工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	圧送管組立・撤去	m	
	養生	m <sup>3</sup>	
	【被災地】養生	m <sup>3</sup>	
	モルタル現場練合わせ	m <sup>3</sup>	
	モルタル工	m <sup>2</sup>	
	人カコンクリートはつり	m <sup>2</sup>	
	コンクリート打設足場(開水路用)	m <sup>2</sup>	
	収縮継目(ペイント塗装)	m <sup>2</sup>	
	ダウエルバー設置	本	
	【鉄筋工】	ton	
	【ガス圧接工】	箇所	
	SP 基礎碎石	m <sup>2</sup>	
	SP 裏込碎石	m <sup>3</sup>	
	SP 基礎栗石	m <sup>2</sup>	
	SP コンクリート	m <sup>3</sup>	
	SP【被災地】コンクリート	m <sup>3</sup>	
	SP 型枠	m <sup>2</sup>	
	SP 目地板	m <sup>2</sup>	
	SP 止水板	m	

※【被災地】が優先されるため  は使用しない。

4. 基礎工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	木杭人力打設	本	
	コンクリート杭中掘工法	本	
	コンクリート杭カットオフ工	本	
	杭頭処理工	m	
	コンクリート杭・鋼管杭 <sup>ハ</sup> イルハンマ打設	本	
	鋼管杭中掘工法	本	
	木杭打設工(機械)	本	
	スラリー攪拌工	本	
	スラリー攪拌工(スラリープラント移設)	回	
	薬液注入工(二重管ストレナーナ工法)	本	
	薬液注入工(二重管ダブルパッカー工法(削孔))	本	
	薬液注入工(二重管ダブルパッカー工法(一次注入))	本	
	薬液注入工(二重管ダブルパッカー工法(二次注入))	本	
	薬液注入工(注入施設据付・解体)	現場	
	薬液注入工(注入施設移設)	回	
	大口径ボーリング工	本	
	ダウザールハンマ工	本	
	やぐら設置・撤去工	回	
	アースオーガ工(硬質地盤アースオーガ)	本	
	中層混合処理工	m <sup>3</sup>	
	【軟弱地盤処理工】	本	

5. フリューム類据付工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	鉄筋コンクリートフリューム機械据付工	m	
	鉄筋コンクリート大型水路機械据付工	m	
	鉄筋コンクリート柵渠据付工(人力)	m	
	鉄筋コンクリート柵渠据付工(機械)	m	
	コルゲートフリューム人力据付	m	
	水路用L形ブロック機械据付工	個	
	水路用L形ブロック底版鉄筋溶接	箇所	
	リフト台車によるプレキャスト水路据付	個	
	【排水構造物工】	m	
	SP ボックスカルバート機械据付	m	
	SP コンクリート分水槽据付	基	
	SP 鉄筋コンクリート製品類機械布設(1)	個	県独自 v-69
	鉄筋コンクリート製品類機械布設(2)	個	県独自 v-71



6. 河川・水路工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	ドレーン工(ワイプホル取付)	箇所	
	ドレーン工(サイドドレーン)	m	
	ドレーン工(アンダードレーン)	m	
	合成ゴムシート布設	m <sup>2</sup>	
	ブロックマット敷設	m <sup>2</sup>	
	多自然型護岸工(木杭打設)	本	
	多段積かごマット工	m <sup>2</sup>	
	SP 消波根固めブロック製作	個	
	SP【被災地】消波根固めブロック製作	個	
	SP 消波根固めブロック横取り	個	
	SP 消波根固めブロック積込	個	
	SP 消波根固めブロック荷卸	個	
	SP 消波根固めブロック据付	個	
	SP 消波根固めブロック運搬	個	
	SP 捨石	m <sup>3</sup>	
	SP 表面均し	m <sup>2</sup>	

※【被災地】が優先されるため  は使用しない。

7. 管水路工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	パイプライン基礎	m <sup>3</sup>	
	基礎処理工	m <sup>3</sup>	県独自 v-89
	硬質ポリ塩化ビニル管人力布設	m	
	硬質ポリ塩化ビニル管機械布設	m	
	コルゲートパイプ 機械布設	m	
	高密度ポリエチレン管機械布設	m	
	強化プラスチック複合管機械布設	本	
	強化プラスチック複合管機械布設(たて込み簡易土留)	本	
	ダクタイル鋳鉄管人力布設	本	
	ダクタイル鋳鉄管機械布設	本	
	ダクタイル鋳鉄管機械布設(たて込み簡易土留)	本	
	管切断(FRPM管)	箇所	
	管切断(DCIP管)	箇所	
	炭素鋼鋼管人力布設	m	
	鋼管吊込据付(φ80~500)	本	
	鋼管吊込据付(φ600~1900)	本	
	鋼管吊込据付(φ2000~3000)	本	
	鋼管溶接(φ80~500)	箇所	
	鋼管溶接(φ600~1900)	箇所	
	鋼管溶接(φ2000~3000)	箇所	
	鋼管継手塗装	箇所	
	制水弁人力据付	基	
	制水弁機械据付	基	
	空気弁人力据付	基	
	小バルブ類人力据付	個	
	管水路浅埋設工(ジオグリッド敷設工)	m <sup>2</sup>	
	管水路浅埋設工(ジオグリッド接合工)	m	
	簡易ゲート据付工	基	県独自 v-73
	SP 遠心力鉄筋コンクリート管 (B形)	m	

8. 道路工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	路体(狭幅2.5m未満)	m <sup>3</sup>	
	【被災地】路体(狭幅2.5m未満)	m <sup>3</sup>	
	路床(狭幅2.5m未満)	m <sup>3</sup>	
	【被災地】路床(狭幅2.5m未満)	m <sup>3</sup>	
	コンクリート舗装工(人力)	m <sup>2</sup>	
	【被災地】コンクリート舗装工(人力)	m <sup>2</sup>	
	砂利舗装工(人力)	m <sup>2</sup>	
	砂利舗装工(機械)	m <sup>2</sup>	
	ガードレール設置・撤去工(橋梁用)	m	
	落石防止網設置工(アンカー)[特殊]	箇所	
	落石防止網設置工(ポケット支柱)[特殊]	箇所	
	落石防止柵設置工(支柱・金網)[特殊]	m	
	ガードケーブル設置工(中間支柱)	本	
	ガードケーブル設置工(端末支柱)	本	
	ガードケーブル設置工(ガードケーブル)	m	
	PC橋桁架設工	本	
	PC橋桁鉄筋加工組立工	ton	
	PC橋桁簡易ゴム支承工(Aタイプ)	m	
	PC橋桁ゴム支承工(Aタイプ)	個	
	PC橋桁ゴム支承工(Bタイプ)	個	
	PC橋桁PC工	m	
	PC橋桁PCケーブル緊張工	ケーブル	
	PC橋桁横組工	m <sup>3</sup>	
	【被災地】PC橋桁横組工	m <sup>3</sup>	
	PC橋桁機械器具損料	工事	
	PC橋桁落橋防止工	組	
	PC橋桁架設足場	[各単位]	
	PC橋桁架設防護(板張防護工)	m <sup>2</sup>	
	PC橋桁登棧橋	箇所	
	PC橋桁架設防護(ワイヤーブリッジ防護工)	m <sup>2</sup>	
	PC橋桁架設防護(ネット防護工)	m <sup>2</sup>	
	【道路標識設置】	[各単位]	
	【道路標識撤去】	[各単位]	
	【視線誘導標設置工】	本	
	【ガードレール設置】	m	
	【ガードレール撤去】	m	
	【横断・転落防止柵設置】	m	
	【横断・転落防止柵撤去】	m	
	【根巻きコンクリート設置工】	箇所	
	【ガードパイプ設置】	m	
	【ガードパイプ撤去】	m	
	【落石防止網設置工(金網+ロープ)】	m <sup>2</sup>	
	【落石防止網設置工(アンカー)】	箇所	
	【落石防止網設置工(ポケット支柱)】	箇所	
	【落石防護柵設置・撤去工(金網)】	m	
	【落石防護柵設置工(スチロープ)】	本	
	【落石防護柵設置・撤去工(支柱)】	本	
	【区画線工】	m	
	SP 防雪柵	m	
	SP 防雪柵現地張出し・収納	m	
	SP 安定処理	m <sup>2</sup>	
	SP 不陸整正	m <sup>2</sup>	
	SP 下層路盤(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	
	SP 下層路盤(歩道部)	m <sup>2</sup>	
	SP 上層路盤(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	
	SP 上層路盤(歩道部)	m <sup>2</sup>	
	SP 基層(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	
	SP 中間層(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	
	SP 表層(車道・路肩部)	m <sup>2</sup>	
	SP 基層(歩道部)	m <sup>2</sup>	

8. 道路工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	SP 中間層（歩道部）	m <sup>2</sup>	
	SP 表層（歩道部）	m <sup>2</sup>	
	SP プレキャストマンホール	基	
	SP アスカーブ	m	
	SP プレキャストL形側溝(製品長 0.6m/個)	m	
	SP 暗渠排水管	m	
	SP フィルター材	m <sup>3</sup>	
	SP 歩車道境界ブロック	m	
	SP【被災地】歩車道境界ブロック	m	
	SP 地先境界ブロック	m	
	SP【被災地】地先境界ブロック	m	
	SP 歩車道境界ブロック撤去	m	
	SP 地先境界ブロック撤去	m	

※【被災地】が優先されるため  は使用しない。

9. 橋梁工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
---------	-----	-----	------

10. ほ場整備工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	畦畔ブロック布設	m	
	ほ場整備工(表土扱い)	ha	
	ほ場整備工(基盤造成・畦畔築立)	ha	
	水田簡易ほ場整備整地工	ha	
	水田整地工(ブルドーザ)	ha	
	水田ほ場整備雑物除去工	ha	
	暗渠排水工(トレンチ掘削)	m	
	暗渠排水工(バックホウ掘削)	m	
	暗渠排水工(排水管布設)	m	
	暗渠排水工(自動埋設)	m	
	水田弾丸暗渠工	ha	
	暗渠排水工(被覆材投入)	m	
	暗渠排水工(埋戻)	m	
	暗渠排水工(小運搬(暗渠排水管))	m	
	暗渠排水工(小運搬(土管・陶管))	ton	
	暗渠排水工(小運搬(被覆材))	m <sup>3</sup>	
	SP 畦畔整形(機械)	m <sup>2</sup>	県独自 v-75

11. 農地造成工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	農地造成工(スクレパドーザ掘削)	m3	
	農地造成工(被けん引式スクレパ掘削)	m3	
	農地造成工(リップドーザ岩掘削)	m3	
	階段畑基盤造成工(ブルドーザ)	m	
	畑面整地工(ブルドーザ)	ha	
	耕起・深耕(リップドーザ)	ha	
	しわよせ工(ブル・レーキドーザ)	ha	
	耕起(ブラッシュブレーカ)	ha	
	耕起(プラウイングハロー)	ha	
	土壌改良材機械散布	ha	
	有機質資材機械散布	ha	
	砕土(ディスクハロー)	ha	
	耕起砕土(直装式ロータリ)	ha	
	雑物除去工(農用地造成工用)	ha	
	人力石礫除去工	ha	
	機械石礫除去工	m3	
	鎮圧工(ケンブリッジローラ)	ha	
	畑面植生工	ha	

12. トンネル工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	岩トンネル(レッグ工法)	m	
	岩トンネル(ドリルジャンボ工法)	m	
	岩トンネル(機械掘削工法)	m	
	土砂トンネル(人力掘削工法)	m	
	型枠撤去・移動・据付	m	
	スライディングフォーム組立解体	基	
	トンネル覆工	m	
	排水溝掘削(トンネル)	m <sup>3</sup>	
	アンダードレーン(トンネル)	m	
	インバート基盤整形(トンネル)	m	
	人力小運搬(手車運搬)(トンネル)	[各単位]	
	人力小運搬(人肩運搬)(トンネル)	ton	
	断面型枠(トンネル)	箇所	
	止水板設置(トンネル)	箇所	
	照明電力料金(トンネル)	式	
	送気管布設・撤去(トンネル)	m	
	給水槽据付+撤去(トンネル)	基	
	給水管布設・撤去(トンネル)	m	
	排水釜場設置+撤去(トンネル)	箇所	
	排水管布設・撤去(トンネル)	m	
	換気管布設・撤去(トンネル)	m	
	軌道敷設・撤去(トンネル)	m	
	換気装置運転(トンネル)	日	
	坑内電灯線(単相2線式)設置・撤去	m	
	坑内電灯線(単相3線式)設置・撤去	m	
	坑内動力線(三相3線式)設置・撤去	m	
	坑内分電盤設置・撤去	箇所	
	トンネル裏込め注入工(注入)	m <sup>3</sup>	
	トンネル裏込め注入工(目詰)	孔	



13. 地すべり防止工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	集水井工（ライナープレート掘削土留め）	基	
	集水井工（水抜きボーリング）	m	
	集水井工（ボーリング用架設足場）	箇所	
	集水井工（掘削設備組立解体）	基	
	集水井工（昇降用階段設置工）	m	
	集水井工（井戸蓋設置工）	基	
	集水井工（プレキャスト掘削土留め）	基	
	保孔管挿入工	m	
	地表水抜きボーリング	m	
	ボーリングマシン設置・撤去	回	
	集排水ボーリング孔洗浄工	m	
	集排水ボーリング孔洗浄工足場設置・撤去	回	
	かご工（地すべり防止工事）	m	
	山腹集排水路工（地すべり防止工事）	m	
	山腹明暗渠工（地すべり防止工事）	m	
	山腹暗渠工（地すべり防止工事）	m	
	集水樹設置工（地すべり防止工事）	基	
	プレキャスト集水樹据付工（地すべり防止工事）	基	

14. コンクリート補修工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	ひび割れ表面処理工(研磨工)	m	
	ひび割れ低圧注工(シール工)	m	
	ひび割れ低圧注工	m	
	ひび割れ充填工	m	
	開水路目地補修工(成型ゴム挿入工)	m	
	開水路目地補修工(充填工)	m	
	高圧洗浄工	m <sup>2</sup>	
	プライマー塗布(断面修復工)	m <sup>2</sup>	
	断面修復工	m <sup>2</sup>	
	プライマー塗布(表面被覆工)	m <sup>2</sup>	
	表面被覆工(左官)	m <sup>2</sup>	
	表面被覆工(吹付)	m <sup>2</sup>	

15. 復旧工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	耕地復旧(畦畔)	m	
	耕地復旧(表土掘削・埋戻)	m <sup>2</sup>	
	耕地復旧(耕起)	m <sup>2</sup>	

16. 機械経費

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	[時間損料機械の機械経費]	[各単位]	
	[日損料機械の機械経費]	[各単位]	
	[供用日損料機械の機械経費]	供用日	
	[賃料機械の機械経費]	日	
	[特殊時間損料機械の機械経費]	[各単位]	
	[特殊日損料機械の機械経費]	[各単位]	

17. 仮設材賃料・損料

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	[賃料(鋼矢板)]	ton	
	[賃料(H形鋼・山留副部材)]	ton	
	[賃料(覆工板・敷鉄板)]	m <sup>2</sup>	
	[損料(単位当り仮設材)]	[各単位]	
	[賃料(たて込み簡易土留)]	m <sup>2</sup>	
	[賃料(型枠材)]	[各単位]	
	[賃料(足場等)]	[各単位]	
	[賃料(吊り枠等)]	[各単位]	
	[賃料(異形ブロック型枠)]	m <sup>2</sup>	
	[賃料(鋼矢板)]	ton	
	[賃料(H形鋼・山留副部材)]	ton	
	[賃料(覆工板・敷鉄板)]	m <sup>2</sup>	

18. 仮設工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	土のう工	m <sup>3</sup>	
	大型土のう工	袋	
	排水ポンプ運転	箇所	
	排水ポンプ据付撤去	箇所	
	排水ポンプ用釜場設置・撤去	箇所	
	排水ポンプ運転（小口径）	箇所	
	排水ポンプ据付撤去（小口径）	箇所	
	ウエル・イント工（ポンプ運転管理）	日	
	ウエル・イント工（ポンプ設置・撤去）	組	
	ウエル・イント工（ウエル・イント設置・撤去）	本	
	[損料（ウエル・イント機械器具）]	[各単位]	
	腹起し切梁方式土留工（設置・撤去）	ton	
	タイロッド方式土留工（設置・撤去）	ton	
	覆工板受桁方式土留工（設置・撤去）	ton	
	横矢板方式土留工（設置・撤去）	m <sup>2</sup>	
	覆工板設置・撤去	m <sup>2</sup>	
	たて込み簡易土留	m	
	足場工	掛m <sup>2</sup>	
	支保工	空m <sup>3</sup>	
	支保工（小規模）	空m <sup>3</sup>	
	瀝青材散布工	m <sup>2</sup>	
	敷鉄板設置・撤去工	m <sup>2</sup>	
	地盤改良工（仮設道路基礎）	m <sup>2</sup>	
	土工用マット（シート類）敷設・撤去	m <sup>2</sup>	
	仮橋・仮棧橋設置・撤去工（下部工）	ton	
	仮橋・仮棧橋設置撤去工（導杭・導枠）	本	
	杭橋脚・導杭打込引抜き工（パイプハンマ）	本	
	仮橋・仮棧橋設置・撤去工（上部工）	ton	
	仮橋・仮棧橋設置・撤去工（覆工板）	m <sup>2</sup>	
	仮橋・仮棧橋設置・撤去工（高欄）	m	
	高圧引込配電設備	箇所	
	高圧引込設備	箇所	
	低圧引込設備	箇所	
	配電設備（避雷器）	箇所	
	配電設備（接地工）	極	
	高圧低圧建柱工	m	
	高圧低圧架空線	m	
	低圧架空線設備	m	
	配電高圧ケーブル工	m	
	配電低圧ケーブル工	m	
	高圧移動電線	m	
	低圧移動電線	m	
	高圧ケーブル端末処理工	箇所	
	分電盤設備	箇所	
	柱上変電設備	箇所	
	柱上変圧器設備	箇所	
	索道（資材運搬の運転経費）	日	
	索道（鋼索架設撤去）	式	
	索道（拠点施設の損料）	基	
	索道（ワイヤーロープ損料）	式	
	道路補修工（未舗装）	m <sup>2</sup>	
	パイプハンマ工（鋼矢板・H形鋼打設）	[各単位]	
	パイプロ+WJ併用（鋼矢板・H形鋼打設）	[各単位]	
	パイプハンマ工（鋼矢板・H形鋼引抜き）	[各単位]	
	パイプハンマ継ぎ施工（鋼矢板・H形鋼打設）	[各単位]	
	パイプロ+WJ併用継ぎ施工（鋼矢板・H形鋼打設）	[各単位]	
	パイプハンマ工（軽量鋼矢板）	枚	
	パイプハンマ工（ハット形鋼矢板打設）	枚	
	パイプロ+WJ併用（ハット形鋼矢板打設）	枚	
	パイプハンマ継ぎ施工（ハット形鋼矢板打設）	枚	

18. 仮設工

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	ハット形+WJ併用継ぎ施工(ハット形鋼矢板打設)	枚	
	鋼矢板アースカ 併用打設	枚	
	油圧圧入工(鋼矢板)	枚	
	油圧+WJ併用圧入(鋼矢板)	枚	
	油圧圧入工 継杭あり(鋼矢板)	枚	
	油圧+WJ併用圧入 継杭あり(鋼矢板)	枚	
	油圧引抜工(鋼矢板)	枚	
	油圧式杭圧入引抜機据付・解体	回	
	油圧圧入工(ハット形鋼矢板)	枚	
	油圧圧入WJ併用(ハット形鋼矢板)	枚	
	油圧圧入工 継杭あり(ハット形鋼矢板)	枚	
	油圧+WJ併用圧入 継杭あり(ハット形鋼矢板)	枚	
	油圧式杭圧入機据付・解体(ハット形鋼矢板)	回	
	油圧圧入工(硬質地盤クリア工法)	枚	
	油圧式杭圧入機据付・解体(硬質地盤クリア工法)	回	
	構造物周辺除雪	m <sup>3</sup>	
	機械除雪(土工部・仮設ヤード)	m <sup>3</sup>	
	工事用道路除雪	m <sup>3</sup>	

19. 共通仮設

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	分解・組立・運搬費(重建設機械)	台	
	輸送費(特殊機械)	台	
	輸送費(仮設材)	ton	
	管水路継目試験工	箇所	
	現場溶接部X線検査(鋼管類)	枚	
	刈払工	ha	
	集積工	ha	
	抜根(レーキドーザ)	ha	
	排根(レーキドーザ)	ha	
	運搬(伐開、除根、除草)	空m3	



20. タム

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	[労務単価] (タム工事)	人	
	[時間当損料機械経費] (タム工事)	時間	
	[日当損料機械経費] (タム工事)	日	

東北独自

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	水路用L形ブロック機械据付	個	
	コンクリート二次製品水路底盤グラウト	m <sup>3</sup>	
	目地材取付(コンクリート二次製品水路)	m	
	ボックスカルバート機械据付(モルタル以外の目地の場合)	m	

分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数
業務(設計)	重カ式コンクリートダム		実施設計 コンクリートダム	式	
			実施設計 コンクリートダム施工計画・仮設備	式	
	フィルダム		実施設計 フィルダム(I)	式	
			実施設計 フィルダム(II)	式	
			実施設計 フィルダム施工計画・仮設備	式	
	頭首工		実施設計 頭首工	式	
	溪流取水工		実施設計 溪流取水工	式	
	用排水機場工		実施設計 ポンプ場	式	
	水路工(用水路設計)		実施設計 用水路路線計画	式	
			実施設計 用水路(開水路)	式	
			実施設計 水路トンネル	式	
	水路工(排水路設計)		実施設計 排水路路線計画	式	
			実施設計 排水路	式	
	水路工(パイプライン設計)		実施設計 パイプライン路線計画	式	
			実施設計 パイプライン	式	
	水路工(付帯設備設計)		実施設計 暗渠	式	
			実施設計 落差工・急流工	式	
			実施設計 射流分水工・チェックゲート	式	
			実施設計 直接分水工	式	
			実施設計 合流工	式	
			実施設計 サイホン	式	
			実施設計 附帯橋梁	式	
			実施設計 水路横断構造物	式	
	ほ場整備工(業務)		実施設計 ほ場整備	式	
	畑地かんがい整備士		実施設計 畑地かんがい施設	式	
	営農飲雑用水施設工		実施設計 営農飲雑用水施設	式	
	農道工(農道工)		実施設計 道路計画	式	
			実施設計 道路トンネル	式	
			実施設計 道路トンネル設備	式	
	農道工(橋梁工)		実施設計 橋梁橋台工	式	
			実施設計 橋梁橋脚工	式	
			実施設計 橋梁基礎工	式	
	農道工(付帯工)		実施設計 法面工	箇所	
	農道工(橋梁工)		実施設計 コンクリート橋上部工(I)	橋	
			実施設計 コンクリート橋上部工(II)	橋	
			実施設計 鋼橋上部工(I)	橋	
			実施設計 鋼橋上部工(II)	橋	
	農道工(付帯工)		実施設計 門型ラーメン・箱型函渠(I)	箇所	
			実施設計 門型ラーメン・箱型函渠(II)	箇所	
			実施設計 擁壁・補強土壁(I)	箇所	
		実施設計 擁壁・補強土壁(II)	箇所		
ため池 施設機械		実施設計 ため池改修	池		
		実施設計 水門設備	式		
		実施設計 用排水ポンプ設備	式		
		実施設計 除塵設備	式		
宮城県独自 業務(設計)	宮城県独自	雑構造物(実施設計)	箇所		
業務(設計)	重カ式コンクリートダム		補足設計 コンクリートダム	式	
			補足設計 コンクリートダム施工計画・仮設備	式	
	フィルダム		補足設計 フィルダム	式	
			補足設計 フィルダム施工計画・仮設備	式	
	重カ式コンクリートダム		基本設計 コンクリートダム	式	
			基本設計 コンクリートダム施工計画・仮設備	式	
	フィルダム		基本設計 フィルダム(I)	式	
			基本設計 フィルダム(II)	式	
			基本設計 フィルダム施工計画・仮設備	式	
	頭首工		基本設計 頭首工	式	
	溪流取水工		基本設計 溪流取水工	式	
	用排水機場工		基本設計 ポンプ場	式	
	水路工(用水路設計)		基本設計 用水路路線計画	式	
			基本設計 用水路(開水路)	式	

分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数
			基本設計 水路トンネル	式	
	水路工(排水路設計)		基本設計 排水路路線計画	式	
			基本設計 排水路	式	
	水路工(パイプライン設計)		基本設計 パイプライン路線計画	式	
			基本設計 パイプライン	式	
	水路工(付帯設備設計)		基本設計 暗渠	式	
			基本設計 落差工	式	
			基本設計 急流工	式	
			基本設計 射流分水工・チェックゲート	式	
			基本設計 直接分水工	式	
			基本設計 合流工	式	
			基本設計 サイホン	式	
			基本設計 附帯橋梁	式	
			基本設計 水路横断構造物	式	
	ほ場整備工(業務)		基本設計 ほ場整備(Ⅰ)	式	
			基本設計 ほ場整備(Ⅱ)	式	
	畑地かんがい整備士		基本設計 畑地かんがい施設(Ⅰ)	式	
			基本設計 畑地かんがい施設(Ⅱ)	式	
	営農飲雑用水施設工		基本設計 営農飲雑用水施設	式	
	農道工(農道工)		基本設計 道路現況調査計画	式	
			基本設計 道路計画	式	
			基本設計 道路トンネル	式	
	農道工(橋梁工)		基本設計 橋梁	橋	
	農道工(付帯工)		基本設計 門型ラーメン・箱形函渠	箇所	
			基本設計 擁壁・補強土壁	箇所	
			基本設計 法面工	箇所	
	重力式コンクリートダム		構想設計 コンクリートダム	式	
	フィルダム		構想設計 フィルダム	式	
	頭首工		構想設計 頭首工	式	
	用排水機場工		構想設計 ポンプ場	式	
	水路工(用水路設計)		構想設計 用水路路線計画	式	
			構想設計 用水路(開水路)	式	
			構想設計 水路トンネル	式	
	水路工(排水路設計)		構想設計 排水路路線計画	式	
			構想設計 排水路	式	
	水路工(パイプライン設計)		構想設計 パイプライン路線計画	式	
			構想設計 パイプライン	式	
	畑地かんがい整備士		構想設計 畑地かんがい施設	式	
	農道工(農道工)		構想設計 道路計画	式	
宮城県独自	宮城県独自		電子成果品作成費(設計業務)	式	

分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数
業務(測量)	基準点測量		1級基準点測量	点	
			2級基準点測量	点	
			3級基準点測量	点	
			4級基準点測量	点	
			3級基準点埋設	点	
			4級基準点埋設	点	
			地上埋設(上面舗装)	点	
		水準測量	1級水準測量	km	
			2級水準測量	km	
	3級水準測量		km		
	4級水準測量		km		
	水準点埋設(永久標識)		点		
	平板測量	路線測量 作業計画	業務		
		路線測量 現地踏査	km		
		路線測量 線形決定	km		
		路線測量 IP設置測量	km		
		路線測量 中心線測量	km		
		路線測量 縦断測量	km		
		路線測量 横断測量	km		
路線測量 用地幅杭設置測量		km			
路線測量 伐採		km			
水準測量		水準点埋設(永久標識以外)	点		
平板測量	現地測量(I)	式			
	現地測量(II)	式			
区画整理測量(県独自)	単点標高測定	ha			
	一筆田面標高測量	ha			
	経始測量	ha			
確定測量(農振第2280号)	境界調査(確定測量)	ha	県独自 v-77		
	一筆地測量(確定測量)	ha	県独自 v-78		
	地積測定(確定測量)	ha	県独自 v-79		
	確定図の作成(確定測量)	ha	県独自 v-80		

分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数		
業務(調査)	業務(調査)		【機械ボーリング(地質調査用)】	m			
			【サンプリング】	本			
			【サウンディング及び原位置試験】	[各単位]			
			【現場内小運搬】	ton			
			【モノレール・索道架設・撤去】	箇所			
			【足場仮設】	箇所			
			【準備及び跡片付け】	業務			
			【搬入路伐採等】	業務			
			【その他間接調査費】	業務			
			【資料整理とりまとめ(一般調査業務費)】	業務			
			【断面図等の作成(一般調査業務費)】	業務			
			【既存資料の収集・現地調査】	業務			
			【資料整理とりまとめ(解析等調査業務費)】	業務			
			【断面図等の作成(解析等調査業務)】	業務			
			【総合解析とりまとめ】	業務			
					打合せ(地質調査用)	回	
					機械器具運搬費(調査)	回	県独自 v-81
宮城県独自	宮城県独自		電子成果品作成費(地質調査業務)	式			

分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数
業務(その他)	直接人件費		調査業務基準日額	式	
			測量業務基準日額	式	
			設計労務(直接人件費内業)	式	
	直接経費		設計労務(直接経費)	式	
	直接人件費		測量労務(直接人件費内業)	式	
			調査労務(直接人件費内業)	式	
			設計労務(直接人件費外業)	式	
			測量労務(直接人件費外業)	式	
			調査労務(直接人件費外業)	式	
	打合せ		打合せ(設計業務基準日額)	回	
			打合せ(設計旅費・交通費)	回	
			打合せ(測量旅費・交通費)	回	
			打合せ(調査旅費・交通費)	回	
	旅費交通費		旅費交通費(設計外業宿泊用)	式	
			旅費交通費(設計外業日帰用)	式	
	報告書作成		電子納品版業務報告書作成	式	
			業務報告書作成(その他)	式	
			業務報告図面作成(その他)	式	
	業務(その他)		その他の設計	式	

分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数
業務(積算)	積算資料作成		積算参考資料作成	式	
業務(機能診断)	機能診断業務(調査)		現地踏査	[各単位]	
			近接目視	式	
			コンクリート強度推定調査	測点	
			鉄筋調査	箇所	
			コンクリートはつり作業	箇所	
			はつり部鉄筋調査	箇所	
			はつり部中性化試験	箇所	
			はつり部埋戻し	箇所	
			中性化深さ試験(ドリル法)	箇所	
			コンクリート供試体採取	箇所	
			コンクリート供試体採取部埋戻し	箇所	
			現地踏査及び診断調査(頭首エゲート)	式	
			現地踏査及び診断調査(水路ゲート)	式	
			現地踏査及び診断調査(用排水ポンプ)	式	
	機能診断業務(設計)		機能診断 線の構造物	式	
			機能診断 点的構造物	式	
			機能診断(頭首エゲート)	式	
			機能診断(水路ゲート)	式	
			機能診断(用排水ポンプ)	式	



分類1名称	分類2名称	コード	名 称	単 位	ページ数
業務(現場技術)	現場技術業務		現場技術(現場技術員の直接人件費)	月	
			現場技術(管理技術者の直接人件費)	回	

調査・測量・設計，用地調査未成単価

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	図工集計	式	
	精度管理費集計	式	
	旅費交通費（測量外業宿泊用）	式	
	旅費交通費（測量外業日帰用）	式	
	旅費交通費（調査外業宿泊用）	式	
	旅費交通費（調査外業日帰用）	式	
	旅費交通費（機能診断外業宿泊用）	式	
	旅費交通費（用地測量外業宿泊用）	式	
	旅費交通費（用地測量外業日帰用）	式	
	旅費交通費（用地調査外業宿泊用）	式	
	旅費交通費（用地調査外業日帰用）	式	
	電子成果品作成費（測量業務）	式	

1. 用地測量施工単価

単価分類1：用地測量

単価分類2	コード	名 称	単 位	ページ数
作業計画		作業計画	業務	
		現地踏査	業務	
権利調査		地図の転写	ha	
		地積測量図等転写	ha	
		土地登記記録調査	ha	
		建物登記記録調査	戸	
		権利者確認調査（当初）	ha	
		権利者確認調査（追跡）	人	
		転写連続図作成	ha	
土地調査		復元測量	ha	
		境界確認	ha	
		土地境界確認書作成	ha	
		補助基準点の設置	ha	
		境界測量	ha	
		用地境界仮杭設置	ha	
		用地境界杭設置	本	
		境界点間測量	ha	
		面積計算	ha	
		用地実測図作成	ha	
		用地現況測量（建物等）	ha	
		用地平面図等作成	ha	
		土地調書作成	ha	
		公共用地管理者との打合せ	業務	
		現況実測平面図作成	ha	
		横断面図作成	km	
		依頼書作成	km	
		協議書作成	km	
	登記資料収集整理		地積測量図等作成	ha
		所有権移転登記資料収集整理	件	
		地上権設定登記資料収集整理	件	
		分筆登記資料収集整理	件	
		相続登記資料収集整理	件	
		代位保存登記資料収集整理	件	
		登記名義人表示変更更正登記資料収集整理	件	
		地積変更・更正登記、地図訂正申出書資料収集整理	件	
		登記承諾書作成	件	
		土地表示登記資料収集整理	件	
	合筆登記資料収集整理	件		

2. 用地調査施工単価

単価分類1：用地調査

単価分類2	コード	名 称	単 位	ページ数
建物等調査		機械設備の見積（建物）	台（装置）	
		生産設備の見積（建物）	台（設備）	
		法令適合性調査 木造建物	棟	
		木造建物調査・算定	棟	
		木造特殊建物調査・算定	棟	
		非木造建物調査・算定	棟	
		機械設備調査・算定	事業所	
		生産設備調査・算定	設備	
		附帯工作物調査・算定	[各単位]	
		庭園調査・算定	箇所	
		墳墓調査・算定	m <sup>2</sup>	
		立竹木調査・算定	ha	
		立毛調査	ha	
		建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	
	営業調査		照応建物の設計案の作成等	案件
		建物等調査（現地踏査）	業務	
		営業調査・算定	事業所	
		仮営業所設置工事費用の調査・算定	事業所	
		居住者調査	世帯	
		動産調査・算定	[各単位]	
		その他通損に関する補償額算定	世帯	
		その他	世帯	
		営業その他の調査（現地踏査）	業務	
		企業内容等調査（予備調査）	事業所	
予備調査		敷地使用実態の調査・算定（予備調査）	事業所	
		建物の調査・算定（予備）	棟	
		機械設備等の調査・算定（予備）	事業所	
		移転計画案の作成（予備調査）	事業所	
		予備調査（現地踏査）	業務	
	移転工法検討		企業内容等の調査（移転工法）	事業所
		敷地使用実態の調査	権利者	
		移転工法案の作成	権利者	
		関係資料収集	権利者	
		機械設備設計	事業所	
		機械設備の見積（移転）	台（装置）	
		生産設備の見積（移転）	台（設備）	
再算定業務		再算定業務（現地踏査）	権利者	
		営業（再調査・再算定）	事業所	
		仮営業所設置プレハブリース（再調査・再算定）	事業所	
		仮営業所設置賃貸物件（再調査・再算定）	事業所	
土地評価		地域区分及び標準地選定等業務	業務	
		標準地価格の算定業務	標準値	
		各画地の評価格算定業務	画地	
		残地補償算定業務	画地	
		評価格の調整業務	業務	
		土地評価（現地踏査）	業務	
補償説明等		補償説明A	権利者	
		補償説明B	権利者	
		補償説明（現地踏査）	業務	
地盤変動影響調査		事前調査（木造建物）	棟	
		事前調査（木造特殊建物）	棟	
		事前調査（非木造建物）	棟	
		事前調査（区分所有建物）	棟（戸）	
		事前調査（工作物）	a	
		事後調査（木造建物）	棟	
		事後調査（木造特殊建物）	棟	
		事後調査（非木造建物）	棟	
		事後調査（区分所有建物）	棟（戸）	
		事後調査（工作物）	a	

2. 用地調査施工単価

単価分類2	コード	名 称	単 位	ページ数	
地盤変動影響調査		算定（木造建物及び木造特殊建物）	棟		
		算定（非木造建物）	棟		
		算定（区分所有建物）	棟(戸)		
		算定（工作物）	a		
		地盤変動影響調査等（現地踏査）	業務		
費用負担の説明		費用負担説明	権利者		
		費用負担の説明（現地踏査）	業務		
騒音等調査		騒音・振動調査	測線		
		井戸調査	箇所		
		因果関係調査・検討	権利者		
		騒音等調査（現地踏査）	業務		
事業認定		現地調査等	業務		
		資料の収集及び作成	業務		
		調書等の作成	業務		
		添付図面の作成	種類		
		裁決申請書資料の整理・検討	件		
		裁決申請書（案）の作成	件		
		起業地及び事業計画を表示する図面作成	件		
		土地調書添付図面の作成	筆		
		その他参考図書の作成（裁決）	件		
		明渡裁決申立書資料の整理・検討	件		
		明渡裁決申立書（案）の作成	件		
		図面の作成	件		
		その他参考図書の作成（明渡）	件		
		事業認定（現地踏査）	業務		
	物件調査		物件調書作成	枚	
保安林解除等		関係図書作成	[各単位]		
		計画書等作成	[各単位]		
		取りまとめ	[各単位]		
		精査	業務		
完了図書作成		保安林解除等（現地踏査）	[各単位]		
		現地踏査（ダム）	件（種類）		
		現地踏査（頭首工・機場等）	件（種類）		
		現地踏査（水路・道路等）	km		
		事業年度別決算表作成	件（年度）		
		出来高内訳書作成	件（種類）		
		土地改良施設整理台帳（総括表）作成	件（種類）		
		土地改良施設整理台帳（工作物の部）作成	件（工事）		
		土地改良施設整理台帳（土地の部）作成	件（筆）		
		土地改良施設整理台帳（権利の部）作成	件（筆）		
		占・使用台帳等の作成	件（協議）		
		他目的使用調書等作成	件（協議）		
		土地改良補償施設整理台帳作成	件（施設）		
		引継施設整理台帳作成	件（施設）		
		全体位置図作成	枚		
		施設図郭割図作成	枚		
	事業認定		現地踏査A（予定地に物件が存する場合）	件	
			現地踏査B（予定地に物件が存する場合）	件	
		現地踏査C（予定地に物件が存する場合）	件		
		現地踏査A、B（予定地に物件が存しない場合）	件		
権利調査		墓地管理者等調査	使用者		
土地利用履歴等調査		法令関係資料の調査	ha		
		現況利用調査	ha		
		聞き取り等調査（自治体）	機関		
		登記履歴調査・住宅地図等調査	ha		
		地形図等調査	ha		
		聞き取り調査（地元精通者等）	ha		
		報告書作成	業務		
消費税等調査		消費税等の取扱いに関する調査	事業者		
完了図書作成		作業準備	件（工事）		

## 2. 用地調査施工単価

単価分類2	コード	名 称	単 位	ページ数
完了図書作成		土地改良施設整理台帳（工作物の部）関係図面の作成	枚	
		土地改良施設整理台帳（土地・権利の部）関係図面作成	枚	
		その他参考図面等の作成	枚	
内水面漁業権等調査		内水面漁業権等調査（計画準備）	業務	
		内水面漁業権等調査（現地踏査）	業務	
		漁業権等調査	漁業権	
		漁業協同組合概要調査	漁協	
		漁獲量調査	漁協	
		ビク調査	漁協	
		遊漁料収入調査	漁協	
		漁法別出漁日数調査	漁協	
		増殖事業実績調査	漁協	
		魚価調査	漁協	
		漁業経営費調査	漁協	
		補償事例及び文献等調査	業務	
		収益率の算定	漁協	
		漁場環境概要調査	業務	
		漁場利用状況調査	漁協	
		河川実態調査	業務	
		区間別漁獲量等調査	業務	
		立入禁止区域の漁場依存割合の算定	業務	
		漁場の保全対策等	業務	
		潤辺等変動調査	業務	
		工事期間中の水質汚濁等調査	業務	
		漁業影響の検討	業務	
		総合的検討	業務	
		報告書の作成	業務	

### 3. 用地（その他）

#### 単価分類1：用地（その他）

単価分類2	コード	名 称	単 位	ページ数
直接人件費		用地測量労務(直接人件費内業)	式	
		用地測量労務(直接人件費外業)	式	
		用地調査労務(直接人件費内業)	式	
		用地調査労務(直接人件費外業)	式	
		用地測量基準日額	式	
		用地調査基準日額	式	
旅費交通費		打合せ（用地測量旅費・交通費）	回	
		打合せ（用地調査旅費・交通費）	回	

4. 公共嘱託登記

単価分類1：公共嘱託登記

単価分類2	コード	名 称	単 位	ページ数	
土地家屋調査士 調査		資料調査 (公簿類)	筆個		
		資料調査 (地図類)	筆		
		資料調査 (図面類)	筆個		
		資料調査 (疎明書類)	件		
		現地踏査 事前調査	件		
		現地踏査 筆界確認 (多角測量)	点		
		現地踏査 筆界確認 (復元測量)	件		
		現地踏査 筆界確認 (画地調整)	件		
		現地踏査 立会 (民有地境界)	点		
		現地踏査 立会 (公共用地境界)	点		
	土地家屋調査士 測量		面積測量 土地 (地積)	件	
			面積測量 建物 (床面積)	件	
			境界標設置 (境界点測設)	点	
		境界標設置 (境界標埋設)	点		
		境界標設置 (引照点測量)	点		
土地家屋調査士 申請手続き		土地 表示	件		
		【参考】土地 表示 (内訳)	件		
		土地 分筆	件		
		【参考】土地 分筆 (内訳)	件		
		土地 地積の変更・更正	件		
		【参考】土地 地積の変更・更正 (内訳)	件		
		土地 合筆	件		
		土地 地目の変更	件		
		土地 滅失	件		
		土地 所有者の更正	件		
		土地 所有者の表示変更・更正	件		
		建物 表示	件		
		建物 床面積の変更・更正	件		
		建物 合併	件		
		建物 分割・区分	件		
		建物 分割・区分 (図面添付不用のもの)	件		
		建物 滅失	件		
		建物 所有者の更正	件		
		建物 所有者の表示変更・更正	件		
		区分建物 表示	件		
		区分建物 合併	件		
		区分建物 分割・区分	件		
		区分建物 敷地権 (表示 (追加)・抹消)	件		
		区分建物 敷地権 (規約敷地権分筆)	件		
		区分建物 敷地権 (法定敷地分筆)	件		
		区分建物 敷地権 法定敷地分筆 共用部分外旨の登記	件		
		現地調査費	件		
		敷地権加算	申請		
	土地家屋調査士 書類の作成等		書類の作成	通	
			謄抄本交付申請手続及び受領	通	
			原本の複製	通	
	司法書士 登記に関する申請手続き		所有権保存	件	
			相続	件	
		所有権移転	件		
		用益権・担保権の設定	件		
		用益権・担保権の移転又は処分	件		
		登記名義人の表示変更・更正	件		
		抹消・変更・その他	件		
			件		
司法書士 書類作成・その他		文案を要するもの (民法第903条の特別受益証明書等)	枚		
		文案を要しないもの (共同担保目録のみの作成)	枚		
		謄抄本・登記事項証明書・登記要約書等の請求及び受領 登記簿閲覧等	通 用紙		
司法書士 割増料・相談事業		割増料Ⅰ (不動産の個数1個を超える分：1個につき)	個		
		割増料Ⅱ (区分建物所有権保存/その他のもの)	件		
		割増料Ⅲ	件		
		相談事業	時間		



1. 制作及び機器価格（工場裸渡し）

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	[材料費]	kg	
	[材料費（用排水ポンプ）]	kg	
	[材料費（水門【積上】・ダム水門）]	kg	
	[材料費（鋼橋）]	kg	
	[機器単体費]	[各単位]	
	[購入品費]	[各単位]	
	主要部材費（標準ポンプ）	台	
	主要部材費（フラップ弁）	基	
	木型費（ポンプ）	台	
	部材費（立軸ポンプ架台）	台	
	機器単体費（電気通信設備）	[各単位]	
	[積上（副部材費・部品費）]	[各単位]	
	用排水ポンプ製作工	台	
	フラップ弁製作工	基	
	立軸ポンプ架台製作工	基	
	水門設備製作工	門	
	除塵設備製作工	基	
	ダム放流・制水設備製作工	[各単位]	
	ダム放流管製作工	条	
	ダム取水設備製作工	[各単位]	
	小容量放流設備用ゲートバルブ製作工	台	
	鋼橋製作工	式	
	鋼橋付属設備製作工	式	
	素地調整費（水門【積上】，鋼製付属）工場	m <sup>2</sup>	
	塗装費（水門設備）工場【積上】	m <sup>2</sup>	
	素地調整費及酸洗い（除塵設備）工場	基	
	塗装費（除塵設備）工場	基	
	素地調整費（鋼橋）工場	m <sup>2</sup>	
	塗装費（鋼橋）工場	m <sup>2</sup>	
	直接経費（試運転費・特別経費等）	式	
	水門設備主要部材費（扉体）	門	
	水門設備主要部材費（戸当り）	門	
	水門設備主要部材費（開閉装置）	基	
	水管橋本体製作工	式	
	[積上（副部材費）水門設備 鋼材]	kg	
	[積上（副部材費）水門設備]	[各単位]	
	[積上（部品費）水門設備]	[各単位]	

2. 据付及び架設工事価格

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	[施設機械労務単価]	[各単位]	
	輸送費	式	
	用排水ポンプ据付工	台	
	天井クレーン据付工	基	
	用排水ポンプ受配電盤据付工	式	
	用排水ポンプ自家発電設備据付工	台	
	用排水ポンプ屋外貯油槽据付工	台	
	水門設備据付工	門	
	除塵設備据付工	基	
	ダム水門設備据付工	[各単位]	
	塗装費(用排水ポンプ)現場	m <sup>2</sup>	
	塗装費(水門設備)現場接合部	m <sup>2</sup>	
	総合試運転調整労務	式	
	輸送費(鋼橋)	式	
	ワイヤーロープ取替工(水門設備修繕)	門	
	水密ゴム取替工(水門設備修繕)	門	
	電動機取替工(水門設備修繕)	台	
	ローラ取替工(水門設備修繕)	個	
	扉体取外し工(水門設備修繕)	門	

3. 電気通信工事

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	輸送費（電気通信設備）	式	
	電線管布設工	m	
	高圧電力ケーブル配線工（地中）	m	
	高圧電力ケーブル配線工（屋内）	m	
	高圧電力ケーブル配線工（屋外）	m	
	低圧電力ケーブル・電線配線工（地中）	m	
	低圧電力ケーブル・電線配線工（屋内）	m	
	低圧電力ケーブル・電線配線工（屋外）	m	
	制御ケーブル配線工（地中）	m	
	制御ケーブル配線工（屋内）	m	
	制御ケーブル配線工（屋外）	m	
	通信ケーブル配線工（地中）	m	
	通信ケーブル配線工（屋内）	m	
	通信ケーブル配線工（屋外）	m	
	架空配線工	径間	
	電力ケーブル端末処理工	箇所	
	通信・制御ケーブル端子接続工	箇所	
	ケーブルラック布設工（直線）	m	
	ハンドホール設置工	基	
	ボックス類取付工	個	
	分電盤取付工	面	
	電灯照明・施設照明設備設置工	基	
	道路照明設備設置工	基	
	引込柱設置工（高低圧）	箇所	
	支線取付工	本	
	コンクリート柱等設置工	[各単位]	
	柱上気中開閉器取付工	[各単位]	
	変圧器及び高圧コンデンサ据付工	台	
	接地設置工	極	
	避雷針設備取付工	[各単位]	
	特高受変電設備機器据付工	[各単位]	
	特高受変電設備機器調整工	[各単位]	
	高圧受変電設備機器据付工	[各単位]	
	高圧受変電設備機器調整工	台	
	配電盤据付工	面	
	配電盤調整工	面	
	制御盤取付工	面	
	耐雷トランス設置工	台	
	非常用発電設備据付工	台	
	非常用発電設備調整工	台	
	無停電電源装置据付工	台	
	無停電電源装置調整工	台	
	直流電源装置据付工	[各単位]	
	直流電源装置調整工	[各単位]	
	蓄電池設置工	セル	
	TM/TC・放流警報装置据付工	[各単位]	
	TM/TC・放流警報装置調整工	[各単位]	
	移動体通信・空中線装置据付工	[各単位]	
	移動体通信・空中線装置調整工	[各単位]	
	情報処理・監視制御設備据付工	[各単位]	
	情報処理・監視制御設備調整工	[各単位]	
	CCTV装置（IPカメラ）据付工	[各単位]	
	CCTV装置（IPカメラ）調整工	[各単位]	
	計装設備据付工	台	
	電気通信設備据付・調整工	式	
	[材料費（光ケーブル）]	m	
	光ケーブル地中配線	m	
	光ケーブル屋内配線	m	
	光ケーブル屋外配線	m	
	光ケーブル架空配線	径間	
	光ケーブル接続工	[各単位]	

4. 鋼橋及び水管橋架設工事

施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	支承据付工（金属）	式	
	支承据付工（ゴム）	式	
	鋼橋用地組工	式	
	鋼橋用架設工	式	
	鋼橋用本締工	本	
	落橋防止装置工	式	
	架設用設備設置・撤去（ベント）	式	
	架設用設備損料（ベント）	日	
	ドリフトピン及び仮締具損料	日	
	架設工具損料	日	
	【伸縮継手設置工】	m	
	【伸縮継手設置工（埋設型）】	m	
	型枠工（鋼橋床版）	m <sup>2</sup>	
	【橋面防水工（鋼橋）】	m <sup>2</sup>	
	橋梁用高欄工	m	
	橋梁用排水管設置工	m	
	コンクリートアンカーボルト設置工	本	
	単独足場工	m <sup>2</sup>	
	兼用足場工	m <sup>2</sup>	
	側面塗装足場工	m <sup>2</sup>	
	防護工（板張）	m <sup>2</sup>	
	防護工（シート張）	m <sup>2</sup>	
	防護工（ワイヤーブリッジ）	m <sup>2</sup>	
	橋梁用登り棧橋工	式	
	溶接工（鋼床版）	式	
	Uリブ現場溶接工（鋼床版）	式	
	水管橋据付工	式	
	【素地調整（新橋・継手部現場塗装）】	m <sup>2</sup>	
	【下塗り（新橋継手部現場塗装）】	m <sup>2</sup>	
	【準備・補修（新橋現場塗装）】	m <sup>2</sup>	
	【中塗り上塗り（新橋・継手部現場塗装）】	m <sup>2</sup>	
	【素地調整（鋼橋塗替塗装）】	m <sup>2</sup>	
	塗装費（水管橋）現場接合部	m <sup>2</sup>	
	【塗装作業（鋼橋塗替塗装）】	m <sup>2</sup>	
	床版コンクリート養生（鋼橋）	m <sup>2</sup>	

施設機械未成単価

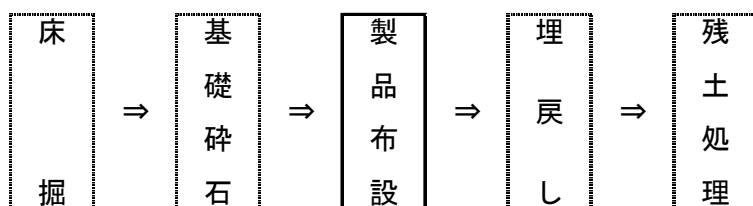
施工単価コード	名 称	単 位	ページ数
	補助材料費(製作)	式	
	鋼橋用副資材費	式	
	鋼製付属設備製作工	基	
	用排水ポンプ設備副部材費	式	
	水門設備副部材費	式	
	除塵設備副部材費	式	
	ダム水門設備副部材費	式	
	用排水ポンプ設備部品費	式	
	水門設備部品費	式	
	除塵設備部品費	式	
	ダム水門設備部品費	式	
	間接労務費	式	
	工場管理費	式	
	塗装費(水門設備)	式	
	水管橋部品費	式	
	塗装費(水管橋)	式	
	補助材料費(据付)	式	
	据付材料費	式	
	鋼製付属設備据付工	基	
	雑器具損料	式	
	据付間接費	式	
	二次コンクリート費(小形水門設備)	式	
	技術者間接費(電気通信技術者)	式	
	技術者間接費(電気通信技術員)	式	

### 3. 施工単価条件表（宮城県独自）

## S P鉄筋コンクリート製品類機械布設（１）

### 1. 適用範囲

本歩掛は、鉄筋コンクリート製品類を機械で据付ける場合に適用する。



（注）本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。  
（布設に伴う材料の移動手間を含む）

〔宮城県独自施工単価〕

コード	施工単価名称
	S P鉄筋コンクリート製品類機械布設（１）

### 2. S P鉄筋コンクリート製品類機械布設（１）

#### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

積算条件区分一覧表及び1日当り作業量（個/日）

作業区分	製品質量(kg/個)	基礎砕石の有無	1日当り作業量(個/日)
据付	50kg以上 80kg以下	無し	100
据付	80kgを超え 400kg以下	無し	24
据付	400kgを超え 800kg以下	無し	17
撤去	50kg以上 80kg以下	-	200
撤去	80kgを超え 400kg以下	-	48
撤去	400kgを超え 800kg以下	-	34

（注）施工パッケージ単価：コンクリート分水槽据付を準用。

#### (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

代表機労材規格一覧表

項目	代表機労材規格	備考	
機械	K1	バックホウ(クロー型) [標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第1次基準値)] 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	製品質量が 80kg を超え 800kg/個以下の場合
	K2	—	
	K3	—	
労務	R1	普通作業員	
	R2	土木一般世話役	
	R3	特殊作業員	
	R4	運転手(特殊)	製品質量が 80kg を超え 800kg/個以下の場合
材料	Z1	軽油 1.2号 パトロール給油	製品質量が 80kg を超え 800kg/個以下の場合
	Z2	—	
	Z3	—	
	Z4	—	
市場単価	S	—	

## (3) 計算例

SP 鉄筋コンクリート製品類機械布設 (1) 1個当り単価表						
名称	条件区分		単位	数量	積算単価	摘要
SP 鉄筋コンクリート製品類 機械布設 (1)	作業区分	据付	個	1		
	製品質量 (kg/個)	80kg を超え 400kg 以下				
	基礎砕石の有無	無し				

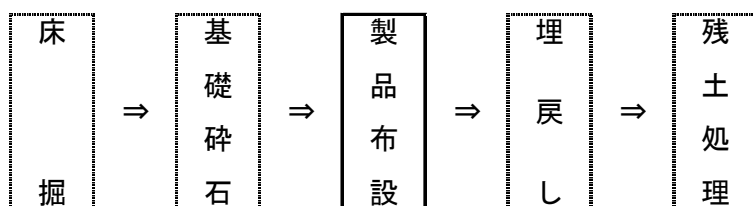
単価計算書				
項目	代表機労材規格	構成比 (%)	東京単価 (H29.4)	宮城単価 (参考:H30.○)
<b>機械 (K)</b>		<b>26.36</b>		
K 1	ハック杓(クロー型) [標準型・クレーン機能付・排出ガス対策型(第1次基準値)]山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )吊能力 2.9 t	25.85		
K 2		-		
K 3		-		
<b>労務 (R)</b>		<b>65.00</b>		
R 1	運転手 (特殊)	32.50		
R 2	土木一般世話役	16.37		
R 3	特殊作業員	7.94		
R 4	普通作業員	6.92		
<b>材料 (Z)</b>		<b>8.64</b>		
Z 1	軽油 1.2号 パトロール給油	8.48		
Z 2		-		
Z 3		-		
Z 4		-		
<b>市場単価 (S)</b>		<b>0.00</b>		
S 1		-		



## 鉄筋コンクリート製品類機械布設（２）

### 1. 適用範囲

本歩掛は、鉄筋コンクリート製品類を機械で据付ける場合に適用する。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。  
(布設に伴う材料の移動手間を含む)

[宮城県独自施工単価]

コード	施工単価名称
	鉄筋コンクリート製品類機械布設

### 2. 使用機械

バックホウ（クレーン機能付） 排対型（２次）クローラ型山積 0.80 m<sup>3</sup>（平積 0.60 m<sup>3</sup>）2.9t 吊  
ラフテレーンクレーン 排対型（２次）油圧伸縮ジブ型 25t

### 3. 機種を選定

使用する機械の種類規格は、次の表とする。

表 3.1 機種を選定

規格区分 (kg/個)	据付機械	規格	燃料消費量
800 を超え 1,100 以下	バックホウ(クレーン機能付)	山 0.80(平 0.60)2.9t	41
1,100 を超え 1,500 以下			45
1,500 を超え 1,900 以下			49
1,900 を超え 2,200 以下			51
2,200 を超え 2,500 以下	ラフテレーンクレーン	(油)25t	—
2,500 を超え 3,500 以下			
3,500 を超え 5,500 以下			
5,500 を超え 7,000 以下			
7,000 を超え 11,000 以下			

- (注) 1. 人力による場合で持上げ高さが 2 m 以上の時は別途考慮する。  
2. バックホウ(クレーン機能付)は「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
3. ラフテレーンクレーンは賃料とする。  
4. 現場条件等により上表により難しい場合は、現場条件等に適合した機種・規格を計上する。

#### 4. 施工歩掛

鉄筋コンクリート製品類機械布設の歩掛は、次表する。

表 4.1 布設歩掛

(10個当たり)

規格区分 (kg/個)	据付方法	世話役	特殊作業員	普通作業員	機械運転時間	運転手(特殊)
800 を超え 1,100 以下	機械	0.38	0.38	0.96	0.52	0.38
1,100 を超え 1,500 以下		0.42	0.42	1.04	0.56	0.42
1,500 を超え 1,900 以下		0.45	0.45	1.14	0.61	0.45
1,900 を超え 2,200 以下		0.48	0.48	1.43	0.64	0.48
2,200 を超え 2,500 以下		0.71	0.71	2.14	0.71	—
2,500 を超え 3,500 以下		0.77	0.77	2.69	0.77	—
3,500 を超え 5,500 以下		0.77	0.77	3.08	0.77	—
5,500 を超え 7,000 以下		0.83	0.83	3.75	0.83	—
7,000 を超え 11,000 以下		2.20	1.40	4.08	1.20	—

#### 5. 単価表

鉄筋コンクリート製品類機械布設 1個 当たり単価

施工単価構成内訳

10個 当たり算出

名称	数量	単位	単価	備考
(1) 世話役	表 4.1	人		
(2) 特殊作業員	表 4.1	人		
(3) 普通作業員	表 4.1	人		
(4) バックホウ(クレーン機能付)	表 4.1	供用日		
(4) ラフテレーンクレーン	表 4.1	日		
(5) 運転手(特殊)	表 4.1	人		
(6) 軽油	表 3.1	ℓ		
(7) 合計				Σ(1)~(6)
(8) 単価	1.0	個		(7)/10

#### 参 考

運転手(特殊)の算出

バックホウ(クレーン機能付き)山積 0.80m<sup>3</sup>(平積 0.60m<sup>3</sup>)2.9t 吊

バックホウ(クレーン機能付き)山積 0.80m<sup>3</sup>(平積 0.60m<sup>3</sup>)2.9t 吊の運転手(特殊)の労務歩掛は、次により算定する。

日単位の機械

[例]

$$\begin{aligned} \text{運転手(特殊)} &= 1 \div 1 \text{日当たり施工量} \times 10 \\ &= 1 \div 26(\text{個}) \times 10 \\ &= 0.384 \quad \text{改め } 0.38 \end{aligned}$$

製品質量(kg/個)	標準施工量 N(個/日)	運転手(特殊)(人/10個)
800 を超え 1,100 以下	26	0.38
1,100 を超え 1,500 以下	24	0.42
1,500 を超え 1,900 以下	22	0.45
1,900 を超え 2,200 以下	21	0.48

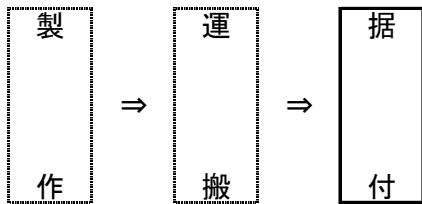
燃料消費量の算出

バックホウ(クレーン機能付)山 0.80(平 0.60)2.9t 107L ÷ 参考 1(標準施工量 N(個/日)) × 10

簡易ゲート据付工

1. 適用範囲

本歩掛は、簡易ゲート（鋳鉄製、鋼製）の規格 200～1000 型の据付に適用する。



(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。(簡易ゲート設置の際の労務費、材料費を含む。)

[宮城県独自施工単価]

コード	施工単価名称
	簡易ゲート据付工

1-1 歩掛参照元

農林水産省 土地改良工事積算基準（施設機械）“第6章 鋼製付属設備”

標準据付工数算定式により、1 t 当たりの据付工数を算定する。

$$y = 4.30x - 0.584$$

$y$  = 標準据付工数 (人/t)  
 $x$  = 1 基当たりの据付質量 (t)

$$\therefore y = 4.30 \times 1 - 0.584 = 4.30 \text{ 人/t} \leftarrow \text{各規格の重量を掛けて据付工数を算出する。}$$

※ 「機械設備据付工」を「溶接工」に読替える

※ 職種別構成割合 (%)

- 溶接工 (機械設備据付工) . . . . . 80%
- 普通作業員 . . . . . 20%

【例】 鋳鉄製丸型ゲート 200型 (質量=46.2kg)

$$4.30 \text{ 人/t} \times 0.0462 \text{ t} = 0.19866 \text{ 人}$$

溶接工  $0.19866 \text{ 人} \times 0.8 = 0.16 \text{ 人}$   
 普通作業員  $0.19866 \text{ 人} \times 0.2 = 0.04 \text{ 人}$   
 (各労務人数は、小数点以下第3位四捨五入2位止めで算出)

表 1.1 据付工歩掛

名称	規格	溶接工 (人)	普通作業員 (人)
鋳鉄製丸型ゲート (FC)	200 型	0.16	0.04
	250 型	0.17	0.04
	300 型	0.22	0.05
	350 型	0.26	0.07
	400 型	0.29	0.07
	450 型	0.40	0.10
	500 型	0.45	0.11
	600 型	0.63	0.16
	700 型	0.79	0.20
	800 型	0.97	0.24
	900 型	1.52	0.38
	1000 型	1.66	0.42

名 称	規格	溶 接 工 ( 人 )	普通作業員 (人)
鑄鉄製角型ゲート (FC)	300 型	0.25	0.06
	350 型	0.30	0.07
	400 型	0.42	0.10
	450 型	0.50	0.13
	500 型	0.52	0.13
	600 型	0.78	0.20
	700 型	0.96	0.24
	800 型	1.34	0.33
	900 型	1.54	0.39
	1000 型	1.71	0.43
鋼製ゲート (SS41)	200 型	0.14	0.03
	250 型	0.15	0.04
	300 型	0.17	0.04
	350 型	0.20	0.05
	400 型	0.21	0.05
	450 型	0.37	0.09
	500 型	0.40	0.10
	600 型	0.46	0.11
	700 型	0.60	0.15
	800 型	0.70	0.18
900 型	0.78	0.20	
1000 型	0.85	0.21	

## 2. 単価表

簡易ゲート据付工 1基 当たり単価

施工単価構成内訳

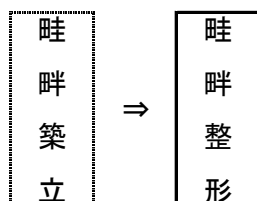
1基 当たり算出

名 称	数 量	単 位	単 価	備 考
(1) 鑄鉄製丸型ゲート	1.0	基		
(1) 鑄鉄製角型ゲート	1.0	基		
(1) 鋼 製 ゲ ー ト	1.0	基		
(2) 溶 接 工	表 1.1	人		
(3) 普 通 作 業 員	表 1.1	人		
(4) 合 計				$\Sigma (1) \sim (3)$
(5) 単 価	1.0	基		(4)/10

## SP 畦畔整形（機械）

### 1. 適用範囲

本歩掛は、荒盛土されている土羽を法切バケットにより畦畔整形（機械）する場合に適用する。



（注）本施工パッケージで対応しているのは、実線部分のみである。（法長は2mまで適用範囲とし、天端整形も含む。）

〔宮城県独自施工単価〕

コード	施工単価名称
	SP 畦畔整形（機械）

### 2. 畦畔整形（機械）

#### (1) 条件区分

条件区分は、次表を標準とする。

積算条件区分一覧表及び作業日当り標準作業量（m<sup>2</sup>/日）

整形箇所	法面締固の有無	現場制約の有無	土質	作業日当り標準作業量（A）
盛土部	無し	無し	礫質土、砂及び砂質土、粘性土	220m <sup>2</sup> /日

（注）施工パッケージ単価：法面整形を準用。

#### (2) 代表機労材規格

下表機労材は、当該施工パッケージで使用されている機労材の代表的な規格である。

代表機労材規格一覧表

現場制約の有無	整形箇所	項目	代表機労材規格	備考	
無し	盛土部	機械	K1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）] 山積0.8m <sup>3</sup> （平積0.6m <sup>3</sup> ）	
			K2	—	
			K3	—	
		労務	R1	普通作業員	
			R2	運転手（特殊）	
			R3	土木一般世話役	
			R4	—	
		材料	Z1	軽油1.2号 パトロール給油	
			Z2	—	
			Z3	—	
			Z4	—	
		市場単価	S	—	

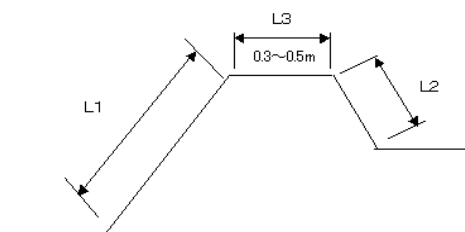
(3) 計算例

SP 畦畔整形（機械） 1㎡当り単価表						
名称	条件区分		単位	数量	積算単価	摘要
畦畔整形 （機械）	整形箇所	盛土部	㎡	1		
	法面締固めの有無	無し				
	現場制約の有無	無し				
	土質	礫質土、砂及び 砂質土、粘性土				

単価計算書				
項目	代表機労材規格	構成比 (%)	東京単価 (H29.4)	宮城単価 (参考:H30.○)
<b>機械 (K)</b>		<b>14.90</b>		
K 1	バックホウ（クローラ型）[標準型・超低騒音型・排出ガス対策型（第3次基準値）] 山積 0.8m <sup>3</sup> （平積 0.6m <sup>3</sup> ）（賃料）	14.90		
K 2		-		
K 3		-		
<b>労務 (R)</b>		<b>73.28</b>		
R 1	普通作業員	32.74		
R 2	運転手（特殊）	27.65		
R 3	土木一般世話役	12.89		
R 4		-		
<b>材料 (Z)</b>		<b>11.82</b>		
Z 1	軽油 1.2号 パトロール給油	11.82		
Z 2		-		
Z 3		-		
Z 4		-		
<b>市場単価 (S)</b>		<b>0.00</b>		
S 1		-		

参 考

1. 関連施工パッケージ SP 法面整形
2. 計上数量（施工面積）  $A = (L1 + L2 + L3) \times \text{施工延長 (m)}$
3. L1, L2は2.0mまでとする。
4. 天端整形を含む。









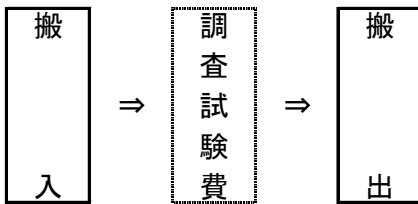




機械器具運搬費（調査）

1. 適用範囲

本歩掛は、地質調査試験用機材等の現地搬入・搬出費に適用する。



（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

運搬費は、間接調査費で計上する。

運搬費は、最寄りの積算基地から現地までの資機材等の搬入、搬出（機械器具等運搬費）を対象とする。ボーリング用資機材等の搬入、搬出は、2 t、3 t、4 t の 2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材 1 編成分）とするが、これにより難しい場合は別途考慮する。

〔宮城県独自施工単価〕

コード	施工単価名称
	機械器具運搬費（調査）

2. 施工歩掛

表 2.1 機械器具運搬費（調査）（1 回当たり）

項目	名称	規格	単位	数量	適用
労務費	運転手(特殊)		人		$\alpha$ (人/h) × T
材料費	軽油		L		$\beta$ (L/h) × T
機械経費	トラック損料	3t 車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良工事積算基準 (機械経費)による。

（注）1.  $T = [\text{運搬距離 (km)}] \div 30 \text{ (km/h)}$  : 少数点以下第 2 位(第 3 位四捨五入)

$\alpha = [\text{年間標準運転日数}] \div [\text{年間標準運転時間}]$

$\beta = [\text{運転 1 時間あたり燃料消費量 (L/h)}]$

2. 運搬距離は、往路、復路の合計とする。

表 2.2 トラック(クレーン装置付き)の規格、燃料消費量

トラック規格	軽油(L/時間)	備考
2 t 車 (2.9t 吊りクレーン付き)	4.21	98 (kW) × 0.043 (L/kW-h)
3 t 車 (2.9t 吊りクレーン付き)	5.68	132 (kW) × 0.043 (L/kW-h)
4 t 車 (2.9t 吊りクレーン付き)		

燃料 = 機関出力 × 運転 1 時間当り燃料消費率 : 少数点以下第 2 位(第 3 位四捨五入)

3. 単価表

機械器具運搬費（調査） 1 回 当たり単価

施工単価構成内訳

1 回 当たり算出

名称	規格	数量	単位	単価	備考
(1) 運転手(特殊)		$0.17 \times T$	人		
(2) 軽油		表 2.2 × T	L		
(3) トラック(クレーン装置付)	表 2.2	T	時間		
(4) 合計					$\Sigma$ (1) ~ (3)
(5) 単価		1.0	本		(4)/1.0

（注）1.  $T = [\text{運搬距離 (km)}] \div 30 \text{ (km/h)}$  : 少数点以下第 2 位(第 3 位四捨五入)

#### 4. 東日本大震災の被災地で適用する 土地改良事業等請負工事の歩掛



29北振第2360号  
平成30年3月30日

宮城県農林水産部長 殿

東北農政局 農村振興部長

東日本大震災の被災地で適用する土地改良事業等請負工事の歩掛について

「土地改良事業等請負工事標準歩掛について」（昭和58年2月28日付け58構改D第148号）及び「土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛について」（平成15年3月28日付け14農振第2694号）の一部について、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県、福島県）で適用する歩掛を策定し、別添1は平成30年4月1日以降の契約に係る工事から、別添2は平成30年10月1日以降の契約に係る工事から適用することとしたので、参考までにお知らせします。

(別添 1) 東日本大震災の被災地で適用する土地改良事業等請負工事の歩掛

(下線部が変更部分)

東日本大震災の被災地で適用する標準歩掛 (平成 30 年 9 月 30 日まで適用)

土地改良事業等請負工事標準歩掛 (平成 30 年 9 月 30 日まで適用)

## 1. 土 工

①・② [略]

③ 振動ローラ締固め

1. [略]

2. 施工歩掛

各作業の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 2. 1 日当り施工量 (1日当り施工量)

工 種	規 格	単 位	数 量
路 床	排出ガス対策型(第1次基準値)搭 乗式・コンパイント型 3~4t	m <sup>3</sup>	<u>62</u>
	ハントガイト式 0.8~1.1t	"	<u>34</u>
路 体 築 堤	排出ガス対策型(第1次基準値)搭 乗式・コンパイント型 3~4t	"	<u>69</u>
	ハントガイト式 0.8~1.1t	"	<u>40</u>
埋 戻	排出ガス対策型(第1次基準値)搭 乗式・コンパイント型 3~4t	"	<u>69</u>
	ハントガイト式 0.8~1.1t	"	<u>40</u>

3. [略]

④~⑦ [略]

## 1. 土 工

①・② [略]

③ 振動ローラ締固め

1. [略]

2. 施工歩掛

各作業の施工歩掛は、次表を標準とする。

表 2. 1 日当り施工量 (1日当り施工量)

工 種	規 格	単 位	数 量
路 床	排出ガス対策型(第1次基準値)搭 乗式・コンパイント型 3~4t	m <sup>3</sup>	<u>78</u>
	ハントガイト式 0.8~1.1t	"	<u>43</u>
路 体 築 堤	排出ガス対策型(第1次基準値)搭 乗式・コンパイント型 3~4t	"	<u>86</u>
	ハントガイト式 0.8~1.1t	"	<u>50</u>
埋 戻	排出ガス対策型(第1次基準値)搭 乗式・コンパイント型 3~4t	"	<u>86</u>
	ハントガイト式 0.8~1.1t	"	<u>50</u>

3. [略]

④~⑦ [略]

## 6. 河川・水路工

①～③ [略]

④ 消波工

1. ～ 3. [略]

4. ブロック製作・据付工

4-1～4-3 [略]

4-4 製作

4-4-1・4-4-2 [略]

4-4-3 コンクリート工

(1) [略]

(2) コンクリート投入打設歩掛

コンクリート投入打設歩掛及びクレーンの運転時間は、次表を標準とする。

名称	規格	単位	ブロック実質量	
			11.0t を超え 25.0t 以下	25.0t を超え 50.0t 以下
世話役		人	<u>1.00</u>	<u>0.78</u>
特殊作業員		"	<u>2.00</u>	<u>1.67</u>
普通作業員		"	<u>2.78</u>	<u>2.33</u>
クローラクレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型 100t 吊	日	<u>1.33</u>	<u>0.89</u>

(注) [略]

(3) 養生工

養生工の歩掛は、次表とする。なお、給熱養生の場合は別途考慮する。

名称	単位	ブロック実質量	
		11.0t を超え 25.0t 以下	25.0t を超え 50.0t 以下
普通作業員	人	<u>1.11</u>	<u>0.67</u>

(注) [略]

(4) [略]

4-4-4 [略]

4-5・4-6 [略]

5. ・ 6. [略]

⑤～⑦ [略]

## 6. 河川・水路工

①～③ [略]

④ 消波工

1. ～ 3. [略]

4. ブロック製作・据付工

4-1～4-3 [略]

4-4 製作

4-4-1・4-4-2 [略]

4-4-3 コンクリート工

(1) [略]

(2) コンクリート投入打設歩掛

コンクリート投入打設歩掛及びクレーンの運転時間は、次表を標準とする。

名称	規格	単位	ブロック実質量	
			11.0t を超え 25.0t 以下	25.0t を超え 50.0t 以下
世話役		人	<u>0.9</u>	<u>0.7</u>
特殊作業員		"	<u>1.8</u>	<u>1.5</u>
普通作業員		"	<u>2.5</u>	<u>2.1</u>
クローラクレーン運転	油圧駆動式ウインチ・ラ チスジブ型 100t 吊	日	<u>1.2</u>	<u>0.8</u>

(注) [略]

(3) 養生工

養生工の歩掛は、次表とする。なお、給熱養生の場合は別途考慮する。

名称	単位	ブロック実質量	
		11.0t を超え 25.0t 以下	25.0t を超え 50.0t 以下
普通作業員	人	<u>1.0</u>	<u>0.6</u>

(注) [略]

(4) [略]

4-4-4 [略]

4-5・4-6 [略]

5. ・ 6. [略]

⑤～⑦ [略]

## 8. 道路工

### ① [略]

### ② コンクリート舗装工

#### 1. 1層仕上げの場合

1-1・1-2 [略]

#### 1-3 舗装工

舗装は、舗装の厚さが7cm以上20cm以下の舗装を人力により行うものとし、鉄網を設置する場合でも一層打設するものは適用できるが、型枠、目地板取付、鉄網、プライムコート（プライムコート養生費）、スリップパー、養生等は必要に応じ労務、材料共別途計上する。また、路盤紙は必要に応じ材料のみ別途計上する。

#### 1-3-1 舗設歩掛

舗設歩掛は、次表を標準とする。

職種	歩掛(人)
世話役	<u>0.56</u>
特殊作業員	<u>1.22</u>
普通作業員	<u>2.33</u>

(注) [略]

1-3-2 [略]

1-4 [略]

#### 2. 2層仕上げの場合

2-1・2-2 [略]

#### 2-3 舗装工

舗装は、機械舗設を標準とするが、施工量が少ない場合、交差点、すりつけ部等機械持込みが不適当な場合は、人力舗設とする。

2-3-1 [略]

#### 2-3-2 舗設歩掛

舗設歩掛は、次表を標準とする。

名称	単位	機械舗設		人力舗設	
		1車	2車	平均敷設厚 20cm以上	平均敷設厚 20cm未満
世話役	人	<u>0.90</u>	<u>0.81</u>	<u>1.73</u>	<u>1.20</u>
特殊作業員	"	<u>2.80</u>	<u>1.24</u>	<u>5.39</u>	<u>3.72</u>
普通作業員	"	<u>6.29</u>	<u>3.31</u>	<u>10.26</u>	<u>7.09</u>
左官	"	-	<u>0.73</u>	-	-
コンクリートスプレッドダ運転	hr	<u>1.58</u>	<u>1.46</u>	-	-
コンクリートファイニッシャ運転	"	<u>1.58</u>	<u>1.46</u>	-	-

## 8. 道路工

### ① [略]

### ② コンクリート舗装工

#### 1. 1層仕上げの場合

1-1・1-2 [略]

#### 1-3 舗装工

舗装は、舗装の厚さが7cm以上20cm以下の舗装を人力により行うものとし、鉄網を設置する場合でも一層打設するものは適用できるが、型枠、目地板取付、鉄網、プライムコート（プライムコート養生費）、スリップパー、養生等は必要に応じ労務、材料共別途計上する。また、路盤紙は必要に応じ材料のみ別途計上する。

#### 1-3-1 舗設歩掛

舗設歩掛は、次表を標準とする。

職種	歩掛(人)
世話役	<u>0.5</u>
特殊作業員	<u>1.1</u>
普通作業員	<u>2.1</u>

(注) [略]

1-3-2 [略]

1-4 [略]

#### 2. 2層仕上げの場合

2-1・2-2 [略]

#### 2-3 舗装工

舗装は、機械舗設を標準とするが、施工量が少ない場合、交差点、すりつけ部等機械持込みが不適当な場合は、人力舗設とする。

2-3-1 [略]

#### 2-3-2 舗設歩掛

舗設歩掛は、次表を標準とする。

名称	単位	機械舗設		人力舗設	
		1車	2車	平均敷設厚 20cm以上	平均敷設厚 20cm未満
世話役	人	<u>0.81</u>	<u>0.73</u>	<u>1.56</u>	<u>1.08</u>
特殊作業員	"	<u>2.52</u>	<u>1.12</u>	<u>4.85</u>	<u>3.35</u>
普通作業員	"	<u>5.66</u>	<u>2.98</u>	<u>9.23</u>	<u>6.38</u>
左官	"	-	<u>0.66</u>	-	-
コンクリートスプレッドダ運転	hr	<u>1.42</u>	<u>1.31</u>	-	-
コンクリートファイニッシャ運転	"	<u>1.42</u>	<u>1.31</u>	-	-



コンクリートレバラー運転	＼	<u>1.58</u>	<u>1.46</u>	—
ラフテレーンクレーン運転	日	<u>0.13</u>	—	—
諸 雑 費 率	%	18	20	18
(注) [略]				27

2-3-3・2-3-4 [略]

2-4 [略]

2-5 [略]

### 3. ローラ転圧コンクリート舗設工 (RCCP)

3-1~3-3 [略]

3-4 舗設工

舗設工は、敷均し、転圧、養生（養成マットの設置・撤去、散水）、目地切り及び目地材充填までの作業とする。

3-4-1・3-4-2 [略]

3-4-3 日当り施工量

舗設工における日当り施工量は、次表を標準とする。

表3.6 日当り施工量 (1日当り)

種 別	単 位	一 般 交 通	
		影響なし	影響有り
舗 設 工	m <sup>2</sup>	<u>603</u>	<u>549</u>

(注) 略

3-4-4・3-4-5 [略]

3-5 [略]

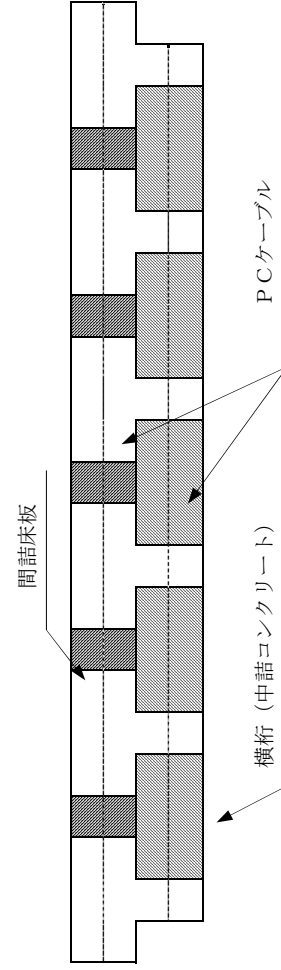
③・④ [略]

⑤ PC橋架設工

1.~3. [略]

### 4. 横組工

横組とは、横桁中埋コンクリート、間詰床版及び横締の一連作業で、その内訳は次のとおりである。



4-1 [略]

コンクリートレバラー運転	＼	<u>1.42</u>	<u>1.31</u>	—
ラフテレーンクレーン運転	日	<u>0.12</u>	—	—
諸 雑 費 率	%	18	20	18
(注) [略]				27

2-3-3・2-3-4 [略]

2-4 [略]

2-5 [略]

### 3. ローラ転圧コンクリート舗設工 (RCCP)

3-1~3-3 [略]

3-4 舗設工

舗設工は、敷均し、転圧、養生（養成マットの設置・撤去、散水）、目地切り及び目地材充填までの作業とする。

3-4-1・3-4-2 [略]

3-4-3 日当り施工量

舗設工における日当り施工量は、次表を標準とする。

表3.6 日当り施工量 (1日当り)

種 別	単 位	一 般 交 通	
		影響なし	影響有り
舗 設 工	m <sup>2</sup>	<u>670</u>	<u>610</u>

(注) 略

3-4-4・3-4-5 [略]

3-5 [略]

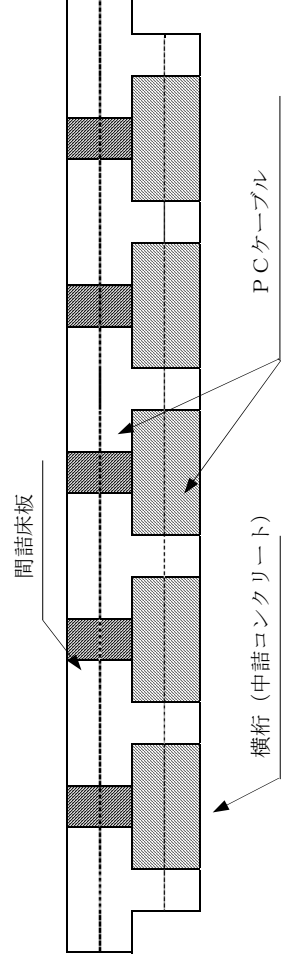
③・④ [略]

⑤ PC橋架設工

1.~3. [略]

### 4. 横組工

横組とは、横桁中埋コンクリート、間詰床版及び横締の一連作業で、その内訳は次のとおりである。



4-1 [略]

4-2 コンクリート工

横組の型枠及びコンクリート作業に適用し、P C合成桁橋の床版は含まない。

4-2-1・4-2-2 [略]

4-2-3 コンクリート工歩掛

型枠の製作、設置・撤去、コンクリートポンプ車による打設及び養生歩掛は、次表を標準とする。

表 4.4 コンクリート工歩掛 (10m<sup>3</sup>当り)

桁区分	編 成 人 員 (人)			諸雑費 (%)
	橋梁世話役	特殊作業員	型枠工	
プレテンション T桁	<u>3.22</u>	<u>4.44</u>	9.3	10.11(8.33)
プレテンション スラブ桁	<u>1.78</u>	<u>1.89</u>	2.5	4.33(2.67)

- (注) 1. コンクリートポンプ車の運転時間はコンクリート10m<sup>3</sup>当り **1.67時間**とする。  
 2. 本歩掛はブーム打設を標準としているが困難な場合、又は現場条件により配管打設が適する場合は、上記歩掛にて配管打設も適用できる。なお、配管式コンクリートポンプ車の規格は、90~100m<sup>3</sup>/hとする。  
 3. 配管打設の場合の圧送管組立・撤去労務(30m程度)を含むものとし、30mを超える場合は「3. コンクリート工③コンクリート」による。  
 4. ブーム打設は、打設高さ、15m以下、投入水平距離15m以下の場合に適用する。  
 5. 1日当り打設量は、**36m<sup>3</sup>**を標準とする。  
 6. 諸雑費は、型枠用材料、剥離材、養生マット及び電力に関する費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を計上する。  
 7. 養生については、養生覆材の被覆・水散布養生を標準とする。養生面積は、間詰床版の面積とする。保温養生等の特別な養生を必要とする場合の普通作業員の歩掛及び諸雑費率は、( )とし、養生費用は別途計上する。

4-2-4 [略]

4-3~4-6 [略]

5.・6. [略]

⑥・⑦ [略]

4-2 コンクリート工

横組の型枠及びコンクリート作業に適用し、P C合成桁橋の床版は含まない。

4-2-1・4-2-2 [略]

4-2-3 コンクリート工歩掛

型枠の製作、設置・撤去、コンクリートポンプ車による打設及び養生歩掛は、次表を標準とする。

表 4.4 コンクリート工歩掛 (10m<sup>3</sup>当り)

桁区分	編 成 人 員 (人)			諸雑費 (%)
	橋梁世話役	特殊作業員	型枠工	
プレテンション T桁	<u>2.9</u>	<u>4.0</u>	9.3	9.1(7.5)
プレテンション スラブ桁	<u>1.6</u>	<u>1.7</u>	2.5	3.9(2.4)

- (注) 1. コンクリートポンプ車の運転時間はコンクリート10m<sup>3</sup>当り **1.5時間**とする。  
 2. 本歩掛はブーム打設を標準としているが困難な場合、又は現場条件により配管打設が適する場合は、上記歩掛にて配管打設も適用できる。なお、配管式コンクリートポンプ車の規格は、90~100m<sup>3</sup>/hとする。  
 3. 配管打設の場合の圧送管組立・撤去労務(30m程度)を含むものとし、30mを超える場合は「3. コンクリート工③コンクリート」による。  
 4. ブーム打設は、打設高さ、15m以下、投入水平距離15m以下の場合に適用する。  
 5. 1日当り打設量は、**40m<sup>3</sup>**を標準とする。  
 6. 諸雑費は、型枠用材料、剥離材、養生マット及び電力に関する費用であり、労務費の合計に上表の率を乗じた金額を計上する。  
 7. 養生については、養生覆材の被覆・水散布養生を標準とする。養生面積は、間詰床版の面積とする。保温養生等の特別な養生を必要とする場合の普通作業員の歩掛及び諸雑費率は、( )とし、養生費用は別途計上する。

4-2-4 [略]

4-3~4-6 [略]

5.・6. [略]

⑥・⑦ [略]

(別添1) 東日本大震災の被災地の被災地で適用する土地改良事業等請負工事の歩掛

(下線部が変更部分)

東日本大震災の被災地で適用する積算参考歩掛 (平成30年9月30日まで適用)	土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 (平成30年9月30日まで適用)																
<p style="text-align: center;"><b>1. 土 工</b></p> <p>① バックホウ掘削 (超ロングアーム仕様)</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 施工歩掛</p> <p>4-1 掘削積込作業 バックホウ (超ロングアーム仕様) 掘削積込作業の日当り施工歩掛は、次表とする。</p> <table border="1" data-bbox="758 1507 884 2659"> <thead> <tr> <th>作業の種類</th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>日施工量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟弱土の掘削積込 仮置土の掘削</td> <td>バックホウ (超ロングアーム仕様)</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.4m<sup>3</sup> (平積0.3m<sup>3</sup>)</td> <td style="text-align: center;"><u>93</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4-2 [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>②・③ [略]</p>	作業の種類	機 械 名	規 格	日施工量 (m <sup>3</sup> )	軟弱土の掘削積込 仮置土の掘削	バックホウ (超ロングアーム仕様)	排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.4m <sup>3</sup> (平積0.3m <sup>3</sup> )	<u>93</u>	<p style="text-align: center;"><b>1. 土 工</b></p> <p>① バックホウ掘削 (超ロングアーム仕様)</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 施工歩掛</p> <p>4-1 掘削積込作業 バックホウ (超ロングアーム仕様) 掘削積込作業の日当り施工歩掛は、次表とする。</p> <table border="1" data-bbox="758 189 884 1341"> <thead> <tr> <th>作業の種類</th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>日施工量 (m<sup>3</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軟弱土の掘削積込 仮置土の掘削</td> <td>バックホウ (超ロングアーム仕様)</td> <td>排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.4m<sup>3</sup> (平積0.3m<sup>3</sup>)</td> <td style="text-align: center;"><u>116</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>4-2 [略]</p> <p>5. [略]</p> <p>②・③ [略]</p>	作業の種類	機 械 名	規 格	日施工量 (m <sup>3</sup> )	軟弱土の掘削積込 仮置土の掘削	バックホウ (超ロングアーム仕様)	排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.4m <sup>3</sup> (平積0.3m <sup>3</sup> )	<u>116</u>
作業の種類	機 械 名	規 格	日施工量 (m <sup>3</sup> )														
軟弱土の掘削積込 仮置土の掘削	バックホウ (超ロングアーム仕様)	排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.4m <sup>3</sup> (平積0.3m <sup>3</sup> )	<u>93</u>														
作業の種類	機 械 名	規 格	日施工量 (m <sup>3</sup> )														
軟弱土の掘削積込 仮置土の掘削	バックホウ (超ロングアーム仕様)	排出ガス対策型(第1次基準値) クローラ型 山積0.4m <sup>3</sup> (平積0.3m <sup>3</sup> )	<u>116</u>														

## 2. 共通工

- ①・② [略]
- ③ 大型ブロック積 (張) 工

1. ・ 2. [略]

3. 施工歩掛  
3-1 [略]

3-2 胴込・裏込コンクリート、裏込材工

- (1) 胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛  
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、次表を標準とする。

表 3. 2 胴込・裏込コンクリート打設歩掛 (10m<sup>3</sup>当り)

投入材	名称	規格	単位	間知ブロック 平均ブロック	大型ブロック
胴込・裏込 コンクリート	特殊作業員		人	<u>1.22</u>	<u>0.56</u>
	普通作業員		"	<u>2.67</u>	<u>0.78</u>
	バツクホウ (クレーン機能付) 運	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 2.9t 吊 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	日	<u>0.89</u>	—
	ラフテレーンクレーン 運	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25t 吊	"	—	<u>0.22</u>
	諸雑費率		%	2	6

(注) 1. ～ 5. [略]

(2)～(4) [略]

3-3・3-4 [略]

4. [略]

④・⑤ [略]

⑥ 現場打コンクリート法砕工

1. ～ 4. [略]

5. コンクリート投入打設歩掛

5-1 [略]

5-2 コンクリートポンプ車投入打設

コンクリートポンプ車によるコンクリート投入打設歩掛は、次表を標準とする。

表 5. 2 コンクリートポンプ車によるコンクリート投入打設歩掛 (100m<sup>3</sup>当り)

名称	単位	数量

## 2. 共通工

①・② [略]

③ 大型ブロック積 (張) 工

1. ・ 2. [略]

3. 施工歩掛  
3-1 [略]

3-2 胴込・裏込コンクリート、裏込材工

- (1) 胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛  
胴込・裏込コンクリート投入打設歩掛は、次表を標準とする。

表 3. 2 胴込・裏込コンクリート打設歩掛 (10m<sup>3</sup>当り)

投入材	名称	規格	単位	間知ブロック 平均ブロック	大型ブロック
胴込・裏込 コンクリート	特殊作業員		人	<u>1.1</u>	<u>0.5</u>
	普通作業員		"	<u>2.4</u>	<u>0.7</u>
	バツクホウ (クレーン機能付) 運	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 2.9t 吊 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	日	<u>0.8</u>	—
	ラフテレーンクレーン 運	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25t 吊	"	—	<u>0.2</u>
	諸雑費率		%	2	6

(注) 1. ～ 5. [略]

(2)～(4) [略]

3-3・3-4 [略]

4. [略]

④・⑤ [略]

⑥ 現場打コンクリート法砕工

1. ～ 4. [略]

5. コンクリート投入打設歩掛

5-1 [略]

5-2 コンクリートポンプ車投入打設

コンクリートポンプ車によるコンクリート投入打設歩掛は、次表を標準とする。

表 5. 2 コンクリートポンプ車によるコンクリート投入打設歩掛 (100m<sup>3</sup>当り)

世 話 役	人	<u>4.22</u>
特 殊 作 業 員	"	<u>9.78</u>
普 通 作 業 員	"	<u>15.44</u>
コンクリートポンプ車運転	h	<u>25.22</u>
諸 雑 費 率	%	2

(注) [略]

6. ～ 1 2. [略]

⑦～⑮ [略]

名 称	単 位	数 量
世 話 役	人	<u>3.8</u>
特 殊 作 業 員	"	<u>8.8</u>
普 通 作 業 員	"	<u>13.9</u>
コンクリートポンプ車運転	h	<u>22.7</u>
諸 雑 費 率	%	2

(注) [略]

6. ～ 1 2. [略]

⑦～⑮ [略]

	請負者 発注者 の負担	残工事費の1. 5%	対象工事費の1. 0% (但し、全 スライド又はインフレスライドと併用の場合、全 スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1. 0% (29 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。)
	再スライド	可能 (全 スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本運用に基づく被災三県において賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

## 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は請負者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と請負者とは協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

### ・ 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日から 14 日以内の範囲で定める）から 2 か月以上必要であることに留意すること。

### ・ 基準日について

発注者と請負者とは協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。

これにより難しい場合とは、スライド協議請求後、基準日について発注者と請負者とは協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合等である。なお、この場合の基準日は、新たに賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

### ・ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも入札公告等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

### 3. スライド協議の請求

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

- **スライド協議の請求について**

発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は請負者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

- **スライド額協議開始日について**

発注者は、請負者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に請負者に書面（別紙様式2）により通知する。

- **実施フローについて**

別紙1「工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

### 4. 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 $Z$ ：発注者積算額）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$ 及び $P_2$ は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額

( $P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 $\alpha$ ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 $Z$ ：発注者積算額）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- ・ **請負者の負担割合**

請負者の負担割合については、契約書第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

- ・ **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- ・ **複数回スライドを行う場合について**

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

## 5. 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
  - ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とできる。
  - ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、請負者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 請負者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

- ・ **出来形数量等の確認方法について**

基準日における工事の出来形数量の確認については、本運用 5. に基づき実施すること



を基本とする。

なお、先に発生した東日本大震災に伴う復旧・復興事業については、広域的な範囲で迅速かつ確実な執行が求められることから、当面、請負者に「工事出来高内訳書」及び「実工程表付き工事履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。

また、数量総括表に対応した出来形数量については、次式により求めることができることとする（ただし、実工程表は、基準日までに作成されたものとする。）。

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \\ \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実工程工期})$$

本運用に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

- **出来形数量等の確認時期について**

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、請負者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- **積算に使用する単価について**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- **精算変更時で行う場合**

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を発注者請負者間で確認すること。

## 8. 適用、請求日及び基準日の特例

本運用施行日以前の平成24年2月20日の賃金水準の変更に適用できる。平成24年2月20日の賃金水準の変更に基づき契約書第25条第6項の規定に基づくスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間を考慮して、基準日はその賃金水準の変更がなされた日(平成24年2月20日)とする。なお、スライド協議の請求は本運用施行日から1か月以内とする。

### ・ スライド協議の申出について

適用の特例として、本運用施行日以前の平成24年2月20日の賃金水準の変更に適用できる。

基準日、請求日の特例については、本運用施行日以後、周知期間も必要であり、かつ、スライド協議を実施する上で必要な準備期間を考慮し、基準日を平成24年2月20日とし、請求日は本運用施行日から1か月以内としている。

なお、請求に際しては、残工事の工期が基準日(平成24年2月20日)から2か月以上必要であること、かつ、本運用施行日から1か月以内であることを留意すること。

### ・ 出来高の確認について

請求日から14日以内に基準日(初めて賃金水準の変更がなされた日)時点における出来形数量を確認し、数量総括表に対応して出来高を確認する。なお、出来形数量の確認方法については、5. 残工事量の算定によるものとする。

### ・ 実施フローについて

別紙2「工事請負契約書第25条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

## 9. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・ 契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

・ また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで請負者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、請負者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

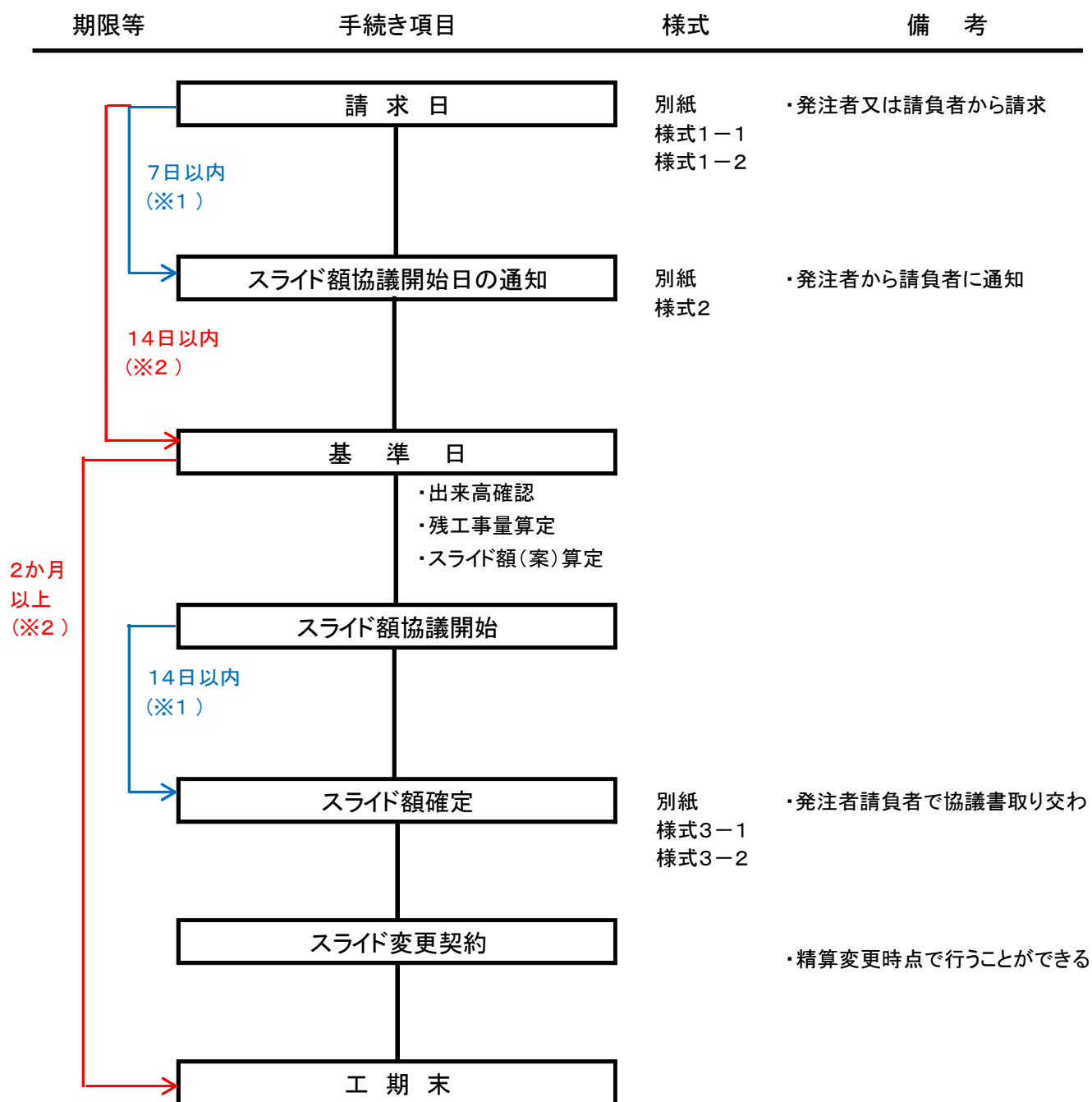
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を請負者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により請負者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

※ 下記の「甲」は発注者, 「乙」は請負者をいう。

- 全体  
スライド
- 1 甲又は乙は, 工期内で, かつ, 請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは, 相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
  - 2 甲又は乙は, 前項の規定による請求があったときは, 変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。) と変動後残工事代金額 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。) との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき, 請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は, 請求のあった日を基準とし, 物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし協議開始の日から14日以内に協議協議が整わない場合にあつては, 甲が定め, 乙に通知する。
  - 4 第1項の規定による請求は, この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては, 第1項中「請負契約締結の日」とあるのは, 「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品  
スライド
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ, 請負代金額が不相当となったときは, 甲又は乙は, 前各項の規程によるほか, 請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ  
スライド
- 6 予期することのできない特別の事情により, 工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ, 請負代金額が著しく不相当となったときは, 発注者又は請負者は, 前各項の規定にかかわらず, 請負代金額の変更を請求することができる。
  - 7 前2項の場合において, 請負代金額の変更額については, 発注者と請負者とが協議して定める。ただし, 協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては, 甲が定め, 乙に通知する。
  - 8 第3項及び前項の協議開始の日については, 甲が乙の意見を聴いて定め, 乙に通知しなければならない。ただし, 発注者が第1項, 第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には, 乙は, 協議開始の日を定め, 甲に通知することができる。

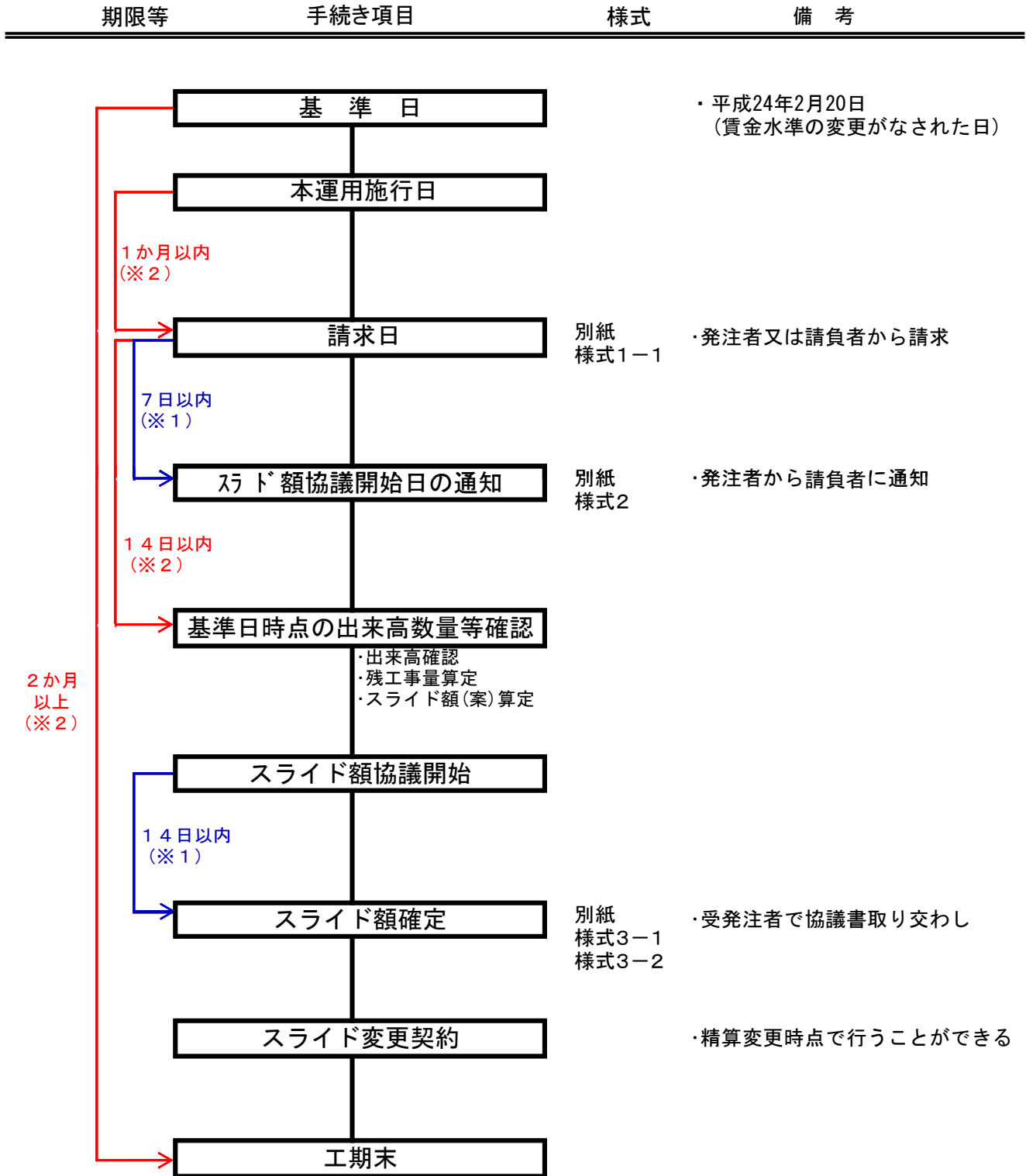
## 工事請負契約書第25条第6項 に伴う実施フロー



※1 契約書で規定

※2 本運用又は本運用マニュアルで規定

工事請負契約書第25条第6項  
に伴う実施フロー  
《本運用 8. に規定する特例の場合》



※1 契約書で規定

※2 本運用又は本運用マニュアルで規定

様式 1 - 1 (第25条第 6 項関係)  
[請負者からの請求]

(第 号)  
平成 年 月 日

(発注者) 殿

請負者 住所  
氏名 印

工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約締結日 平成 年 月 日
- 5 請負代金額 円
- 6 工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
(変更予定 平成 年 月 日まで)
- 7 希望基準日 平成 年 月 日
- 8 施工県
- 9 変更請求概算額 円
- 1 概算残工事請負代金額 円  
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- 1 1 添付資料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料

※ 1 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。  
※ 2 工期の変更予定は、入札公告等において示した発注者が変更を予定している工期とする。

第 号  
平成 年 月 日

(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について (請求)

下記の工事については、労務単価等の変動により、工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 契約締結日 平成 年 月 日
- 5 請負代金額 円
- 6 工期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで  
(変更予定 平成 年 月 日まで)
- 7 希望基準日 平成 年 月 日
- 8 施工県
- 9 変更請求概算額 円
- 1 概算残工事請負代金額 円  
概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
- 1 1 添付資料 変更請求額及び概算残工事請負代金額の算定資料

※ 1 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。  
※ 2 工期の変更予定は、入札公告等において示した発注者が変更を予定している工期とする。



(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第 8 項の協議開始日について (通知)

平成 年 月 日付けで請求があった下記の工事について、工事請負契約書第25条第 8 項の規定に基づくスライド額協議開始日は、下記のとおりとします。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 スライド協議開始日 平成 年 月 日

(※スライド額協議開始日は、請負者の意見を聴いて、請求日から 7 日以内に設定する)

(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第 6 項の請負代金の変更について (協議)

平成 年 月 日付けで請求があった工事請負契約書第25条第 6 項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条 7 項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なお、御異議がなければ、変更契約書を提出願います。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 契 約 締 結 日 平成 年 月 日
- 5 請 負 代 金 額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 変 更 請 負 代 金 額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 7 増 減 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 8 現 完 成 期 限 平成 年 月 日

(請負者) 殿

(発注者) 印

工事請負契約書第25条第6項の請負代金の変更について (通知)

平成 年 月 日付けで請求があった工事請負契約書第25条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条7項の規定に基づき、下記のとおりとします。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 4 理 由 スライド額が対象工事費の1%を超えないため

## スライド調書

工 事 番 号	
工 事 名	
請 負 代 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
設 計 金 額	円 (消費税含まず)
	円 (消費税含む)
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
基 準 日	平成 年 月 日
出 来 高 額	円 (消費税抜き)
残 工 事 額 (P <sub>1</sub> )	円 (消費税抜き)
変 更 残 工 事 額 (P <sub>2</sub> )	円 (消費税抜き)

### 賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

工事番号：

工事名：

請負代金額	出来高額	$P_1$	$P_2$

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S増)} &= P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100) \\
 &= \quad - \quad - ( \quad \times 1/100 ) \\
 &=
 \end{aligned}$$

(ただし、 $P_1 < P_2$ )

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額(残工事額)

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額(変更残工事額)

スライド額

$$(\text{税込み}) = \quad \times 1.05$$

=

### 賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

工事番号：

工事名：

請負代金額	出来高額	$P_1$	$P_2$

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S減)} &= P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100) \\
 &= \quad - \quad + ( \quad \times 1/100 ) \\
 &=
 \end{aligned}$$

(ただし、 $P_1 > P_2$ )

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額(残工事額)

$P_2$ ：変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した $P_1$ に相当する額(変更残工事額)

スライド額

$$\begin{aligned}
 (\text{税込み}) &= \quad \times 1.05 \\
 &=
 \end{aligned}$$

宮城県「工事請負契約書」第25条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条** 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうちうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレーションスライド

上記の「甲」は発注者、「乙」は請負者をいう。

# スライド条項について(契約書第25条)

## 参考資料②

価格変動が……

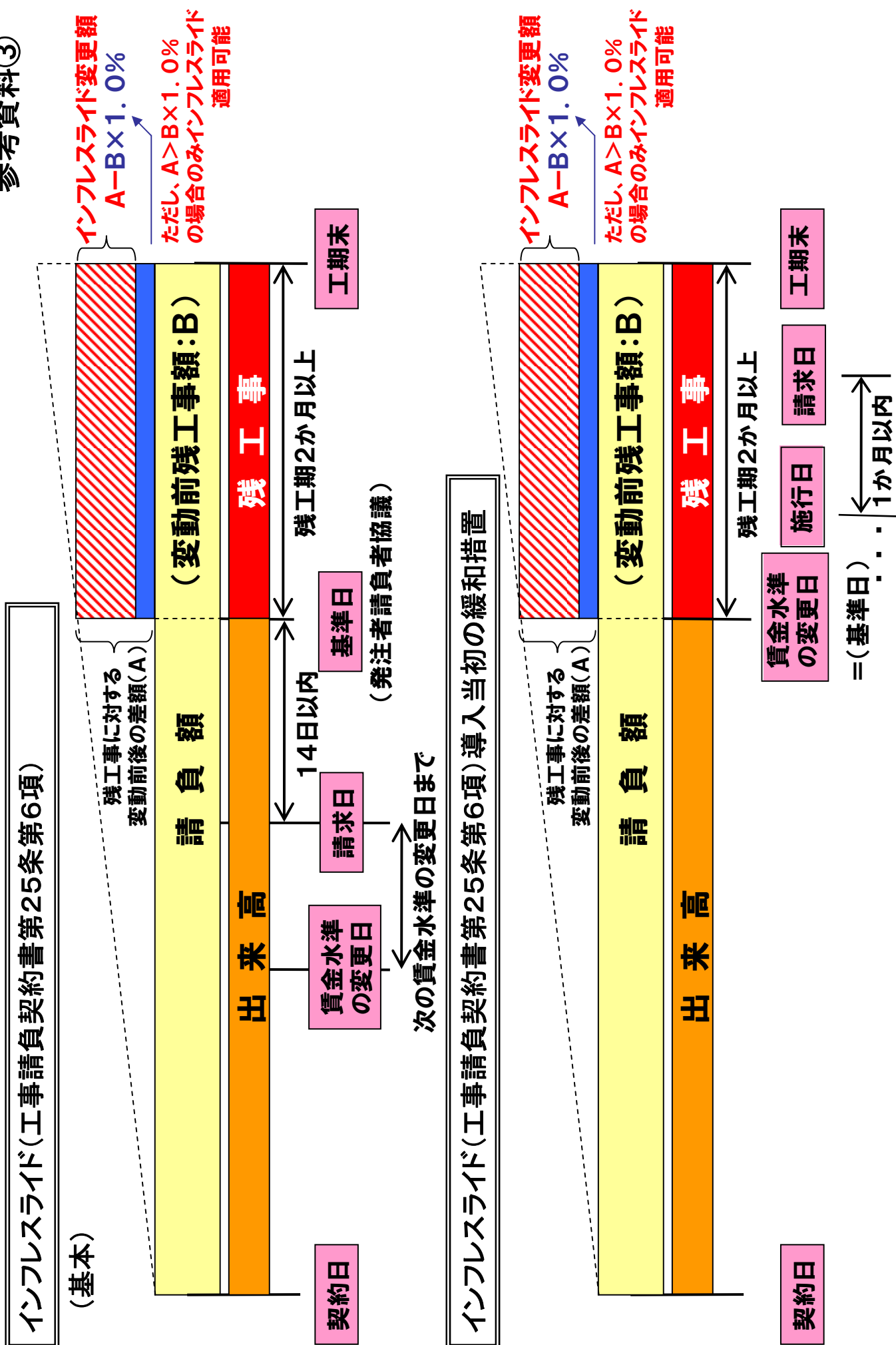
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは請負者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、請負者のみのリスク負担は不適切

項目	全体スライド (契約書第25条第1項から第4項)	単品スライド (契約書第25条第5項)	インフレスライド (契約書第25条第6項) ※1 本運用の措置内容
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 但し、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用施行日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事 (本運用施行日時点で継続中の工事 及び新規契約工事(※2))
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
	請負契約締結の日から12か月経過後 の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来高部分を除く 全ての資材(鋼材類、燃料油類等)	宮城県において、賃金水準の変更が なされた日以降の残工事量に対する 資材、労務単価等
請負額変更 の方法	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な 利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12か月経過後に適用可能)	可能 (宮城県において、賃金水準の変更が なされる都度、適用可能)
これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年 (第1次石油危機当時)

1 本運用とは、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成24年3月2日付け出契第1373号)をいう。  
2 入札公告等の翌日から契約締結日までの間に賃金水準が変更になった工事も含む。

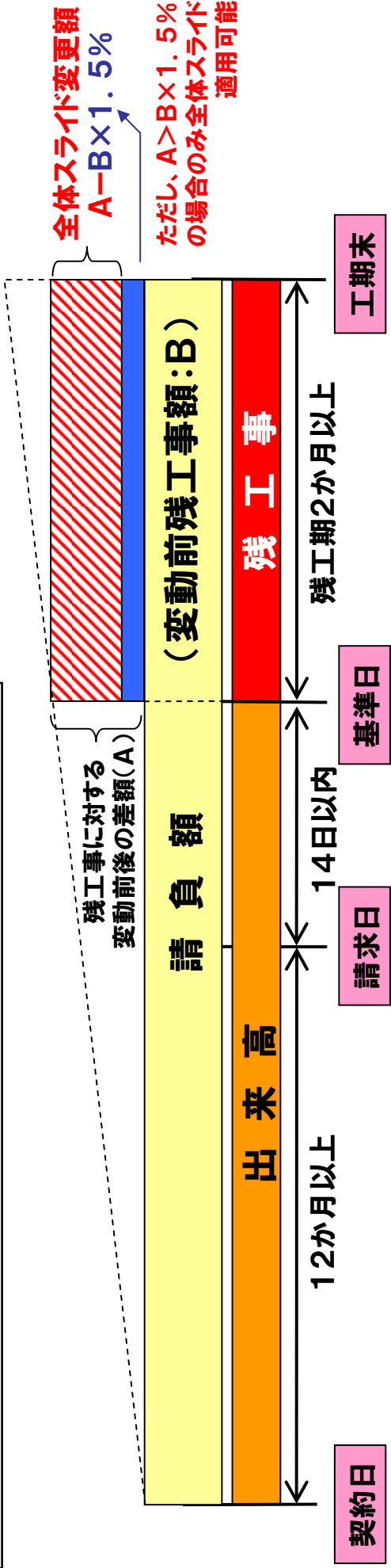


参考資料③



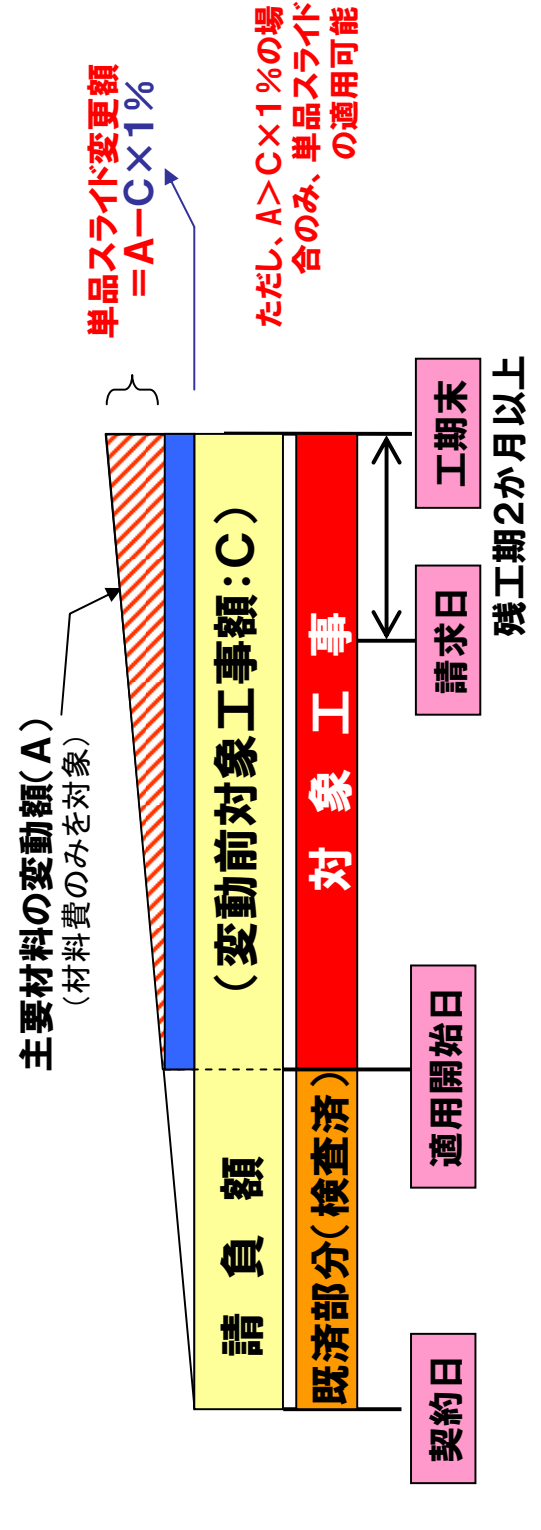
参考資料④

(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



(参考)単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

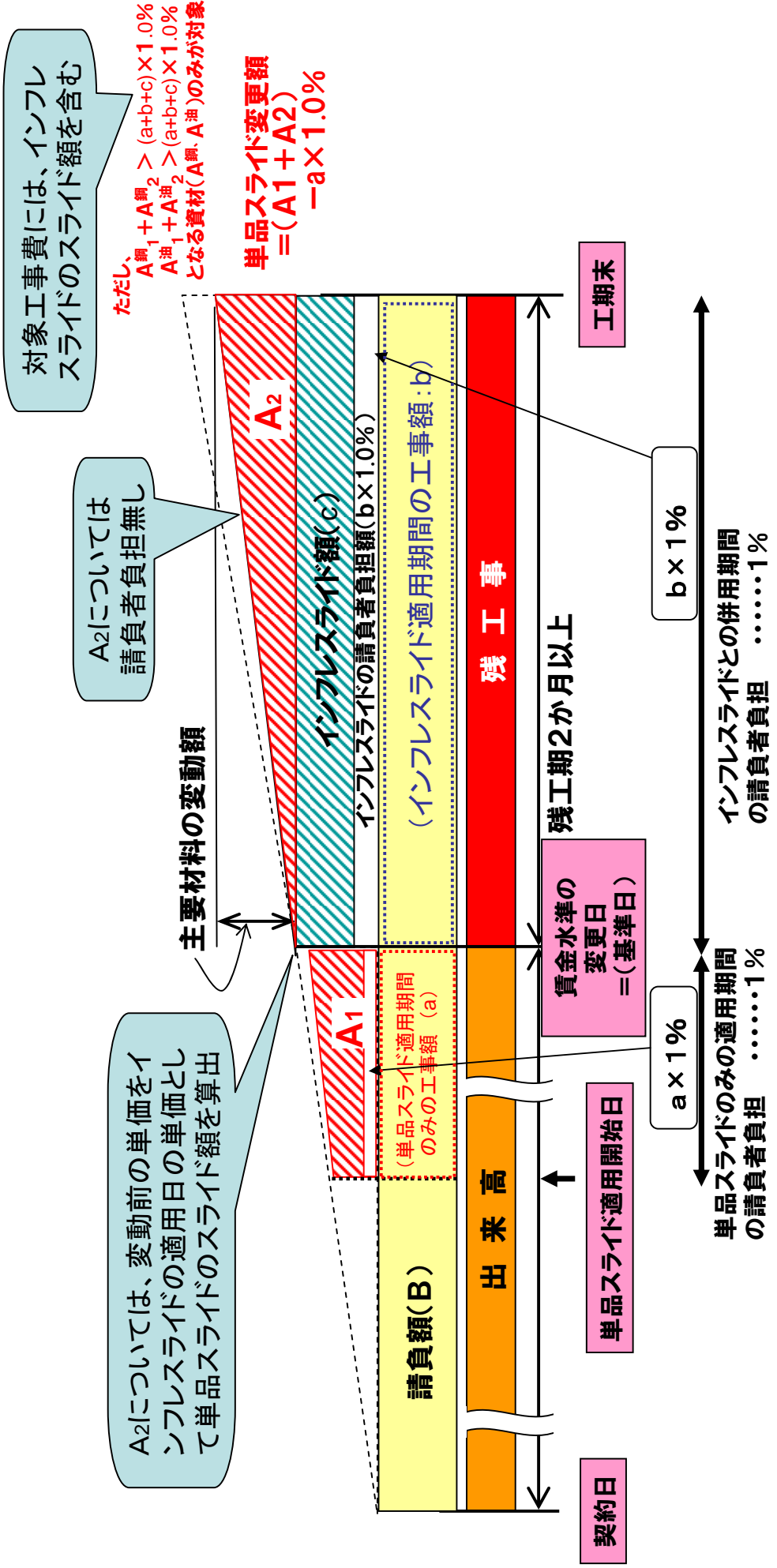
対象資材：部分払いを行った出来高部分を除く  
全ての資材(鋼材類、燃料油類等)



### (参考)インフレスライドと単品スライドの併用

### 参考資料⑤

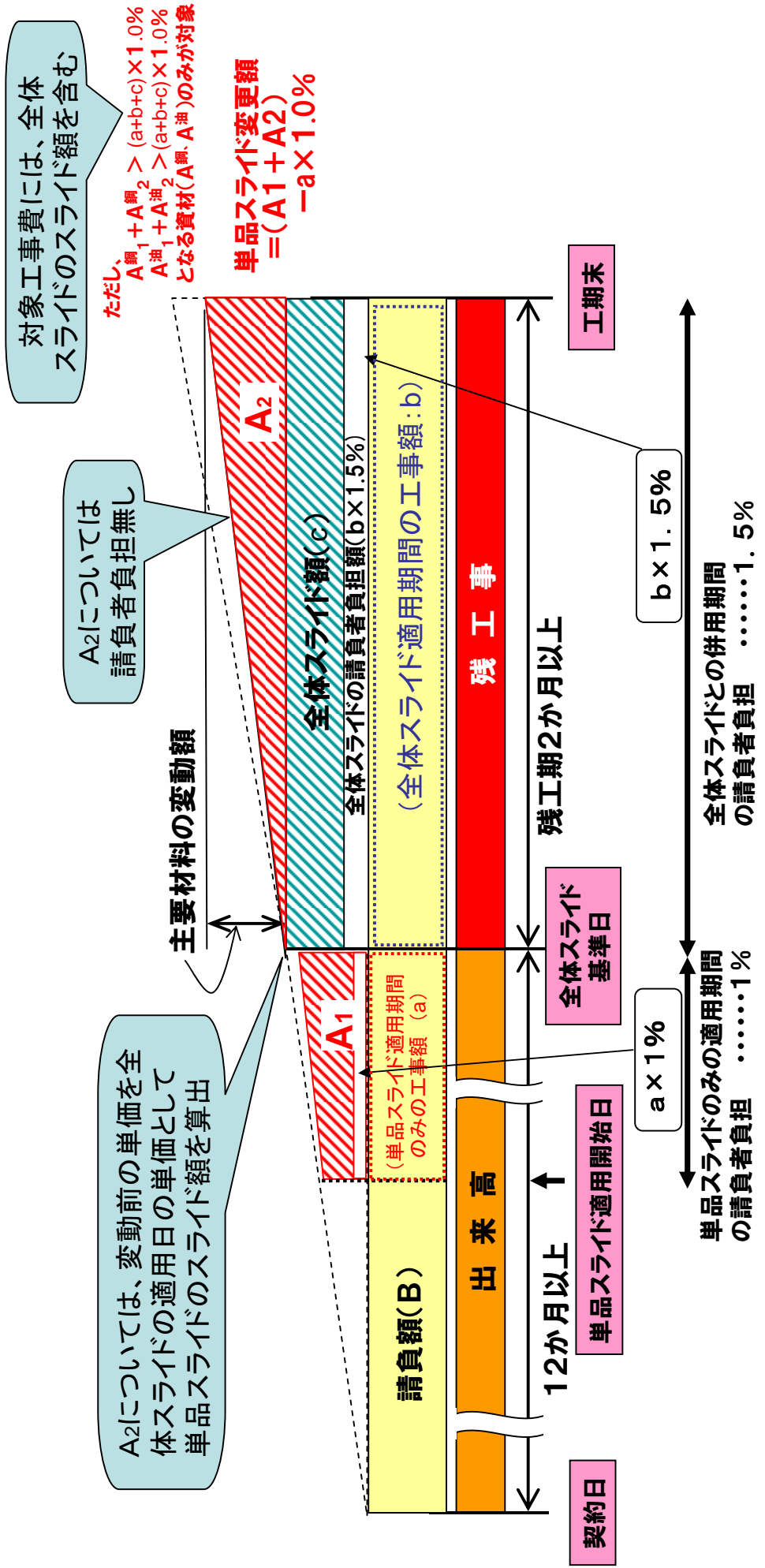
- ・インフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
  - ①単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価
  - ②単品スライドの請負者負担はなし
- ・単品スライドは、変動額が対象工事費(インフレスライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能



参考資料⑥

(参考) 全体スライドと単品スライドの併用

- ・ 全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間は、
  - ① 単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価
  - ② 単品スライドの請負者負担はなし
- ・ 単品スライドは、変動額が対象工事費(全体スライドのスライド額を含む)の1%以上変動している場合に発動可能

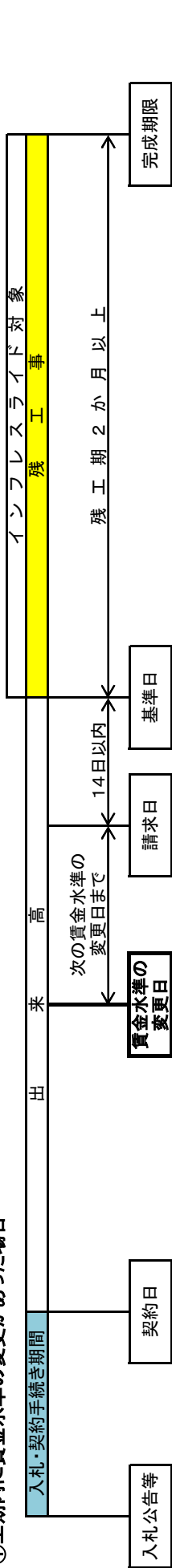


## インフレスライド概要(その2)

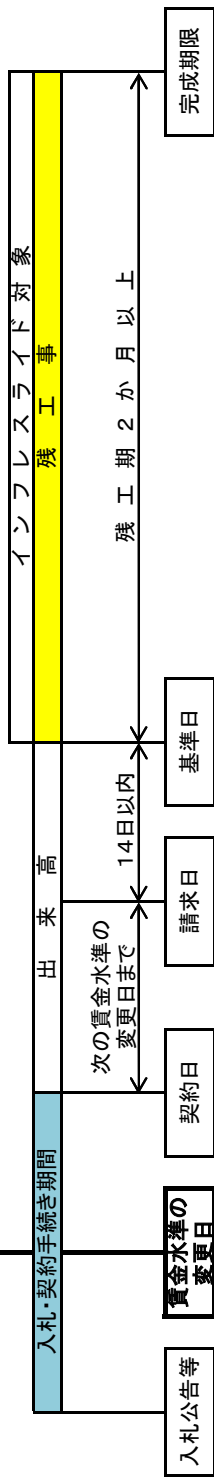
平成24年3月21日  
宮城県

### 【基本】

#### ①工期内に賃金水準の変更があった場合

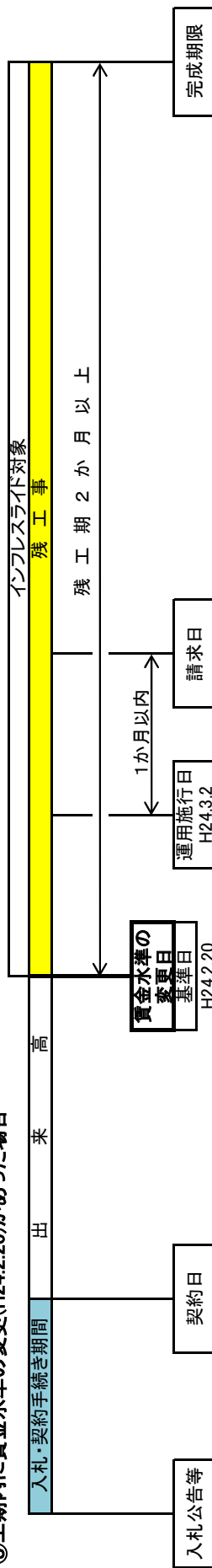


#### ②入札・契約期間内に賃金水準の変更があった場合 ([H24.2.20の賃金水準変更の場合も同じ](#))



### 【導入当初特例】

#### ③工期内に賃金水準の変更(H24.2.20)があった場合



平成26年2月5日  
農林水産部農村振興課

## 東日本大震災の復旧・復興事業等における 積算方法等に関する試行について

宮城県においては、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足で土地改良事業等請負工事積算基準と施工実態との間で、乖離（日当たり作業量の低下）が生じていたことから、現場状況を反映した「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」について、平成25年10月1日より適用開始しているところである。

これに加えて、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）についても、作業効率低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、下記のとおり当面の運用を定めました。

### 記

#### 1 対象工事等

「土地改良事業等請負工事積算基準」（以下「積算基準」という。）の間接工事費を適用して設計積算する工事。

※土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）は対象外。

#### 2 適用月日

平成26年2月5日以降に当初請負契約（議会承認案件にあっては本契約）を締結する案件から適用する。

※当該補正係数については、積算基準書等として取り扱う事とし、平成25年5月7日以降適用の「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」の対象とする。

#### 3 補正方法

積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数（以下「復興係数」という）を乗じるものとする。

間接工事費	復興係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

※なお、平成24年3月1日以降適用の「間接工事費（率計上分）の率補正について」（以下 旧補正係数という）は本通知を以て廃止することとする。

#### 4. 運用方法

##### （1）既に公告済み案件

平成26年2月5日以降に当初契約締結を行う工事で、入札時点で上記補正方法の適用が出来ない工事等については、平成24年8月20日以降適用の「工事請負契約締結後における単価適用年月の変更

の運用」(以下 契約締結月の単価変更という)に準じて、復興係数についても変更を行い、契約変更を行うこととする。

ただし、既に見込んでいる旧補正係数については、廃止の上変更を行うこと。

(2) 2月28日までに公告又は指名通知を行う案件

平成25年5月7日以降適用の「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」に準ずることとし、発注時においては旧補正係数において補正を行い、復興係数の補正は行わないこととし、現場説明書の追加資料として別紙を設計図書に添付し、契約締結月の単価変更に準じて、復興係数に変更を行い、契約変更を行うこととする。

ただし、既に見込んでいる旧補正係数については、廃止の上変更を行う。

(3) 3月1日以降公告又は指名通知を行う案件

発注時から復興係数の率補正を行うこととし、現場説明書の追加資料は添付しない。

現場説明書（追加資料）

平成26年2月5日以降適用される

間接工事費（率計上分）の補正係数の適用について

入札の際に使用する間接工事費（率計上分）の率は、平成24年3月1日以降に適用されていた補正係数により算出された率を適用しておりますが、契約後において、別途協議の上、平成26年2月5日以降に適用される補正係数により算出された率への設計変更を行うものとします。

※間接工事費（率計上分）：共通仮設費率及び現場管理費率



● 復興係数補正の適用例

復興係数適用日  
2月5日

パターン1	○ — △ (2月以前公告, 2月以前当初契約締結)	↑	旧補正係数を適用し, 復興係数は適用しない。
旧補正係数	□	↑	
復興係数			
パターン2	○ — △ (2月以前公告, 2月以降当初契約締結)	↑	発注時には旧補正係数を適用し発注するが, 当初契約締結後に, 旧補正係数を廃止のうえ, 復興係数の変更を行い契約変更する。
旧補正係数	□ → × 変更 □	↑	
復興係数			
パターン3	○ — △ (2月公告, 2月以降当初契約締結) (発注の適用基準は1月基準)	↑	発注時には旧補正係数を適用し発注するが, 当初契約締結後に, 旧補正係数を廃止のうえ, 復興係数の変更を行い契約変更する。
旧補正係数	□ → × 変更 □	↑	
復興係数			
パターン4	○ — △ (3月公告, 3月以降当初請負契約締結) (発注の適用基準は2月)	↑	当初から復興係数を適用し発注を行う。
旧補正係数	□	↑	
復興係数			

○ : 公告又は指名通知  
△ : 当初請負契約締結  
□ : 補正係数の適用

間接工事費	旧補正係数	復興係数
共通仮設費	1.055	1.5
現場管理費	1.005	1.2

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

### 概要

東日本大震災の復旧・復興事業の更なる施工確保対策のため、施工箇所が点在する複数の工事をまとめて発注する工事の間接費について、標準積算による積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることから、当面の運用を定め、対象工事を「東日本大震災の復旧・復興事業」として適用を開始しているところではありますが、さらなる復旧・復興事業の施工確保を図るため、対象工事を拡大することとし、以下のとおり運用を改めました。

#### 1 対象工事

施工箇所が複数ある工事で、次に掲げる事項を全て満たす工事は、施工箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

- (1) 宮城県農林水産部（農業農村整備事業）が所管する建設工事であること。
- (2) 当初発注時点において、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事であること。  
ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

#### 2 適用月日

平成24年12月3日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する。

#### 3 適用期間

東日本大震災の復旧・復興事業期間とする。

#### 4 適用条件

設計変更で施工箇所間の距離の増減があつたとしても、当初発注時点の適用条件を変更しないものとする。

#### 5 運用

- イ 平成24年12月3日及び12月10日公告又は指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。
- ロ 平成24年12月17日以降に公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては、別紙2の特記仕様書記載例を参考として特記仕様書に明示のこと。

### 改正の内容

#### 対象工事

【改正前】 点在する工事箇所間の距離が1箇所工事の範囲（負担法においては100m、暫定法においては150m）を超える工事については、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

【改正後】 当初発注時点において、点在する工事箇所間の距離が100mを超える工事であること。  
ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

#### 適用期間

【改正前】 記載なし。

【改正後】 東日本大震災の復旧・復興事業期間とする。

#### 運用

【改正前】 平成24年8月6日以降当分の間、公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

【改正後】 イ 平成24年12月3日及び12月10日公告又は指名通知を行う案件への対応  
発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。

ロ 平成24年12月17日以降に公告または指名通知を行う案件への対応  
発注時においては、別紙2の特記仕様書記載例を参考として特記仕様書に明示のこと。

## 現場説明書（追加資料）

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと（※）』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事に該当しますが、入札の際に使用する共通仮設費及び現場管理費は、平成24年12月3日以前の方法（標準積算）で積算しておりますので、契約後において、平成24年12月3日から適用の方法（施工箇所ごとに算出する方法）への設計変更を行うものとします。

本工事における対象施工箇所は「○○地区（施工箇所○○）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□□）」とします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が100mを超える場合をいいます。

ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

## 特記仕様書記載例

(特記仕様書には以下の記載例を参考に本試行の対象工事であることを記載するものとする)

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『**施工箇所ごと(※)**』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「**施工箇所が点在する工事積算方法の試行**」の対象工事である。

本工事における共通仮設費の金額は、対象地区ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区ごとに設定する。

本工事における対象施工箇所は「○○地区（施工箇所○  
○）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□  
□）」とします。

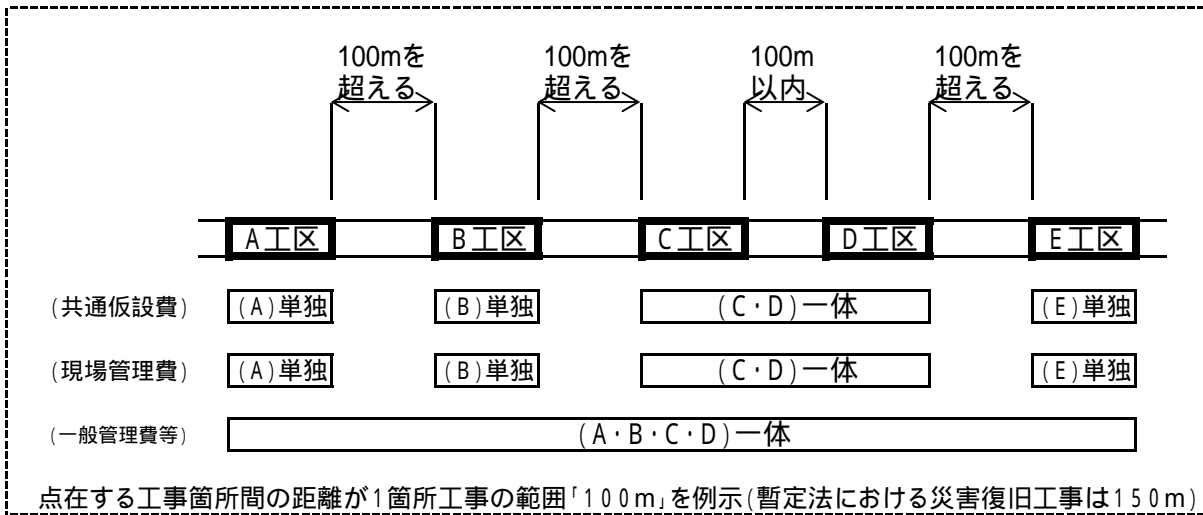
※『**施工箇所ごと**』とは施工箇所間の直線距離が100mを超える場合をいいます。

ただし、暫定法における災害復旧工事（農地、農業用施設）を対象とする場合には150mを超える工事であること。

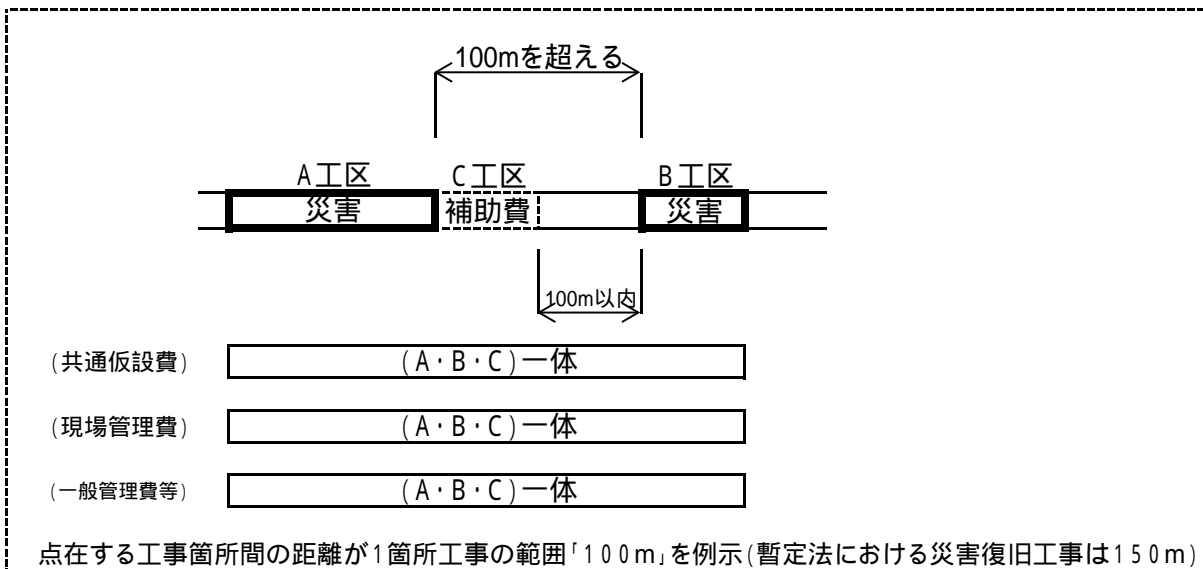
# 施工箇所が点在する工事の間接費の計算例

複数の工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が100mを超える場合は工事箇所ごとに共通仮設費・現場管理費を算出する。

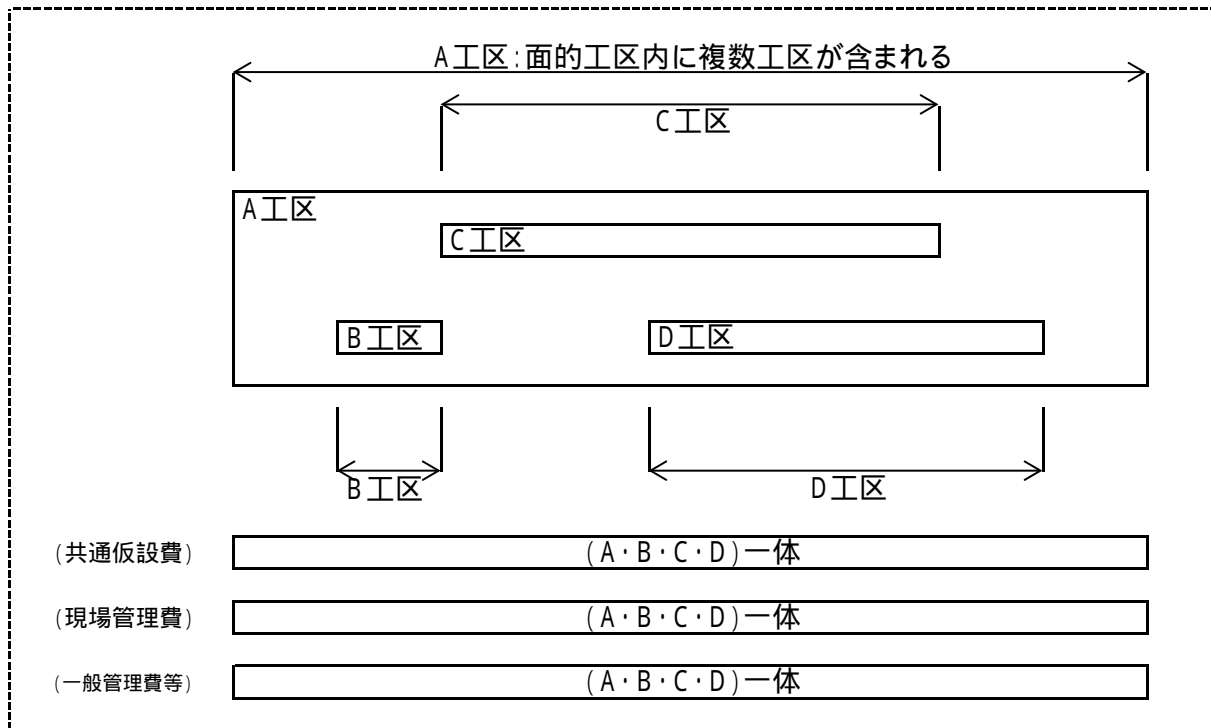


工事箇所端部での補助費による施工区域の合併等により工事箇所間の距離が100m以内となった場合標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区+B工区+C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



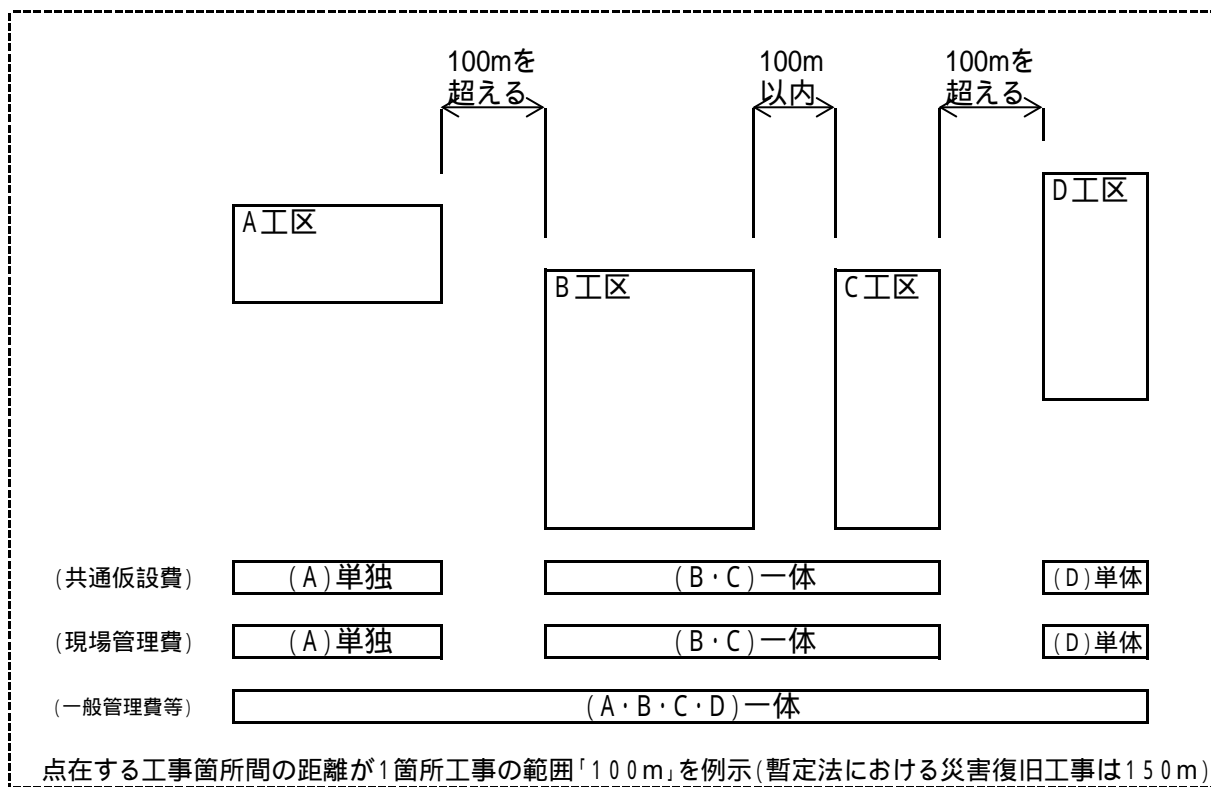
面的工事区域内で複数の工区合併等により発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区 + D工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



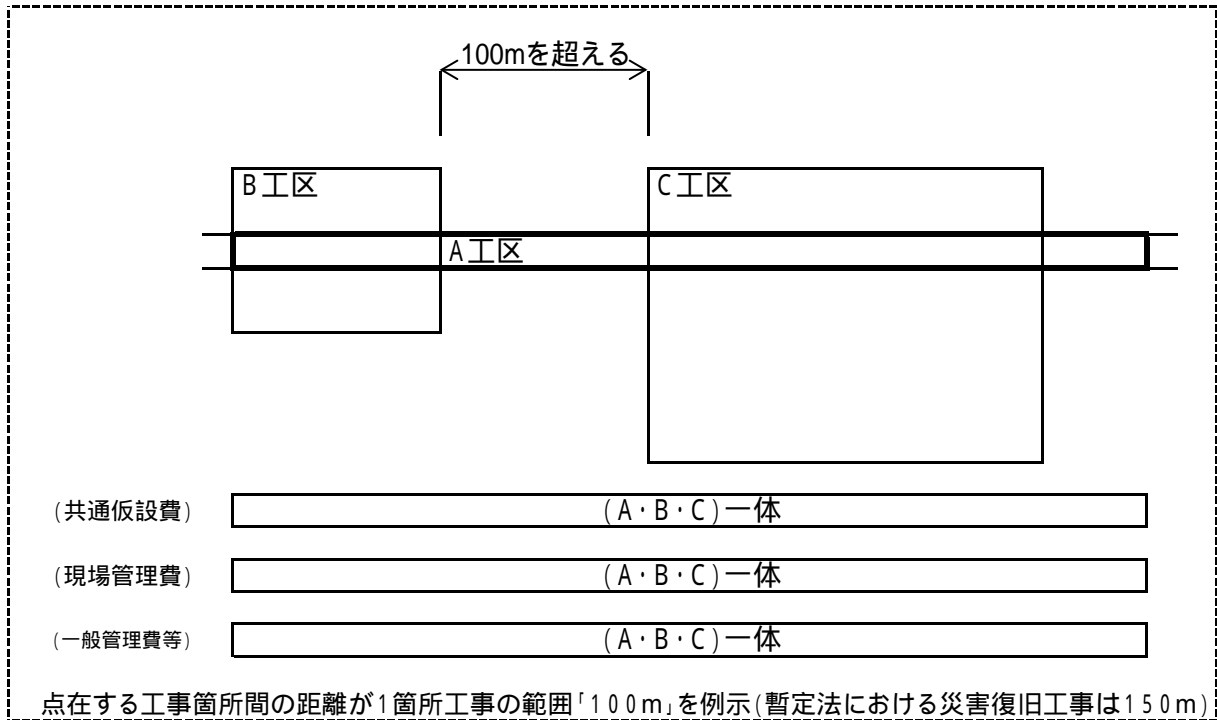
面的工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が100mを超える場合は工事箇所毎に共通仮設費・現場管理費を算出する。



面的工事箇所を路線工区と一体で発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



平成24年8月20日

農村振興課技術管理班

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

### 1 概要

東日本大震災の復旧・復興事業の更なる施工確保対策のため、施工箇所が点在する複数の工事をまとめて発注する工事の間接費について、標準積算による積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じることが想定されることから、以下のとおり、当面の運用を定めた。

#### (1) 対象工事

東日本大震災の復旧・復興事業で点在する複数の施工箇所をまとめて発注する工事

#### (2) 適用月日

平成24年8月6日以降に公告または指名通知を行う案件から適用する

#### (3) 適用方法

点在する施工箇所間の距離が1箇所工事の範囲（負担法においては100m、暫定法においては150m）を超える工事については、施工箇所毎に共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

#### (4) 運用

イ 平成24年8月6日以降当分の間、公告または指名通知を行う案件への対応

発注時においては適用せず、現場説明書の追加資料として別紙1を設計図書に添付し、設計変更により対応することとする。



## 現場説明書（追加資料）

## 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため『施工箇所ごと（※）』に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事に該当しますが、入札の際に使用する共通仮設費及び現場管理費は、平成24年8月6日以前の方法（標準積算）で積算しておりますので、契約後において、平成24年8月6日から適用の方法（施工箇所ごとに算出する方法）への設計変更を行うものとしします。

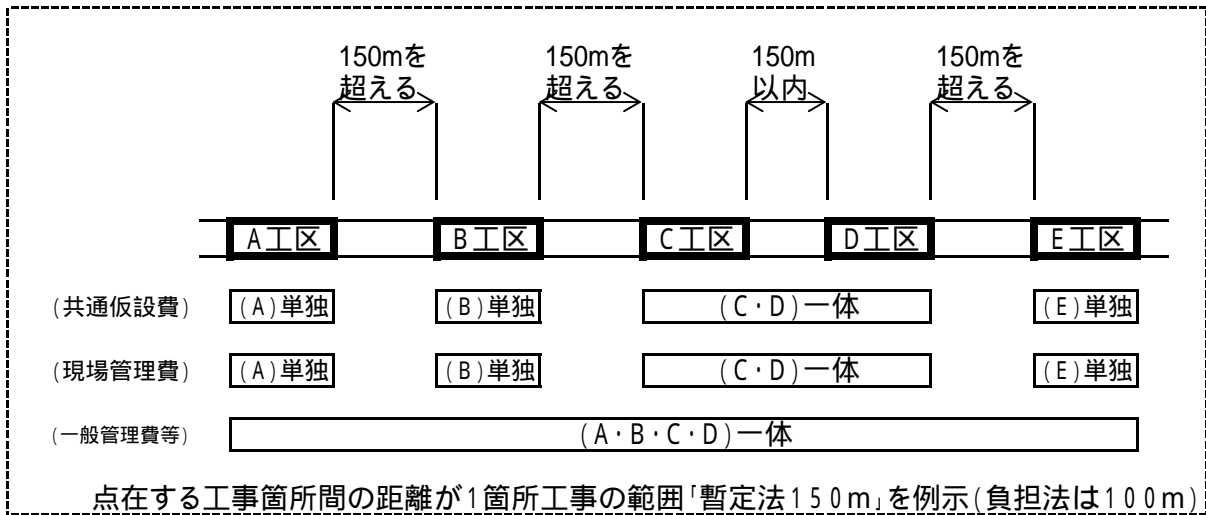
本工事における対象施工箇所は「〇〇地区（施工箇所〇〇）、△△地区（施工箇所△△）、□□地区（施工箇所□□）」としします。

※『施工箇所ごと』とは施工箇所間の直線距離が「負担法においては100m（農地海岸堤防）、暫定法においては150m（農地、農業用施設）」を超える場合をいいます。

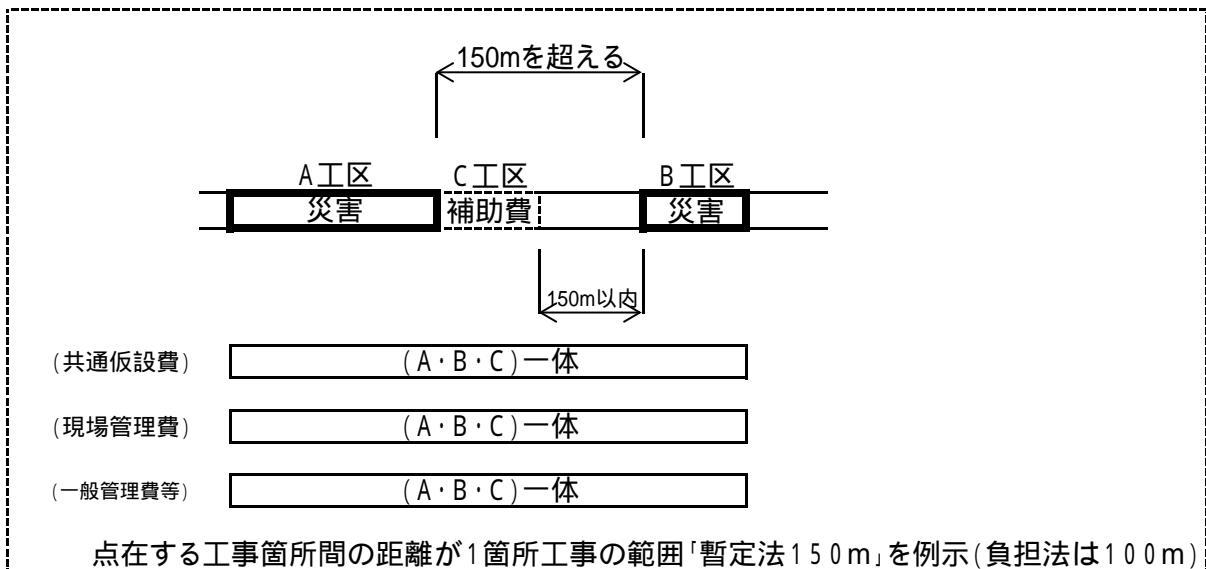
# 施工箇所が点在する工事の間接費の計算例

複数の工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が150mを超える場合は工事箇所ごとに共通仮設費・現場管理費を算出する。

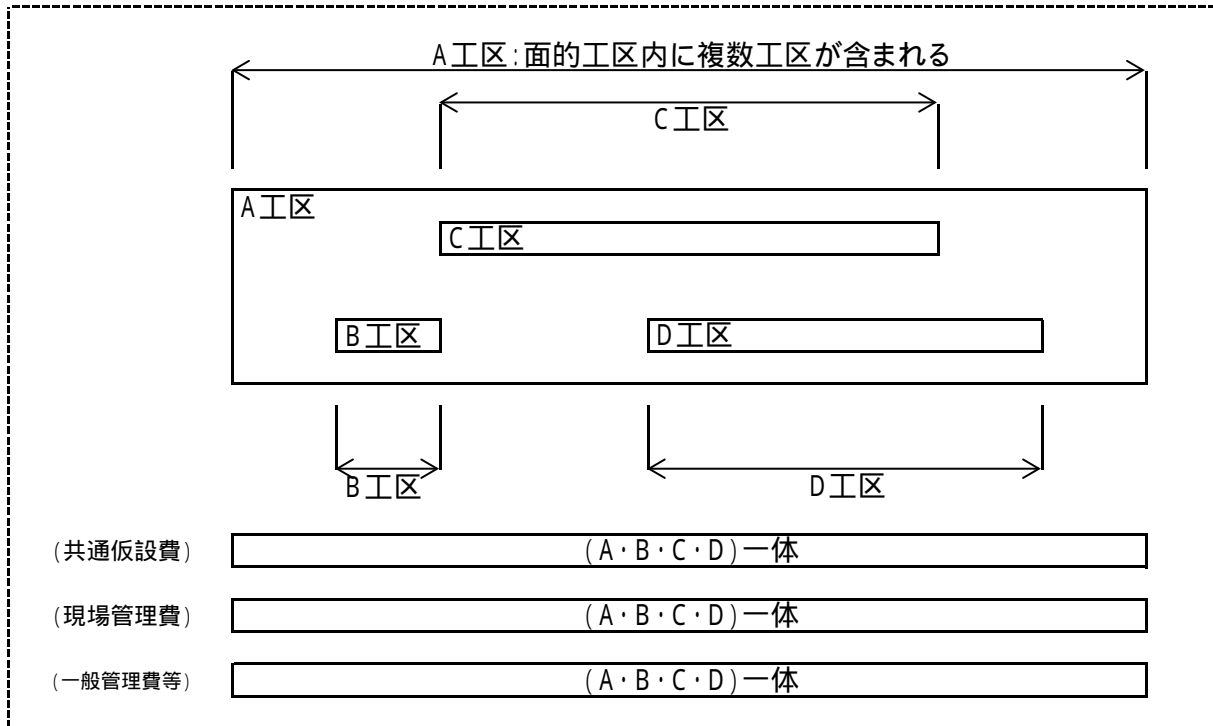


工事箇所端部での補助費による施工区域の合併等により工事箇所間の距離が150m以内となった場合標準積算のとおり,工事箇所全体(A工区+B工区+C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



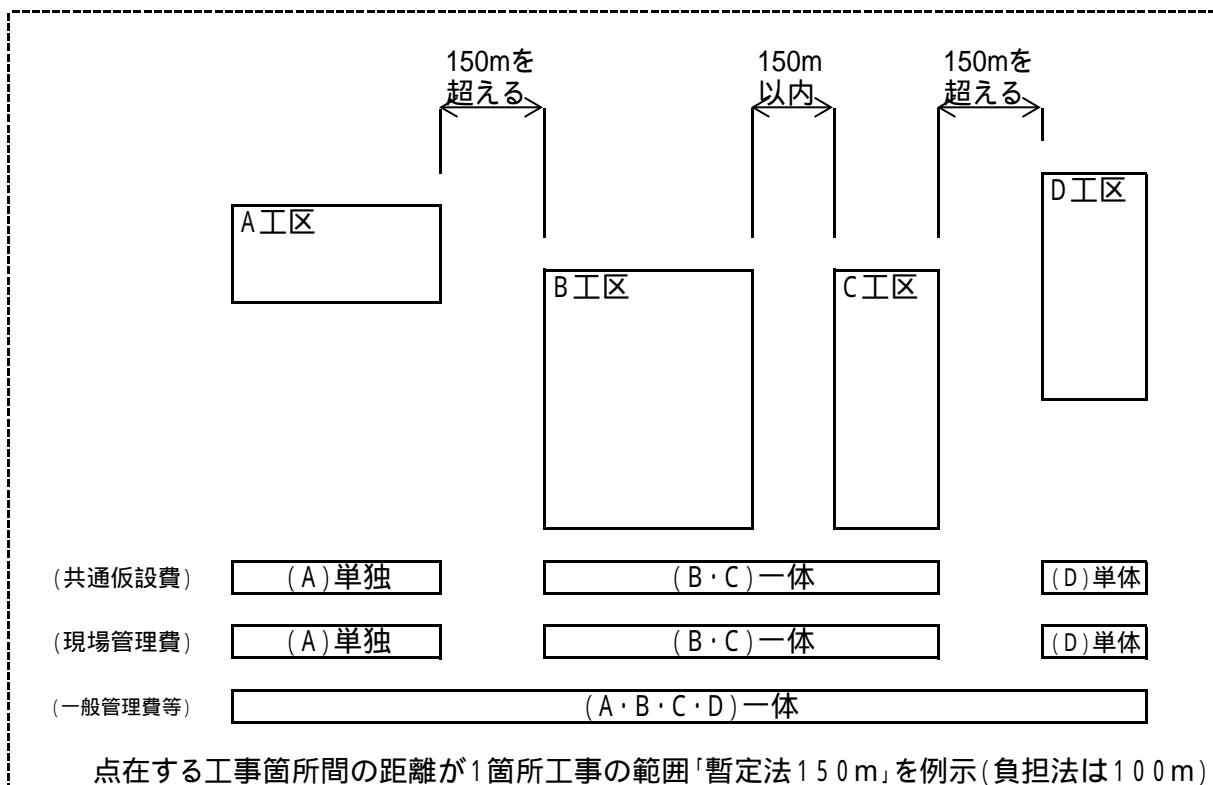
面的工事区域内で複数の工区合併等により発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区 + D工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



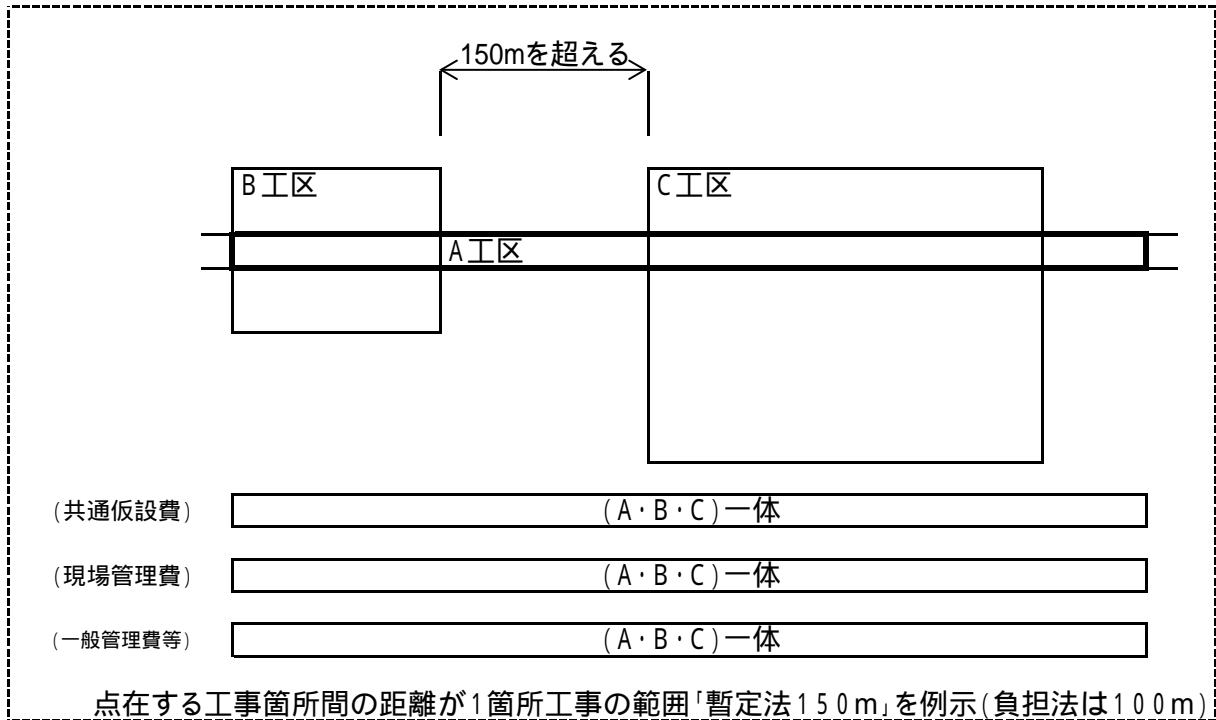
面的工事箇所を一体で発注する場合

工事箇所間の距離(直線距離)が150mを超える場合は工事箇所毎に共通仮設費・現場管理費を算出する。



面的工事箇所を路線工区と一体で発注する場合

標準積算のとおり、工事箇所全体(A工区 + B工区 + C工区)で共通仮設費・現場管理費を算出する。



## 工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化するなか、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点で設定している設計単価と工事請負契約締結時点での資材価格に差が生じている可能性があることから、当初契約締結後に単価適用年月を変更して設計単価を変更する場合の運用基準について、必要事項を定めるものである。

### 1 対象工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 平成30年2月1日以降に契約を締結する工事であること。

### 2 変更対象資材等

当初契約締結後に単価適用年月を変更して設計単価を変更するものは、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。

### 3 基準日

基準日は当初契約締結日（議決案件については本契約締結日）とする。

### 4 適用単価の変更

- (1) 発注者は、基準日において、設計単価を所管する課（農村振興課・森林整備課又は事業管理課、営繕課をいう。）が通知（設定）している最新の設計単価資料（「農業農村整備事業労務資材単価表」、「森林土木事業独自資材・製品単価及び樹木単価」又は「土木部労務資材単価表」、「営繕工事積算基準（建築）」、「営繕工事積算基準（電気）」、「営繕工事積算基準（機械）」をいう。）の設計単価及び一般発行されている積算関連資料（（一財）建設物価調査会「建設物価」、（一財）経済調査会「積算資料」）の設計単価に変更するものとする。
- (2) 工事毎に見積り及び特別調査等（以下「資材見積等」という。）により設定している設計単価については、有効期限を確認し、有効期限を経過している場合は、基準日時点で有効な設計単価に変更するものとする。
- (3) 基準日における単価適用年月日の変更契約は、当初契約締結後に遅滞なく行うことを原則とするが、受注者との調整により、契約数量・契約図面及び仕様書等の変更と合わせて、適当な時期に変更契約できるものとする。ただし、単価適用年月の変更に係る概算変更額については、当初契約締結後に遅滞なく設計変更協議書を取り交わすものとする。

### 5 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

単価適用年月の変更した場合においても、工事請負契約書第25条第1項から第4項（いわゆる「全体スライド」）、同条第5項（いわゆる「単品スライド」）、同条第6項（いわゆる「インフレスライド」）の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

### 6 適用除外工事

その他発注者が適用除外と認めた工事。

### 7 留意事項

設計単価資料については、市場の動向に応じ毎月改定していることから、単価適用年月

を変更して設計単価を変更した場合、変更契約（第1回）後の請負代金額が減額になる場合があることに留意する。

## 8 その他

- (1) 対象工事は特記仕様書に明示すること。
- (2) 議会の議決を要する変更については、議決前に設計変更協議書を取り交わすこととし、議決後に適宜変更契約するものとする。
- (3) 疑義が生じた場合は、各部設計・積算担当課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努めることとする。

### 附 則

この運用は、平成24年8月20日から施行する。

### 附 則

この運用は、平成30年2月1日から施行する。

平成28年3月16日  
農林水産部農村振興課

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における  
積算基準及び設計単価の適用年期日の改定について

平成25年5月7日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用している「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」について、下記のとおり一部改定しました。

記

1 改定内容

1 対象工事(2)「平成25年5月7日から平成28年3月31日までに公告または指名通知を行う工事」を、「平成25年5月7日から当面の間公告又は指名通知を行う工事」と改める。

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における  
積算基準及び設計単価の適用年期日の改定について

平成25年5月7日以降に公告又は指名通知を行う工事について適用している「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算基準及び設計単価の適用年期日について」について、下記のとおり一部改定しました。

記

1 改定内容

1 対象工事(2)「平成25年5月7日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事」を、「平成25年5月7日から平成27年3月31日までに公告又は指名通知を行う工事」と改める。



東日本大震災の復旧・復興事業実施期における  
積算基準及び設計単価の適用年期日について

積算基準及び設計単価の適用年期日については、公告日又は指名通知日とすることとされていますが、当面の間、積算基準及び設計単価の適用年期日を下記のとおりとしました。

なお、平成24年8月20日から施行されている「工事請負契約締結後における単価適用年月日変更の運用について」も適用されています。

記

1 対象工事

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事。
- (2) 平成25年5月7日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事。

2 積算基準及び設計単価の適用年期日

公告日又は指名通知日の前月の積算基準及び設計単価とする。

3 その他

本通知を対象とした工事であることを、入札参加者へ周知のため、現場説明書の追加資料として別紙を設計図書に添付することとする。

## 現場説明書（追加資料）

### 設計単価の適用について

入札の際に使用する積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としております。

## 「土地改良工事積算基準等」の一部改定について

農林水産省において、平成26年4月1日以降適用の積算基準等の公表がなされたところであり、宮城県においては、依然として入札不調が続いている現状を踏まえ、入札不調対策及び施行確保対策のため施工実態を反映し、下記について4月1日付けで積算基準の改定を行うものである。

### 1 改定対象基準

- 1) 宮城県農業農村整備事業等標準積算基準【統合版】 平成25年10月1日以降 宮城県農林水産部
- 2) 宮城県農業農村整備事業等標準設計（解説編・図集編） 平成25年10月1日以降 宮城県農林水産部

### 2 改定内容及び概要

- 1) 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛り  
土工の3工種について、日当たり作業量の補正を10%から20%に変更するもの。
- 2) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正  
建設機械3機種について、運転1時間当たり損料を3%割増しから5%割増しに変更するもの。
- 3) 仮設工関係歩掛りの改定  
施工実態調査結果に基づく3工種（鋼製足場、支保工、大型土のう工）の改定を行うもの。
- 4) 契約保証金に係る一般管理費率の取扱  
特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合等における契約保証費の取扱について改定を行うもの。

### 3 適用年月日

平成26年4月1日

（平成26年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う案件から適用）

### 4 積算上の運用

- 1) 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛り  
積算システムでの対応が可能となるまでの間、発注時は現行基準（10%補正）にて積算を行い、当初契約締結後において、平成24年8月20日以降適用の「工事請負契約締結後における単価適用年月の変更の運用」（以下「契約締結月の単価変更」という。）に準じて本歩掛りを適用した変更を行うこととする。

2) 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正

積算システムでの対応が可能となるまでの間、発注時は現行基準（3%補正）にて積算を行い、当初契約締結後において、「契約締結月の単価変更」に準じて本損料単価を適用した変更を行うこととする。

3) 仮設工関係歩掛りの改定

積算システムでの対応が可能となるまでの間、発注時は現行基準にて積算を行い、当初契約締結後において、「契約締結月の単価変更」に準じて本歩掛りを適用した変更を行うこととする。

5 入札参加者への周知

4 積算上の運用に関する積算を行った場合については、現場説明書へ追加資料(別紙-1)を添付することとする。

## 現場説明書（追加資料）

## 東日本大震災の被災地で適用する土木工事標準歩掛り

入札の際に使用する標記の土工歩掛り（機械土工（土砂・超ロングアームバックホウ）、土の敷均し締固め工）※は平成25年10月1日以降適用される歩掛り（10%補正）となっていますが、当初請負契約締結後において平成26年4月1日以降に適用される歩掛り（20%補正）に変更致します。

※工事内容により適切に修正すること。

## 東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正

入札の際に使用する標記の損料補正（ブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く）・バックホウ・ダンプトラック）は平成25年7月1日以降適用され補正率（3%割増し）となっていますが、当初請負契約締結後において平成26年4月1日以降に適用される補正率（5%割増し）に変更致します。

## 仮設工等（鋼製足場，支保工，大型土のう工）の適用歩掛り

入札の際に使用する標記の歩掛りは平成25年8月1日以降適用される歩掛りとなっていますが、当初請負契約締結後において平成26年4月1日以降に適用される歩掛りに変更致します。

## コンクリートに使用するセメントについて

このことについて、東日本大震災の復旧・復興工事に伴い生コンクリートを円滑に供給する必要があることから、当面の間下記のとおり取扱うこととしました。

### 記

#### 1 コンクリートに使用するセメントについて

生コンクリートを円滑に供給する必要があることから、当面の間普通ポルトランドセメントを標準とする。

#### 2 対象工事

宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事

#### 3 適用年月日

平成25年5月1日以降入札公告または指名通知を行う案件から適用とする。

なお、契約中の工事若しくは入札手続き中の工事については、受注者と発注者が協議の上、設計変更出来るものとする。

## 工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について

工事請負契約書(平成8年宮城県告示第412号)第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用について、生コンクリート類等についても、東日本大震災に伴う復旧・復興工事の増加による資材高騰等に起因して、請負代金額が不相当となるおそれが認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用をさらに拡充しました。

なお、単品スライド条項を適用しようとする場合には、発注者と十分に調整願います。

### 記

#### 1 適用の拡充

東日本大震災に伴う復旧・復興工事の増加等による資材価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域においてコンクリート類等の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通知に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごと算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

#### 2 対象工事材料

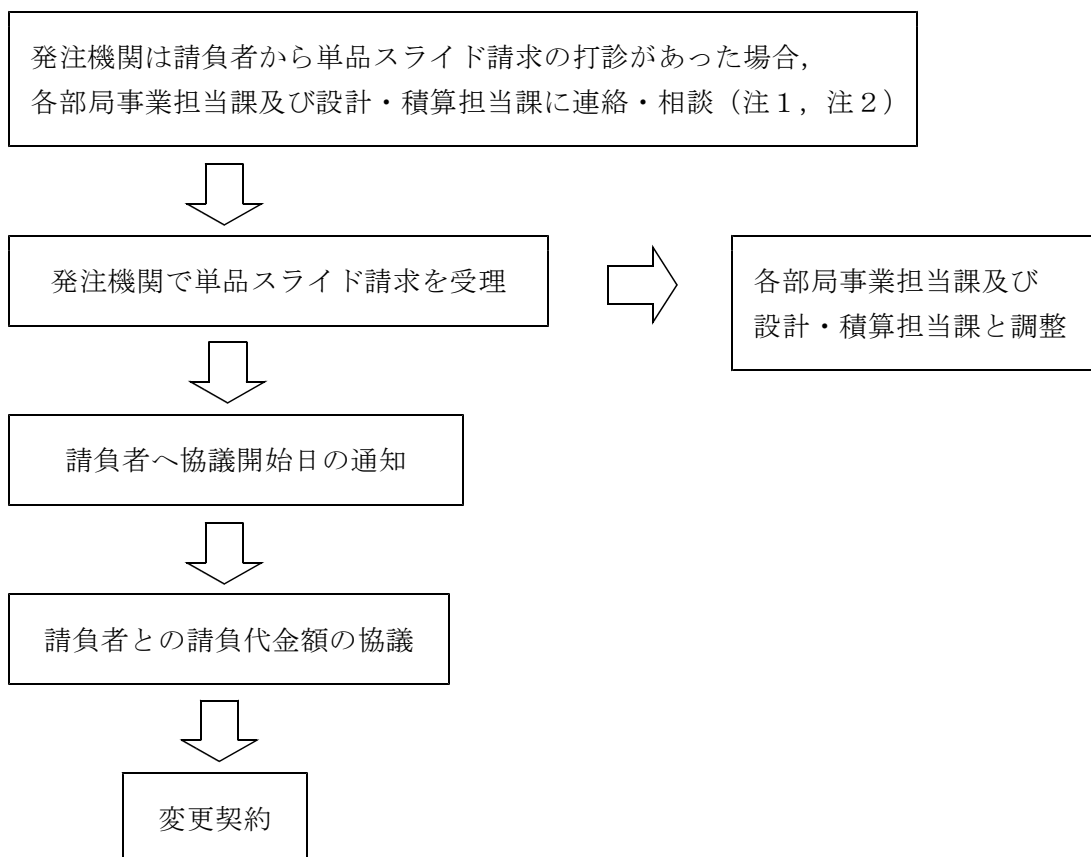
コンクリート類の対象工事材料として、以下のものを想定。

- 1) レディーミクストコンクリート(生コン)
- 2) セメント
- 3) モルタル
- 4) コンクリート混和材
- 5) コンクリート用骨材
- 6) コンクリート二次製品

#### 3 適用時期等

この通知は、平成25年6月25日から施行し、適用する。

■単品スライド条項適用にあたっての処理フロー例



（注1）本通知に基づき単品スライド条項を適用する場合，発注機関は価格上昇の要因，品目について，設計・積算担当課と調整するものとする。

（注2）請負代金額の変更が見込まれる場合，各部局事業担当課は予算担当課及び財政課と調整するものとする。



工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)協議工事一覧

協議対象材料欄において、単品スライド該当対象に「○」, 請求なしの場合は「-」  
とします。なお、その他の材料の場合は、備考に品目の記入をお願いします。

発注機関名	工事番号	工事名	受注者	当初契約額 (税込み)	契約日	工期末	請求日	協議 開始日	単品スライド協議詳細				備考
									スライド契 約締結日	スライド額 (税込み)	協議対象材料		
											鋼材類	燃料油 コンクリート類	

## 工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について

工事請負契約書（平成 8 年宮城県告示第 412 号）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、当分の間、下記のとおり運用することとする。

### 記

#### 1. 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油、コンクリート類であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M^{\text{変更}} - M^{\text{当初}}$$

$$M^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M^{\text{当初}}$ ：価格変動後の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

$M^{\text{変更}}$ ：価格変動前の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

$p$ ：設計時点における鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料の単価

$p'$ ：3. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料の単価

$D$ ：4. の規定に基づき鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率（小数点以下 4 位まで有効）

- (2) (1)に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、6. の規定に基づき別に定める様式により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

## 2. スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油、コンクリート類に該当する各材料（以下象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = S' \times 105/100$$

$$S' = ((M^{\text{変更}} - M^{\text{当初}}) - P \times 1/100) \times 100/105$$

$$M^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

S' : スライド額（税抜き）（千円未満切り捨て）

M<sup>変更</sup> : 価格変動後の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

M<sup>当初</sup> : 価格変動前の鋼材類又は燃料油、コンクリート類の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価（消費税相当額を含まない額）

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価（消費税相当額を含まない額）

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率（小数点以下4位まで有効）

P : 1. に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油、コンクリート類の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が(1)のM<sup>変更</sup>を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM<sup>変更</sup>に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

- (3) (2)の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 5. の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が4. に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5. (3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

### 3. 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p) は、次に定めるとおりとする。

#### ① 鋼材類・コンクリート類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格。）とする。

#### ② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、5.(3)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても4.の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

### 4. 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

- ① 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量
- ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量
- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
- ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、6. に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

#### 5. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても4. の対象数量とすることができる。

#### 6. 部分払時の取扱

工事請負契約書第 38 条第 3 項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、別途定める様式により、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

#### 7. 部分引渡し

工事請負契約書第 39 条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

#### 8. 請負代金額の変更手続

(1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

(2) (1)に規定する請求があったときは、工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から遅くとも30日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。

(3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

## 9. 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第25条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、1. (1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油 コンクリート類に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油 コンクリート類に該当する各材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、2. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（工事請負契約書第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

### 附 則

1. この通知は、平成20年7月14日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年10月31日以前である工事に係る8. (1)の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であって、かつ、平成20年8月29日まで」とする。

### 附 則

この通知は、平成21年2月19日から施行する。

### 附 則

この通知は、平成25年6月25日から施行する。

## コンクリート類についての運用

「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月25日付け、出契第454号）において、「原油価格の高騰等の特別な要因により、日本国内の地域において鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用通達に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱に準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする」と明記されているところであるが、コンクリート類が対象工事材料となる場合の運用については、下記のとおりとする。なお、以下に記載していない事項については、「工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年2月19日付け）の鋼材類に準じ実施されたい。

### 1. 著しい価格変動の要因

・対象工事材料の著しい価格変動の要因について整理する。
-----------------------------

- ・単品スライドは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に適用することとされている（工事請負契約書第25条第5項）。

コンクリート類に適用する場合においては大規模な災害の発生等に伴う資材需要の急増や協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第7条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の適用について、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされたものに限る）の販売価格の大幅な変動が該当すると考えられるが、発注者と受注者が共通の認識をもってその影響の重要性を客観的に認められるよう、「特別な要因」について整理することとする。

このため、受注者からも情報提供を求め、対象にしようとする品目の当該地域における需給動向や協同組合販売価格の推移等必要な情報を把握しておく。

## 2. 対象工事材料の考え方

- ・コンクリート類の対象工事材料として、以下のものが想定される。
  - 1) レディーミクストコンクリート（生コン）
  - 2) セメント
  - 3) モルタル
  - 4) コンクリート混和材
  - 5) コンクリート用骨材
  - 6) コンクリート二次製品

## 3. 対象数量

- ・対象数量は、設計図書の数量、設計数量、証明数量から以下により選定することとする。

### 1) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がある場合）

証明数量 < 設計図書の数量 → 当該材料は対象材料とならない  
設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量 → 対象材料。対象数量は証明数量  
設計数量 < 証明数量 → 対象材料。対象数量は設計数量

- 注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量  
設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）  
証明数量：受注者から証明された数量

### 2) 証明された数量と対象数量の考え方（設計図書に数量の記載がない場合）

証明数量 ≤ 設計数量 → 対象数量は証明数量  
設計数量 < 証明数量 → 対象数量は設計数量

- 注) 設計数量：積算上の数量  
証明数量：受注者から証明された数量

- ・設計数量（設計図書の数量にロスを加えた数量または積算上の数量）の算出例については、次の通り。

（レディーミクストコンクリートの数量）

$$\text{設計量} \times (1 + \text{ロス率} \%)$$

- ※ロス率については、関係事業の工事標準積算基準書によることとする。



#### 4. 受注者への確認事項

・納品書・請求書・領収書等による証明が困難な場合は、社内書類等で確認。

・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それになる社内書類等で購入価格の証明を求める。

・工場渡しにて、購入した場合で、運搬費の証明が困難な場合には、計算式より算出。

・受注者からの証明は取引が工場渡しである場合は運搬費に要した金額を併せて証明（燃料油と同様）。運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することとする。ただし、物価資料（現着単価）と比較して安価の単価をスライド額算定に用いるものとする。

#### 5. 単価（変動後の実勢価格の算定）

・実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格

・燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。

・納入の概ね1ヶ月前以上に購入契約が完了しており、その結果が現場に搬入された月と同月の物価資料等を実勢価格として掲載されていることが明らかな場合は、対象材料を搬入した月と同月の物価資料の価格を実勢価格とする。

#### 6. その他

・現在、スライド額協議中であり、本通知により難しい場合はこの限りでない。

平成24年10月1日

農村振興課技術管理班

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用について

### 概要

受注者が、不足する建設資材を遠隔地から調達することが想定されます。受注者が建設資材を安定的に確保するため遠隔地から建設資材を調達せざるを得ない場合に、それに要する購入費及び輸送費を設計変更で計上し、契約変更することができる運用を以下のとおり決めました。

#### 1 適用工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- ① 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- ② 平成24年10月1日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年10月1日時点で契約中の工事であること。

#### 2 対象建設資材

本運用の対象となる建設資材は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂, 碎石, 捨石, 被覆石等)及び仮設材(鋼矢板等)とする。

#### 3 設計変更

- (1) 受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費を変更する場合は、工事現場に建設資材を搬入する前までに書面により発注者と協議し承認(回答)を得るものとする。
- (2) 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂, 碎石, 捨石, 被覆石等)とする。
- (3) 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。

#### 4 設計変更で計上する購入費及び輸送費

- (1) 購入費(現着単価)は、受注者の購入価格(取引価格)とする。
- (2) 輸送費の算出は、基地から現場までの距離とする。
- (3) 購入した数量が契約計上数量(契約数量×ロス率)を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

## 5 購入費及び輸送費の設計変更の手順

(1) 受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。

- ① 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等)
- ② 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」)
- ③ 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由
- ④ 製造・生産工場を選定した理由
- ⑤ 見積書
- ⑥ その他、監督職員が必要と思われる事項

(2) 受注者は、購入費及び輸送費に係る設計変更を発注者から承認(回答)されその建設資材を使用した場合は、「工事打合せ簿」に、建設資材変更数量調書(任意様式)及び取引価格が証明出来る資料(契約書等)、使用証明資料(納品書等)を添付し提出するものとする。なお、添付する取引価格が証明出来る資料(契約書等)及び使用証明資料(納品書等)は原本を提示のうえ、写しを提出するものとし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を提出しなければならない。

## 6 全体スライド・単品スライド及びインフレスライドの併用

購入費及び輸送費に係る設計変更した場合においても、工事請負契約書第25条第1項から第4項(いわゆる「全体スライド」)、同条第5項(いわゆる「単品スライド」)、第6項(いわゆる「インフレスライド」)の規定に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

## 7 留意事項

- (1) 購入費及び輸送費の対象資材の規格は、当初契約締結時の規格とする。ただし、発注者との協議により、契約変更時点において規格の変更が承認(回答)されている資材については、承認(回答)後の規格とする。
- (2) 取引価格が証明出来る資料(契約書等)や使用証明資料(納品書等)で必要事項が確認できない場合又は原本の提示がない場合等、工事現場に納入したことを証明する資料として適切でないと判断される場合には、契約変更の対象としない。

## 別 紙

### 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の確認事項 (補足説明)

#### 1 今回の運用通知について

今回通知する、平成24年9月28日付け事管号外「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用について(通知)」は、平成24年7月31日付け農総号外「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の運用について(通知)」第2において、別途通知することとしていた運用です。

- (1) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について  
平成24年7月31日付け農総号外により適用済み。
- (2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について  
【今回通知により適用】
- (3) 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について  
運用については、別途通知する。

#### 2 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の確認事項(Q&A)について

#### 3 設計変更で計上する「購入費計算例」, 「輸送費計算例」

#### 4 工事打合せ簿(様式)

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の 確認事項（Q&A）について

## 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の確認事項(Q & A)について

Q 遠隔地とはどの範囲のことを示しているのか。

A 地域単価の場合で、施行地外の他管内から資材を調達した場合や、宮城県外から調達した場合も適用となります。

Q 「購入費」及び「輸送費」はどのように申請すればよいか。

A 「購入費」及び「輸送費」は「見積書」を発注者に提出し協議を行います。

Q 工期が平成24年10月1日時点で契約中及び公告中の工事を含む場合の取り扱いについて考え方を示してほしい。

A 運用基準第3(1)により、「工事現場に建設資材を搬入する前までに書面により発注者と協議し承認」の場合に対象となります。  
発注者より受注者に対し、本工事が本運用の対象とする旨の指示書「工事打合せ簿」を提示します。

【注】

10月1日公告の工事については、特記仕様書への記載が出来ないため、現場説明書(追加資料)を添付願います。

10月9日以降公告の工事については、特記仕様書への記載例を参考に特記仕様書へ記載願います。

Q 対象建設資材の外、コンクリート二次製品等は対象とならないのか。

A 供給不足が生じている特定資材のみの対応とします。  
よって、特定資材以外は対象としません。

Q 設計変更で「書面により発注者と協議し承認(回答)を得る」とあるが、定められた様式はあるのか。

A 様式 - 1「工事打合せ簿」の様式を使用します。

Q 購入費「生コンクリート、アスファルト合材、石材等(山砂、砕石、捨石、被覆石等)」は材料費に運搬費を含めた現着単価として見積を提出すればよいか。

A 「現着単価」として見積を提出して下さい。

Q 購入した数量が契約計上数量(契約数量×ロス率)を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。  
上記について具体例を示してほしい。

A 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準(設計変更で計上する購入費計算例)を参照願います。

Q 地域内及び基地に、建設資材がない事を証明する資料(打ち合わせメモ等)とはどのようなものを示すのか。

- A 商社やメーカーとの資材購入に係る確認を行った内容を記載して下さい。  
確認年月日、機関名、担当者名、材料名、規格、使用量、使用時期  
地域単価の場合で、施行地外の県内地域から調達する場合は、施行地内の地域で調達出来ない理由。  
隣接他県から調達する場合は県内で調達できない理由。  
隣接以外の他県から調達する場合は、宮城県から調達他県までの間にある都府県より調達できない理由。  
遠隔地からの調達に係る上記理由を求めるものとします。

Q 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由について、具体的にはどのようなことを記載するのか。

- A 発注管内(地域内)及び基地から、当該現場へ確認し供給できない理由を商社やメーカー等から聞き取り書面に整理します。  
(例) 需要に対して特定資材の供給が追いつかない。  
慢性的に市場に材料が不足しており、プラントから材料が届かない。

Q 受注者より協議のあった場合のみ対象となるのか。

- A 運用基準第5により「受注者より協議」の場合対象となります。

Q 発注者は、受注者から協議書の提出を受けた場合は、「工事打合せ簿」に必要事項を記載とあるが、どのような記載をするべきか。

- A 発注者欄にあるチェックボックス「承諾」欄に記載します。  
コメントがある場合はチェックボックス「その他」欄にコメントを記載します。

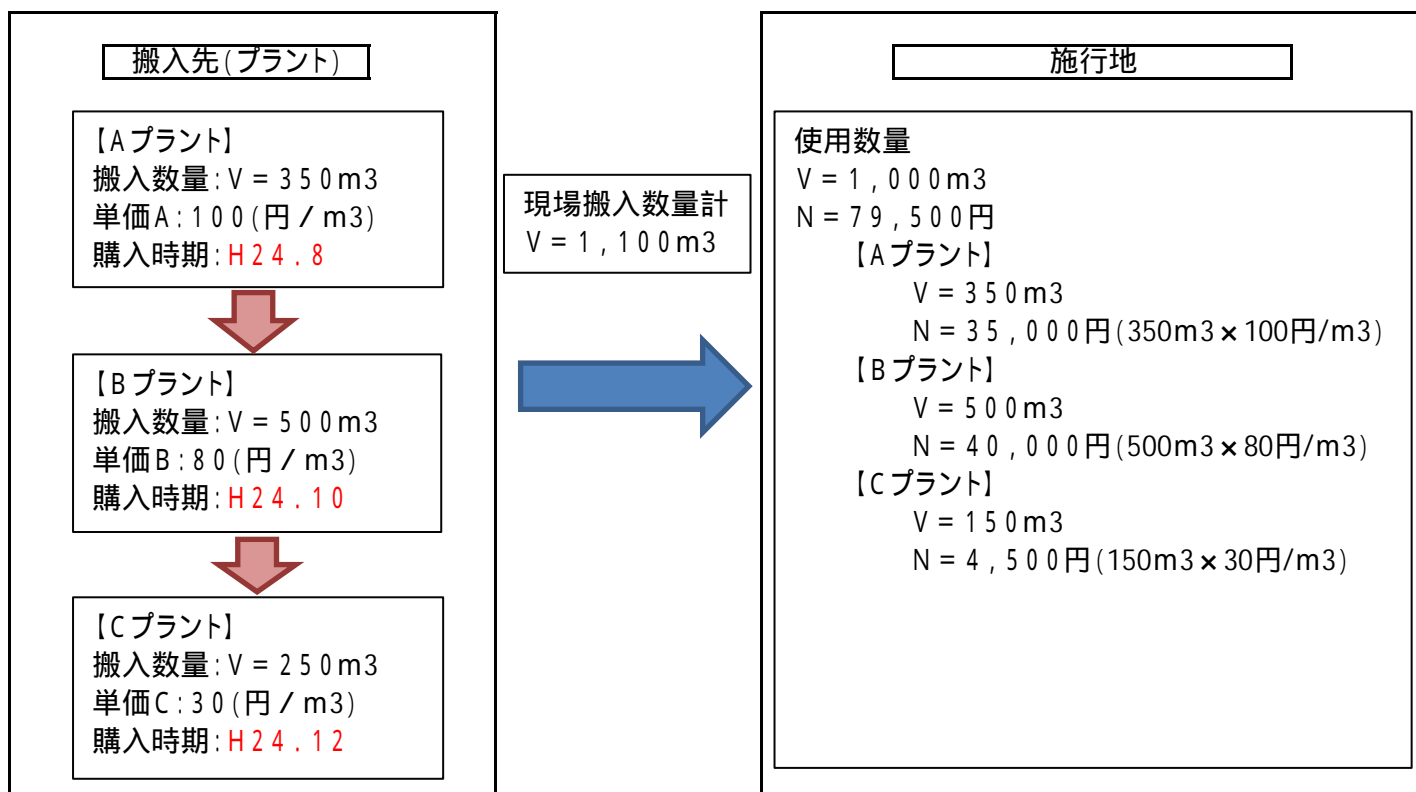
Q 購入費及び輸送費に係る設計変更した場合でもスライドの対象となるのか。

- A 労務費の改定等が発生した場合は、購入費及び輸送費に係る設計変更を行った場合でも工事としてスライドの対象となります。

設計変更で計上する  
「購入費計算例」 「輸送費計算例」



遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準(設計変更で計上する購入費計算例)



購入した数量が契約計上数量(契約数量×ロス率)を上回った場合には、遠隔地から購入した数量のうち最後に購入したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

【解説】

使用数量が1,000 m³で、3つのプラントからの搬入数量合計が1,100 m³の場合、単価の大小は問わず、購入時期の早い資材から優先的に使用する。

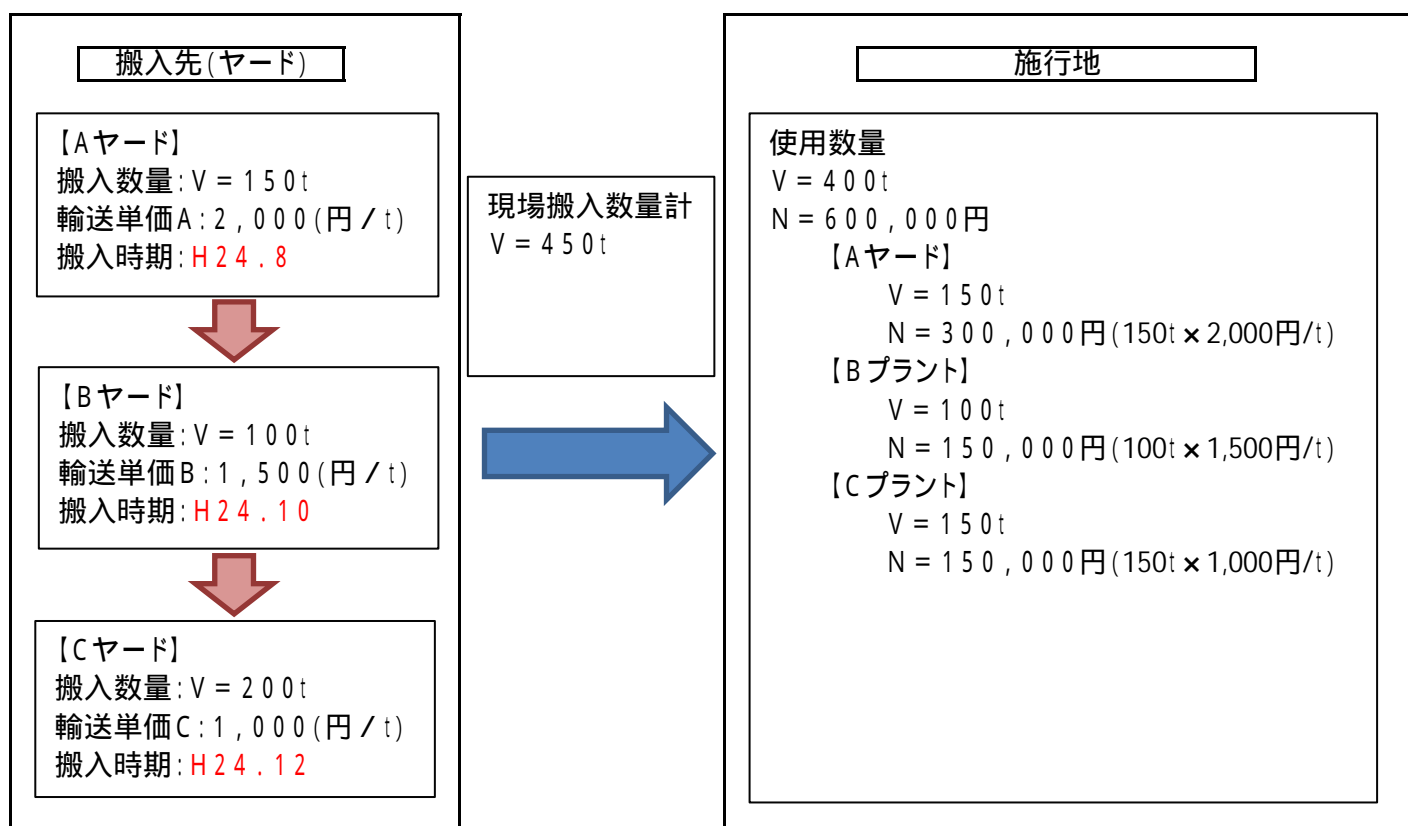
先に現場に納入された「A」「B」プラントの数量を優先し、「C」プラントの数量が1,000 m³に達するまで使用。

「A」「B」プラントの合計数量850 m³に、単価の最高額となる「C」プラントの150 m³を加え、1,000 m³とする。

「C」プラントから運搬した不使用分の100 m³については、設計変更の対象外とする。

「C」プラントの単価が3つのプラントの中で最も低い単価であるが、現場で先に購入された資材を優先的に使用することから、「A」「B」プラントの資材が「C」プラントに比較して、高い単価の資材であっても使用するものとする。

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の運用基準(設計変更で計上する輸送費計算例)



輸送した契約計上数量を上回った場合には、遠隔地から輸送した数量のうち、最後に輸送したものから順次減算し、契約計上数量と同数になるまで調整を行うものとする。

【解説】

使用数量が400tで、3つのヤードからの搬入数量合計が450tの場合、単価の大小は問わず、現場への輸送時期の早い資材から優先的に使用する。

先に現場に搬入された「A」「B」ヤードの数量を優先し、「C」ヤードの数量が400tに達するまで使用。

「A」「B」ヤードの合計数量250tに、輸送単価の最高額となる「C」ヤードの150tを加え、400tとする。

「C」ヤードから輸送した不使用分の50tについては、設計変更の対象外とする。

「C」ヤードの単価が3つのヤードの中で最も低い単価であるが、現場で先に購入された資材を優先的に使用することから、「A」「B」ヤードの資材が「C」ヤードに比較して、高い単価の資材であっても使用するものとする。

## 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準

東日本大震災に伴う復旧・復興事業が本格化する中、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について、現場労働者に係る「宿泊費」・「労働者の輸送に要する費用」・「募集及び解散に要する費用」について現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、共通仮設費（率分）及び現場管理費率に補正係数を乗じる」とこととしているところである。今後、労働者確保がひっ迫し、地域外からの労働者確保が更に必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合に必要となる費用について設計変更で計上する場合の運用基準を定めるものである。

### 1 適用工事

本運用の対象となる工事は、次に掲げる事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する工事であること。
- (2) 平成24年11月12日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年11月12日時点で契約中の工事とする。

### 2 設計変更対象項目

農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に規定する共通仮設費の営繕費のうち次の（1）から（3）に掲げる項目及び現場管理費の労務管理費のうち次の（4）から（5）に掲げる項目とする。（以下「実績変更対象間接費」という。）

- (1) 労働者の輸送に要する費用
- (2) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち宿泊費
- (3) 労働者宿舍の営繕（設置・撤去，維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費
- (4) 現場労働者に係る募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (5) 現場労働者に係る賃金以外の食事，通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 ・遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

### 3 実績変更対象費について

#### (1) 対象

- 1) 実績変更対象費の対象は、「労働者(1)」とする。  
(「社員等従業員(2)」は対象外)

#### (1) 労働者とは、

直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。

(普通作業員, 世話役, 重機オペレータ, 鉄筋工, とび工, 石工, 配管工, 大工, 左官, 電工)

#### (2) 社員等従業員とは、

元請者, あるいは下請者が, 恒常的な業務に従事させるために雇用し, そのために必要な知識・技能を有する者。

(例 現場代理人, 監理(主任)技術者, 現場管理を行う技術員等)

又は, 特定の業務, あるいは臨時の業務に従事させるために, 現業員, 技能員, 補助員等の名称で雇用し, そのために必要な知識・技能を有する者

(例 夜警員, 倉庫番, 食事係, 連絡者運転手, 事務員等)

#### (2) 借上げ費

- 1) 賃貸契約に係る契約書, 借上げに要した領収書について, 原本提示のうえ写しを提出すること。

賃貸契約に記載されている礼金, その他賃貸契約に係る費用等を含めるものとする。

#### (3) 宿泊費

- 1) 1泊当りの宿泊費は, 食事代を除いた額とする。
- 2) 領収書は, 原本提示のうえ写しを提出することとし, 宿泊した労働者毎に提出すること。
- 3) 宿泊費(1泊当り)の上限額は8,761円(税抜き)とする。

#### (4) 労働者送迎費

- 1) 専用のマイクロバス等を手配して労働者宿舎から現場までの労働者を送迎した費用を対象とすること。
- 2) 計上する費用は, 運転手賃金, 車両損料(賃料), 車両燃料等とすること。
- 3) 車両燃料等に係る領収書について, 原本提示のうえ写しを提出すること。
- 4) 会社が運転手に支給した賃金等が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を提出すること。

#### (5) 労働者の「赴任手当て」, 「帰省旅費」

- 1) 会社が労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を提出すること。

2) 労働者の所在地が分かる資料を提出すること(免許証, 社員証の写し)

(6) 早出, 残業時の食事費及び食事補助費

- 1) 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)及び食事に要した領収書等について, 原本提示のうえ写しを提出すること。
- 2) 所定労働時間を越えて作業する場合において適用となる。

〔適用となるケース〕

- ・当該工事の特記仕様書において, 所定労働時間を越える作業であると明記されている工事。
- ・協議において, 所定労働時間外の作業を行うこととなった場合。

(7) 通勤等に要する費用

- 1) 労働者に支給した額が把握できる調書等(受領書等)の写し(3)を添付すること。
- 2) 通勤等に要する費用は下記の手当のみ対象となる。
  - ・会社から現場, あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
  - ・遠隔地での工事で, 労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

- (3) 労働者本人の受領印又は本人のサインが確認できる資料又は, 賃金及び手当を銀行振込で行っている場合は, 銀行の受付印のある給与振込依頼書(個別内訳を含む)又は振込領収書(個別内訳を含む)の写しとする。

4 入札契約手続き中及び契約中の工事の対応

平成24年1月12日以降に当初契約を締結する工事若しくは平成24年1月12日時点で契約中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については, 対象であること, 並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者(随意契約の場合, 見積人)に周知するものとする。

- (1) 特記仕様書に, 次のとおり記載する。

(記載例)

労働者確保に関する積算方法の試行工事

- 1 本工事は, 「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について, 契約締結後, 労働者確保に要する方策に変更が生じ, 宮城県農林水産部(農業農村整備事業)においては土地改良事業等請負工事積算基準, 宮城県農林水産部(森林整備保全事業)においては森林整備保全事業設計積算要領, 宮城県農林水産部(漁港漁場関係工事)においては漁港漁場関係工事積算基準, 宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合

は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。

営繕費：労働者送迎費，宿泊費，借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（宮城県農林水産部（農業農村整備事業）においては、土地改良事業等請負工事積算基準，宮城県農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，宮城県農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。
  - 1）共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費，宿泊費，借上費）の割合： . %
  - 2）現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用）の割合： . %
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書，領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，宮城県農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，宮城県農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，宮城県土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

( 2 ) 平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日時点で公告中の工事については契約後，契約中の工事については本運用施行後速やかに，受注者に前項の記載例に示す内容について指示を行うこととする。

## 5 設計変更の手順

( 1 ) 受注者は，実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は，実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式 1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書，領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し，設計変更の内容について協議するものとする。

( 2 ) 発注者は，最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合，受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から，農林水産部（農業農村整備事業）においては土地改良事業等請負工事積算基準，農林水産部（森林整備保全事業）においては森林整備保全事業設計積算要領，農林水産部（漁港漁場関係工事）においては漁港漁場関係工事積算基準，土木部においては土木工事標準積算基準（宮城県土木部）に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお，全ての証明書類の提出がない場合であっても，提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

( 3 ) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については，法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があるものとする。

( 4 ) 受注者は，実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は，監督員と協議するものとする。

## 附 則

この運用基準は，平成 2 4 年 1 1 月 1 2 日から施行する。

## 別 紙

### 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用（補足説明）

#### 1 今回の運用通知について

今回通知する、平成24年11月6日付け農村号外「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（通知）」は、平成24年7月31日付け農総号外「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行の運用について（通知）」第2において、別途通知することとしていた運用です。

- (1) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について  
平成24年7月31日付け農総号外により適用済み。
- (2) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について  
平成24年9月28日付け事管号外により適用済み。
- (3) 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について  
**【今回通知により適用】**

#### 2 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の確認事項（Q&A）について

#### 3 労働者確保に要する間接費の実績変更計算シートタイプ確認表

#### 4 工事打合せ簿（様式）



## 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の確認事項(Q & A)について

Q1 発注者が受注者に「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更」の対象工事である事を伝える手段はどのように伝えるのか。

A1 農業土木工事共通仕様書(宮城県農林水産部 平成24年10月15日以降適用)「工事打合せ簿」に記載し受注者に通知するものとする。

Q2 受注者から「工事打合せ簿」により協議するための「記載内容」を示してほしい。

A2 「工事打合せ簿」の「記載内容」は以下のとおりです。  
工事において、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更」について、別紙のとおり実績報告書を提出しますので協議願います。

Q3 労働者確保における当初積算及び変更積算について、どのような補正を行うのか。

A3 当初及び変更の積算は、土地改良事業等請負工事積算基準による。  
その際、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について(平成24年3月1日付け農村号外)及び(平成24年3月9日付け農村号外)」により共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

共通仮設費率に「1.055」、現場管理費率に「1.005」を乗じる。

ただし、現場管理費率の補正については、標準積算システム(Ver.3)に共通仮設費の率補正を行うと現場管理費率が連動して変わるため、共通仮設費を入力する前の現場管理費率に補正を行うこと。

Q4 計算例を示してほしい。

A4 ケース毎の計算例は以下のとおりです。

ケース1:「支出実績額」が「実績変更対象費(率式)」を越える場合(共通仮設費,現場管理費が共に越える場合)

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	2,000,000 円	( )
支出実績額(現場管理費分)	3,000,000 円	( )
支出実績額計	5,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	2,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)計	3,000,000 円	( )
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	1,000,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)計	2,000,000 円	( ) = -

ケース2:「支出実績額」が「実績変更対象費(率式)」を超えない場合(現場管理費のみ超えない場合)

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	2,000,000 円	( )
支出実績額(現場管理費分)	500,000 円	( )
支出実績額計	2,500,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)計	2,000,000 円	( )
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	-500,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上)計	500,000 円	( ) = -
実績変更対象費(積上:調整後)(共通仮設費分)	500,000 円	( ) =
実績変更対象費(積上:調整後)(現場管理費分)	0 円	( )がマイナスとなる場合は0円とする。
実績変更対象費(積上:調整後)計	500,000 円	

実績変更対象費(積上)(現場管理費分)がマイナスとなる場合、実績変更対象費(積上)(現場管理費分)を0円とし、実績変更対象費(積上)合計は実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)を計上する。

ケース3:「支出実績額」が「実績変更対象費(率式)」を超えない場合(共通仮設費,現場管理費共に超えない場合)

費目	金額	備考
支出実績額(共通仮設費分)	500,000 円	( )
支出実績額(現場管理費分)	500,000 円	( )
支出実績額計	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(共通仮設費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)(現場管理費分)	1,000,000 円	( )
実績変更対象費(率式)計	2,000,000 円	( )
実績変更対象費(積上)(共通仮設費分)	-500,000 円	( ) = - 実績変更しない
実績変更対象費(積上)(現場管理費分)	-500,000 円	( ) = - 実績変更しない

実績変更対象費の積上げによる実績変更は行わない。(積算基準の率式により共通仮設費,現場管理費を計上する)

Q5 本運用規準の対象外となる工事とは、どのような工事が。

A5 対象外となる工事は、運用基準P.1の「1.適用工事」に該当しない工事となります。  
例としては、土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)の諸経費率を適用している工事です。

Q6 仮設宿舍建設費は実績変更の対象となるか。

A6 **仮設宿舍建設費は、対象となりません。**  
【実績変更対象費】  
・営繕費(借上費, 宿泊費, 労働者送迎費)  
・現場管理費(募集・解散費, 賃金以外の食事・通勤等に要する費用)

Q7 他県企業等の社員を一時的に元請企業の社員とした後に監理技術者等として配置した場合、宿泊費等の経費は実績変更の対象となるか？

A7 **対象となりません。**  
元請企業, 下請企業にかかわらず, 下記に該当する者は「労働者」とならないため, 実績変更対象費の対象となりません。  
・現場代理人  
・主任技術者又は監理技術者  
・「技術関係者」(施工計画書の中の現場組織表に記載されている技術関係者)  
・夜警員, 倉庫番, 食事係, 連絡運転手, 事務員等

Q8 被災地以外からの労務者確保が目的のようであるが, 対象労務者のうち近隣在住者も実績変更の対象となるか。

A8 今回の運用基準は、積算基準により率計上で積算した金額(共通仮設費率、現場管理費率により算出)では工事の実施が困難な場合に支出実績を踏まえて、実績変更するものです。  
よって「労働者」は、近隣在住者も含め、すべての者が対象となります。

Q 9 労働者が対象工事に従事していたかの確認はどのようにするのか。

A 9 受注者から提出される証明書類(宿泊等に伴う全領収書,賃金台帳,作業日報,出勤簿,工事別・労働者別の金額計算書等,対象工事に従事していることが分かる資料)により確認します。  
証明書類で対象工事に従事したことが確認できない場合は実績変更の対象となりません。

Q 10 受注者が被災地以外に拠点を置く企業であった場合でも実績変更の対象となるのか。

A 10 対象となります。

Q 11 交通誘導員は本運用の対象となるか。

A 11 **対象となります。**  
「宿泊費」,「送迎費」が伴う場合は,現場管理費の「募集解散費」に計上することになります。  
交通誘導員については,通常「安全費」に労務賃金のみ計上することとなり,労務管理費(交通誘導員設置に伴う「宿泊費」,「送迎費」)は現場管理費に計上することになっております。

Q 12 労働者送迎費の確認方法について,送迎の日時,経路等を領収書に記載したもので確認するのか。  
また,リース車両とした場合,送迎用に使用した証明はどのようにするのか。

A 12 日時,発着場所,燃料消費量,使用車種等が記載された運転日報(集計表)と領収書等で確認します。  
また,リース車両についても領収書で確認します。

Q 13 募集解散費の帰省旅費について,旅行先の分かる領収書により確認することでよいのか。  
また,解散し次の現場に行く旅費も対象になるのか。

A 13 帰省旅費については,旅行先(発着地)の分かる領収書にて確認します。  
解散後の旅費については,受注者が手当てもしくは旅費として支払っているのであれば,対象となります。

Q 14 社員の範囲を示して欲しい。  
期限付き社員など

A 14 雇用保険に入っているかどうかで判断願います。

Q15 積算時の対応について示して欲しい

A15 積算について

1 当初設計及び設計変更時における積算

当初設計及び設計変更時(中間)の積算は標準積算基準による。その際、「間接工事費(率計上分)の率補正について(平成24年3月9日付農村号外)」により共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

2 最終(精算)変更における「間接費の実績変更」の精算

次式により算出した「実績変更対象間接費(積上)」額を、共通仮設費、現場管理費に積上げ計上し、実績変更するものとする。

$$\text{実績変更対象間接費(積上)} = \text{支出実績額(1)} - \text{実績変更対象費(率式)(2)}$$

1 支出実績額

=労働者確保にかかる実績報告額(様式1)の額(ただし、証明書類において確認された費用(税抜き)。)

2 実績変更対象費(率式)(小数点以下切捨て)

=「積算基準の率式により算出した共通仮設費(率分)又は現場管理費」×実績変更対象費の割合(運用基準3)

共通仮設費		当初設計	変更設計
【共通仮設費の構成】			
借上費		実績変更対象費(追加)	実績変更対象費(積上)( )
宿泊費		実績変更対象費(率式)	実績変更対象費(率式)( )
労働者送迎費		その他	その他
その他		技術管理費	技術管理費
技術管理費		役務費	役務費
役務費		安全費	安全費
安全費		準備費	準備費
準備費		運搬費	運搬費
運搬費			
			支出実績額 ( + )
実績変更対象費(率式) ……	積算基準の率式により算出された現場管理費のうち宿泊費等に相当する費用		
実績変更対象費(追加) ……	「間接工事費(率計上分)の率補正について」により追加計上された宿泊費等		
実績変更対象費(積上) ……	本運用により積上げ計上する共通仮設費(宿泊費等)		
宿泊費等 ……	借上費, 宿泊費, 労働者送迎費		

現場管理費		当初設計	変更設計
【現場管理費の構成】			
労務管理費		実績変更対象費(追加)	実績変更対象費(積上)( )
安全管理等に要する費用		実績変更対象費(率式)	実績変更対象費(率式)( )
租税公課		安全管理等に要する費用	安全管理等に要する費用
保険料		租税公課	租税公課
・		保険料	保険料
・		・	・
・		・	・
外注経費		外注経費	外注経費
工事实績等に要する費用		工事实績等に要する費用	工事实績等に要する費用
雑費		雑費	雑費
			支出実績額 ( + )
実績変更対象費(率式) ……	積算基準の率式により算出された現場管理費のうち労務管理費に相当する費用		
実績変更対象費(追加) ……	「間接工事費(率計上分)の率補正について」により追加計上された宿泊費等		
実績変更対象費(積上) ……	本運用により積上げ計上する現場管理費(労務管理費)		

## 東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置について

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じています。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるための工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、請負工事で労働者宿舎を設置することについての「試行要領」を定めました。

### 記

#### 1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 適用日において契約締結済み又は適用日以降に当初請負契約を締結する工事で、適用日以降に宿舎の設置について事前協議する案件であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。
- (4) 共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種の工事であること。

#### 2 適用年月日

平成25年10月23日から適用する。

#### 3 土地改良事業等請負工事積算基準で、共通仮設費(率計上分)に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種は次のとおりある。

- |            |             |
|------------|-------------|
| ○ほ場整備工事    | ○畑かん施設工事    |
| ○農道工事      | ○海岸工事       |
| ○水路工事      | ○コンクリート補修工事 |
| ○河川及び排水路工事 | ○その他土木工事(1) |
| ○管水路工事     | ○その他土木工事(2) |

※詳しくは、次頁以降の「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」をご覧ください。

## 東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領

東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が生じている。

このような地域においては、復旧・復興事業を円滑に進めるため工事に従事する労働者の宿舎を新たに確保する必要があることから、請負工事で労働者宿舎を設置することについて「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する試行について、農林水産部（農業農村整備事業）においては（平成25年2月25日付け事務連絡）、農林水産部（森林整備保全事業）においては（平成25年3月18日付け24林整計第216号）、農林水産部（漁港漁場関係工事）においては（平成25年3月6日付け24水港第3125号）、土木部においては（平成25年2月22日付け国技建8号）」に基づき、必要な事項「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）を定めるものである。

この「試行要領」により、宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事で労働者宿舎を設置する場合には、共通仮設費の積上げ分として宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することができるものとする。

### 1 対象工事

対象となる工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

- (1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事であること。
- (2) 適用日において契約締結済又は適用日以降に当初請負契約を締結する工事で、適用日以降に宿舎の設置について事前協議する案件であること。
- (3) 発注者が、工事規模及び工事箇所近隣の宿泊施設等の状況を考慮した上で選定する工事であること。
- (4) 共通仮設費（率計上分）に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種の工事であること。

### 2 労働者宿舎建設

- (1) 労働者宿舎の調達はリース契約とする。
- (2) 労働者宿舎の設置にあたり、工事請負契約後に必要事項（地域内に宿泊施設を確保出来ない理由等宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について事前協議することとする。なお、労働者宿舎の仕様は、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
- (3) 労働者宿舎建設に要する費用のうち「労働者宿舎仕様基準」に示す標準仕様（以下「標準仕様」という。）については、発注者が複数の見積りを徴収し、適切な労働者宿舎建設費用を計上するものとする。
- (4) 発注者は、建物費の計上にあたり、見積りや図面などから「必要と認められない設備等」が含まれていないかを精査し、適正な部分のみ計上するものとする。なお、対象外と判断した設備等で、受注者が必要とする場合は受注者負担（撤去含む）とする。
- (5) 「標準仕様」以外の給排水関係又は外構等は、最終精算変更時点で精算できるものとし、受

注者は最終精算変更時点において、建物費に要した金額を証明する書類（領収書、領収書等のないものは金額の適切性を証明する金額計算書等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (6) 受注者は、労働者宿舎の仕様に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (7) 受注者は、当該宿舎を使用できない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等については、「被災地以外からの労働者確保に要する間接費の実績変更の運用基準」（以下「間接費の実績変更の運用」という。）に基づく「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、「建物費」と重複した請求と認められる場合は「間接費の実績変更の運用」の対象外とする。
- (8) 労働者宿舎に必要な用地は、受注者が確保するものとし、借地料が必要となる場合は、「試行要領」における「3 労働者宿舎維持管理（12）」によるものとする。
- (9) 受注者は、労働者宿舎建設完了時に、「労働者宿舎仕様基準」に定める事項について、監督職員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、前項の規定の立会に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、当該工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (11) 建物費の範囲は、下記に示す労働者宿舎の設置費、リース費及び撤去費（建物費で計上した部分のみ）とする。ただし、使用後に宿舎を引継ぐ場合は、撤去費は計上しないものとする。

#### 建物費として計上出来るもの

- (ア) 宿舎（標準仕様部分）
- (イ) 付帯設備（各室、共用）
- (ウ) 厨房室※
- (エ) 外構等※
- (オ) 給排水関係※
- (カ) 宿舎の撤去費用
- (キ) 宿舎に関わる設備撤去費用（給排水関係等）

注）上記の付帯設備（各室、共用）に要する費用は、「建設業附属寄宿舍規程（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」により規定された設備が対象となる。

※）（ウ）、（エ）及び（オ）は、受発注者の協議により、必要に応じて計上できるものとする。

#### 建物費として計上出来ないもの

- (ア) 消耗品費
- (イ) 管理人等給与等
- (ウ) 労働者宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等

注）上記（ウ）に該当する費用は「共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）」に含まれている。

- (13) 疑義が生じた場合は随時協議するものとする。



### 3 労働者宿舎維持管理

- (1) 「試行要領」による当該宿舎の設置，維持管理，撤去は，受注者が行うものとする。
- (2) 発注者は，受注者が適切に労働者宿舎を管理するよう，受注者へ適正に指導するものとする。
- (3) 当該宿舎は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり，当該工事に従事する労働者以外には使用できない。ただし，当該工事の受注者が，別途受注した「試行要領」における「1 対象工事（2）及び（3）」に該当する宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事に従事する労働者が当該宿舎使用を希望する場合は，発注者及び受注者の協議によりこれによらないことができるものとする。
- (4) 宿舎管理において，訴訟等の問題が発生した場合は受注者の責任において速やかに解決すること。
- (5) 受注者は，労働者宿舎の引き払い時期について，工事打合せ簿に，「労働者宿舎利用報告書（様式1）」を添付して監督職員に提出し，発注者へ報告するものとする。
- (6) 発注者は，前項の報告を受けて，関係機関等に労働者宿舎利用希望について照会し，当該宿舎の管理・運営を引継ぐ別工事を選定するものとする。
- (7) 前項において，引継ぐ工事がない場合は，当該工事において宿舎を撤去するものとする。
- (8) 当該工事完了後の労働者宿舎の取扱い（撤去又は引継ぎ）については，当該工事完了の概ね2ヶ月前までに受注者及び発注者の協議により決定するものとする。
- (9) 労働者宿舎を引継ぐ場合は，受注者は発注者が指定する者へ引き継ぐものとする。
- (10) 受注者は，労働者宿舎撤去又は宿舎引き払い完了時に，監督職員の立会を受けるものとし，あらかじめ立会願いを所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
- (11) 受注者は，前項の規定の立会に臨場するものとし，監督職員の確認を受けた書面を，当該工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (12) 現在運用している「間接費の実績変更の運用」に基づく被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合は，「労働者宿舎の維持・補修に要する費用」及び「租税公課」を加えた下記に示す費用（以下「労働者宿舎実績変更対象費」という。）とし運用することとする。

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

(13) 発注者は、 宿舎建設協議時に、 当該工事の設計額における共通仮設費及び現場管理費に対する「労働者宿舎実績変更対象費」を、 工事打合せ簿にて受注者に通知するものとする。

また、 契約変更を行う場合（契約金額が変更となる場合）は、 その都度、 変更となる「労働者宿舎実績変更対象費（見込み額）」を受注者に通知する。

(14) 受注者は、「労働者宿舎実績変更対象費」を請求する場合は、 工事打合せ簿に、「労働者宿舎等に係る実績報告書（様式2）」及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、 領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書などをいう。）を添付して監督職員に提出し、 実績変更の内容について協議する。（なお、 提出期限は協議のうえ決定する。）

(15) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。

#### 4 当該工事受注者への周知及び協議

当該工事受注者へ「試行要領」の対象工事である旨を、 工事打合せ簿にて通知し、 労働者宿舎建設について協議する。

#### 5 その他

(1) 受注者の責めによる工事工程等の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、 設計変更の対象としない。

(2) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、 法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

#### 附則

この試行要領は、 平成25年10月23日から適用する。

## 労働者宿舎利用報告書

年 月 日

発注者

受注者



平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎利用期間について下記のとおり報告します。

## 記

工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇市〇〇地内
工 期	平成 2 5 年 8 月 〇 日 ~ 平成 2 7 年 3 月 〇 日
労働者宿舎設置場所	〇〇〇町〇〇〇地内
労働者宿舎利用戸数	1 0 0 戸
労働者宿舎引き払い時期	平成 2 7 年 1 月 〇 日

## 労働者宿舎等に係る実績報告書

年 月 日

発注者

受注者

㊟

平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎等に係る実績報告書を提出します。

費 目	費 用	内 容	支払額 (税抜き)	
共 通 仮 設 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	円	
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	円	
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	円	
	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	円	
		用地の借地料	円	
小 計		円		
現 場 管 理 費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	円
	租税公課	租税公課	固定資産税等の租税公課等	円
	小 計		円	
合 計			円	

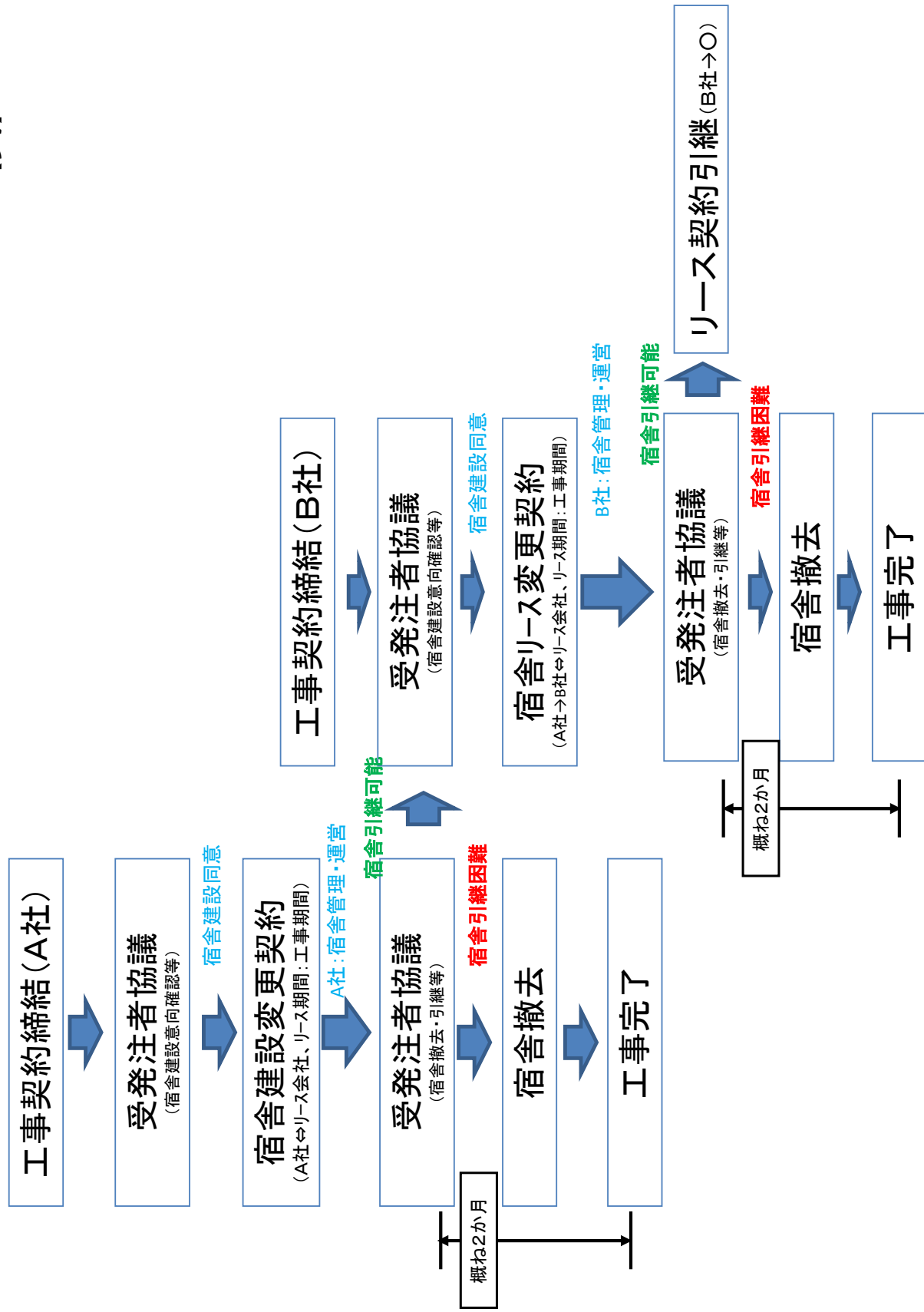
## 労働者宿舎 仕様基準

共 通	
仕 様	仕様は、本基準によるほか、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」による標準的な仕様とする。 また、必要な設備についても設けるものとする。
耐久性	供用期間は原則として3～5年間を想定し、十分な耐久性を確保するものとする。
法令遵守	宿舎建設に関わる関係法令等を遵守すること。その手続きは、受注者が行うこと。 建築基準法上の取扱いは、建築基準法第6条第1項による建築確認によること。 関係法令等・・・労働基準法（寄宿舍規則の届出）、消防法、電力・ガス供給、電話線引込及び上下水道接続関係等
標準仕様	
配 置	複数棟を設ける場合には、隣棟間隔を4～6mとすること。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。
階 数	2階建てを標準とする。
間取り	1棟当たり20室又は30室を標準とする。 共用部は、浴室、便所、洗面室、洗濯乾燥室、食事室（厨房室併設可）、くつ・雨具等収納スペースを設けること。 各室は、洋室とし、半畳程度の物入を設置すること。
面 積	一室3畳（物入除く。）程度以上とし、個室を標準とする。
断熱材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・壁　：グラスウール10K t=100mm相当以上 ・床　：グラスウール10K t=50mm相当以上
開口部	各室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
シックハウス	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
暖冷房	暖冷房用のエアコンを各室に1台設置する。
必要に応じて追加する工事に関する仕様（協議により、追加計上）	
給 水	受水槽については、適宜設置する。
排 水	汚水排水処理は、原則として浄化槽方式とする。
外構等	駐車場は、原則として、宿舎室数分以内の駐車スペースとする。
その他	隣地及び敷地地盤の状況等により、対策を講ずる必要がある工事

※ 上記仕様により難しい場合は、受発注者の協議により仕様を定めることができるものとする。

## ■ 宿舍建設の流れ

【参考】



土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱いについて

積算における資材の設計単価については、土木工事標準積算基準書及び土地改良事業等請負工事積算基準に基づき、「物価資料等を参考として、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額」とし現場持ち込み価格（現場着単価）を採用しているところですが、下記の建設資材について設計と実取引で乖離が発生していることから、当面の間、実態を把握の上、必要に応じて実取引にて変更契約できることとします。

記

1. 対象工事

- (1) 宮城県農林水産部及び宮城県土木部が所管する全ての工事
- (2) 適用日において契約締結済又は適用日以降に当初契約を締結する案件で、適用日以降に調達条件について協議する案件であること。

2. 対象資材

「土砂」、「碎石」、「捨石」、「被覆石」等とする。

3. 取扱いの概要

- (1) 上記建設資材を当初設計において現場着単価で積算を行っている工事で、施工計画に基づき、調達条件が異なる場合は、受注者からの協議により取引状況に応じて設計変更するものとする。
- (2) 上記資材搬入において、標準作業以外の作業（現場外の仮置き等）が生じる場合は、状況を確認し、必要に応じて実績に基づき計上することができるものとする。

4. 適用日

本運用は、平成25年12月1日から適用する。

4. 主な手続き

特記仕様書等に、取扱いの内容を記載する。